

第五十五回国会 商工委員会議録 第二十八号

昭和四十二年七月十一日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 嶋田 宗一君

理事 田中 武夫君

理事 麻生 良方君

理事 稻村左近四郎君

小笠 公昭君

倉成 正君

小山 省二君

坂本三十次君

田中 六助君

橋口 隆君

武藤 嘉文君

岡田 利春君

中谷 鉄也君

古川 喜一君

吉田 泰造君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

國務大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

行政管理局行政管理局長 大國 彰君

經濟企画庁綜合開發局長 加納 治郎君

外務政務次官 田中 策一君

外務大臣官房長 齋藤 鐵男君

外務大臣官房會計課長 鹿取 泰衛君

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

七月六日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

関する法律案(内閣提出第一四六号)

同月十日

離島振興法の一部を改正する法律案の早期成立

に關する請願(池田清志君紹介)(第二七八六号)

は本委員会に付託された。

七月五日

資本取引自由化に關する陳情書(大阪市北区堂

島西町一関西経済同友会代表幹事伊部恭之助外

一名)(第二二六号)

同(名古屋商工会議所会頭鈴木亨市)(第二八一

号)

資本取引自由化等に関する陳情書(高知市棧橋

通二の九一高知県中小企業団体中央会長服部久

吉)(第二八二号)

輸出振興に關する陳情書(大阪市北区堂島浜通

り一関西経済連合会長青原義重)(第二八三号)

人口激減地域の総合的振興対策確立に關する陳

情書(中国五県議會正副議長會議代表山口県議

會議長吉井公人)(第二九七号)

は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

參考人出頭要求に關する件

石油開發公団法案(内閣提出第六七号)

離島振興法の一部を改正する法律案(倉成正君

外二十一名提出、衆法第三〇号)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

關する法律案(内閣提出第一四六号)

貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

○島村委員長 これより會議を開きます。

參考人出頭要求の件についておはかりいたしま

す。

理事會の協議に基づきまして内閣提出、特定職

維工業構造改善臨時措置法案審査のため參考人か

ら意見を聴取することとし、その人選、日時、手

続等に關しましては委員長に御一任願っておきた

いと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○島村委員長 内閣提出、石油開發公団法案を議

題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。中村重光君。

○中村(重)委員 それでは鉱山局長にお尋ねいた

します。

危険物の取り扱いの規制に關する問題です。給

油車及びガソリンスタンド、そうしたところにお

ける火器あるいは器具等の取り扱いに關しては、

危険物の規制に關する政令が制定されておるわけ

ですが、ところが私どもがスタンドに行ってみま

すと、タイヤの修理を、危険物との間に障壁を設

けていないところをやっておるというところを目

撃をするわけです。非常な危険を感じるわけ

です。だから、そうした政令はあるわけですが、取

り締まりの面においてどのようにやっておら

しゃるのであるか。法の不備という点も私はある

のではないかと思いますし、行政指導が不徹底で

あるという面もあるのではないかと思います。

なおまた、時間の關係から、私が問題点を指摘

をしてお答えを願いたいと思うのでありますが、

このパンクの修理に対しては、技術者の身分とい

は、日本の資本で海外の油田の開発をやるべきであるという答申を得ておりますので、その答申に基づいて石油開発公団というものを設けて、そして実質的に安定かつ低廉な石油の供給を確保したいというつもりでこの法案を出した次第であります。したがって将来におきましては、昭和六十年におきましては大体この石油開発公団によって確保する石油が全体の石油量の約三割を占めるといふような計画をいたしております、それによって石油の低廉かつ安定的な供給を仰ぐということにしたいと思います。

なお、最近の中東問題によりまして、中東だけから石油の供給を仰いでいることには安定性を欠きますので、したがって世界各國の油田の開発にあたりたいというような考えをいたしております。同時に、できれば日本国内あるいは日本の近くにおいて石油の油田の開発をやりたいというようなことで、それについての調査費もまた別に計上いたしておることでありまして、とにかく必要な石油量はどうしても確保するということで、今後いろいろの対策を考えておる次第であります。

○中村(重)委員 大体いまお答えになったような点、いままでの各委員の質問にお答えになっているわけですね。そこで私がやはり政府の考え方が明らかでないというところでお尋ねをした点に、四十二年三月十三日の閣議決定であったと思うのですが、経済社会発展計画、これによりまして昭和四十二年度から昭和十六年度までの経済運営の指針として海外原油開発のための施策を拡充する。そしてこの計画期間中の重点政策ということにこれが明示されておるわけですね。その一カ月前であつたと思いますが、総合エネルギー調査会の答申が行なわれている。それによりまして、「エネルギー政策の展開」ということで、石油政策が明らかにされておるのでありますが、それによると、いまお答えがございましたように原油の低廉安定供給の確保という点を非常に重視し、その一つとして昭和六十年において総原油所要量の約

三〇%を海外開発原油で供給するということを目指して「そのために必要な規模の開発を行なうべきである。そのための体制として公団形態による総合的推進母体の設立をはかり、効率的に推進すべきである」というように示されておるようであります。

そこで政府はこの答申を受けて今回の公団をつくるということになったと思うのでありますが、これはわかりません。ところが、その前提であるべき海外石油開発の目標というものが樹立されてないのではないかと、私はいろいろな答弁を伺いましてその疑問がやはり解けない。そこでまず総合エネルギーの中の石油、なにかんなく海外開発原油をどう位置づけるのかということをお聞きしたい。私はお伺いしたわけですが、その答弁を聞きましてその点はやはりはっきりいたしません。私の疑問は解けない。特にここで疑問を解けないという問題を具体的に申し上げるのでありますが、答申されたその中に三〇%の開発を確保するという点があるのではありませんか、この点に對しまして各委員の質問に對しても明確でない。明確でないということよりも大蔵省の主計官の答弁であつたと私は思うのでありますが、これは政府の施策として決定しているわけではない、そういう答弁があつたということでもあります。これを私はやはり問題にするのであります。石油開発公団をつくるその前提は、やはりこの三〇%の開発をやるのかどうかということなんです。その前提を忘れて、ただ形だけをつくっていくということには問題があるのではないかと、そうなりますと、この公団そのもののあり方というものがやはり問題になってくるわけでありまして、あとですと、お尋ねをしていきたいと思うのでありますけれども、やはりそこに公団の性格づけというものが変わってくるのではないかと、思うのであります。したがって、まずこの三〇%の問題をどのようにお考えになっていらっしゃるのか、大臣の明快な答弁を伺ってみたいと思います。

○菅野國務大臣 三〇%の石油を確保するについて、地点については大体目標を持っておるのであります。問題は、資金のことが問題になると思ひます。これは、私がこの前のこの委員会でお答えいたしましたとおり、今後の日本の産業というものは、石油を確保しなければ産業の発展はできないのであります。したがって、その必要は石油量というものはどうしても確保しなければならぬ。そこで必要な石油を確保できないというところであれば、日本の産業はストップする、あるいは停滞するということになるのであります。日本の産業、経済を進展せしめるという意味において、どうしても必要な石油を確保する、その必要は石油を確保するに必要資金、これはまた確保しなければならぬということ、その点について、今後大蔵省とも折衝して、やるつもりであります。また、今度の石油開発公団を設けるに府の方針でありましたが、この石油開発公団は、エネルギーの百年の大計を立てるという意味において、総理も大蔵大臣も快くこの開発公団の新設を認めることになったのであります。でありますから、政府全体として、今後、石油資源を確保するという点については、おそらくだれも異論も唱えず、将来とも、資金の点においては私は確信を持ってお答えすることができるとは、いかに、こう考えております。

○中村(重)委員 必要な石油を確保しなければならぬ、いわゆるエネルギーの低廉安定供給ということですね、そのためには必要な資金が必要である、当然な話です。ところが、大臣が、中東動乱の教訓であるとか、それから石油というものが産業のいわゆる血液であるとか重要視しておるという点からいまして、そのことを絶えず各委員の質問に對しても強調されてまいりました点からいまして、でも、どうも必要な資金というものが確保されない、現段階においてはまだそこまでいっていないのだ、だから一応の目途としては三〇%ということはお考えおられるけれども、まだそれを確保するまでに至っていないのだという点

は、私はどうしてもその点が抵抗を感じるのであります。石油開発公団というものを、板川委員の質問に對してあなたは答へになったと思うのであります。石油政策の転換であるとお答えになったのであります。それから石油政策の確立であるとお答えになったわけですね。それほど石油開発公団というものをあなたは重視していらっしゃるのではありませんか、その石油開発公団の中身がこれであるのかどうかという点です。御承知のとおりSKは採掘もやっておりますが、採取業務もやっております。今度の開発公団は、この直接の業務であるところの採取業務というものをやらなさい。これはどうしてであらうかと私は疑問に感じているのであります。いろいろ伝えられるところによりまして、業界がこれに反対をしたのだ、そこで妥協の産物としてSKがこれまでやっておりました業務を、三年間はこれを分譲していただくというところになっておるようであります。あなたが答へになつておられますように、私は海外原油の開発というものはきわめて重要であると思ひます。そういう観点からいまして、この海外原油の位置づけというものは、きわめてこれは重要な問題点であるわけでありまして、まずこれをどうするかということをおきめにならないければならぬ。御承知のとおり、石炭問題に對しましては、一次、二次、三次と調査されて、答申が行なわれてきた。そのつど政府は、石炭政策大綱というものを立てておりました。今度の審議会の答申に對しまして、五千万トンというものを直ちに政府はこれを大綱として決定をなさつたわけですね。ならば、この海外原油の場合におきましても、いろいろ資金の問題もありましようが、はつきり三〇%なら三〇%ということをお考えをなさる。これを決定をする、政府の意見を統一する、その上に立って資金をどうするかということをお考えにならないければならぬのではないかと、さらにまた、石油開発公団の問題にいたしまして、ただ融資をするとか債務の保証をするとか、あるいは

機械を貸与するとか、そういうことだけで足りるのかどうか。やはりいままでSKがやっておりますように、直接の採取業務というものはやらなければならぬのではないかと問題点がそこに出てくるのではないかと思っております。せっかく大臣が強調されるのでありますけれども、どうも中身というものはことばのとおりになっていない。そこに私どもは、重要であるだけに、問題を感ずておるのであります。いま一つ大臣のその点に対するお答えを伺ってみたいと思っております。

○菅野国務大臣 石油問題がいかに重要であるかということについては中村委員の御意見については、私たちもまた同じ意見を持っております。中村委員の御心配になるのは、せっかく石油開発公団というものを設けたけれども、このほんとうの活動が将来できるかどうかということについて御不安を持っておられるのではないかと、こう思うのであります。

そこで、問題は、総合エネルギー調査会の答申につきましても、これは大蔵大臣もよく承知いたしております。昭和六十年には三割の目標でやるのだということで、この石油開発公団というものは、エネルギーの百年の大計を立てるために、ぜひ設けなければならぬということになったのであります。石油開発公団を設けることを承認したという事は、この重要性を認め、これらを行なうためにはねという考え方については、大蔵大臣と私と意見が一致した、こう思うのであります。でありますから、その点において石油開発公団の位置づけというものは確保されておる、こう私は考えておるのであります。また、繰返し申し上げることでありますが、エネルギー資源というものが確保できなければ日本の産業は発展しないのであります。日本の産業が進展すれば同時にそれによっていわゆる税源というものが増加しますから、したがって、それによって政府の財政収入がふえてくるわけでありまして、その財政収入によって、また開発公団に対する資金づけという

ことも考えられると思うのであります。これは因果関係、両々相まって発展すべきものであると考えておりますから、したがって、石油の需要が将来増すということは、日本の産業が進展するということの裏づけでありますから、それによって政府も十分な財源をあげることができると、したがって、それによって石油開発に對しての必要資金は、政府がこれを支出するということについては、私は喜んでやってくれるのではないかと、こういうふうに考える次第であります。

○中村(重)委員 私はそういう希望の観測というよりなことだと思っております。答申がはつきりなされたのです。諮問をしてこれに答申があった。それなら、これをどうするかということがはつきりおきめになるということが当然ではあります。あなたと大蔵大臣との間には、昭和六十年でありますか、三〇%ということで話してはいるんだと。ところが当委員会に對しての質問に對して、一主計官が、政府の意思としてこれを決定しないということをはつきり答申をしてはいる。あなたもそれをお聞きになっていらした。少なくとも両大臣がそういうことを話し合をしてそれをきめた。それならそれでよろしいのかどうか。やはり石炭政策大綱というのが閣議決定がなされるように、海外原油の開発の問題等に対しても、両大臣がお話しになったその場合は、閣議決定の必要があるのかないのか、私はあると思うのであります。そういう手続をなせおとりにならないのか。その必要がないとお考えになるならば、三〇%ということが両大臣の間において確認をされておるというならば、あなたの目の前で一主計官がそれを否定するやうな答申をするのに対して、あなたはなぜ黙ってそれを聞いて、そうではないかということに改めようとなさらないのか。そういう点からいって、あなたがどのように、石油開発公団の設置と関連をいたしましてエネルギーの重要性、石油政策の重要性ということを強調されました、実体がそれに伴っていないのではないかと、それを私は指摘せ

ざるを得ないので。やはりその点はここではつきり、答申をどう扱うのか、そのことをひとつ明確にしたいのであります。

○菅野国務大臣 総合エネルギー調査会の答申は一次的な答申でありますので、まだ最終答申は得ていないのでありますから、この最終の答申がで次第、これは政府の閣議決定にしたい、こういう手はずにしておるのであります。

そこで先般も、先ほど主計官のお話がありましたが、事務当局できまらない問題は大臣同士で話をきめるといふことを閣議で申し合わせをいたしましたので、したがって、石油開発公団のことにつきましては、これはもう大臣ベースできめようということできめてやったのであります。したがって、主計官は知っておるかおらぬか知りませんが、主計官は閣議決定と同じことではあります。したがって、したがってこの大臣ベースできめたことがやはり将来とも拘束されるものと、こう私は考えておる次第であります。

○中村(重)委員 私はおかしいと思う。板川委員はあなたにも質問したのであります。あなたの答申が明確でなかったのです。大蔵省の主計官にも質問した。主計官は明確にこれは政府の意思は統一されてないと言った。ところが私のいまの質問に對しては、事務当局できまらないものは大臣ベースできめるのだ、それで決定したのだ、こうお答えになる。なぜに先回の委員会において板川委員が質問をしたのに対して、明確にそのときにお答えにならなかったのか。私がきょう重ねてこういう質問をしたければ、この問題はあいまいになつておつたらうと私は思うのであります。だから、その点はもう少しはっきりなさらないければ、どうもあなたのお答えは一貫してないと思ふのです。

○菅野国務大臣 私が大臣ときめたことは、とにかく予算について事務ベースできまらない場合は大臣ベースできめるといふことで、石油開発公団というものは御承知のとおり新しい公社、公団を設けることでありますからして、事務ベースではなかなかきまらない問題であります。でありますからして、この問題については総理並びに大蔵大臣と話をしまして、大臣ベースできめたわけでありまして、そこで、先ほど申し上げましたとおり、これはやはり答申を閣議決定をしなければならぬと思ひます。その点について中村委員御不満を持っておられると思うのであります。この閣議決定は、いま申し上げましたとおりこの間の二月にもらった答申案が第一次の答申案でありますからして、最終の答申案をやがてまたいただくことになっておりますから、そのときに閣議決定をしたい、こう考えておる次第であります。おそれなく閣議決定を得られると私は確信しております。そうすれば、閣議決定で石油資源についての将来の方針というものは決定されるわけですから、その閣議決定までしばらくひととお待ちを願いたいと思ひます。

○中村(重)委員 私は公団の予算の問題をお尋ねしてはいたのだ。この三〇%をどうするかというのを尋ねておる。そうして大蔵省の主計官がああいう答申をしたのだがどうなんだとあなたに尋ねておるのだから、その線に對しての答申だと受け取るのはあたりまえのことなんです。ところがあなたがいまのお答えは変わつてきておる。だから非常に混乱するわけです。それは、ことばじりをとらえるようでありまして、いまの答申ではつきりしましたからそれでよろしいのです。そこで閣議決定が行なわれるであろうということ、いわゆる答申の線が確認されるであろうということ、あなたに確信をしておるとおっしゃった。そのことは、通産大臣としては第一次答申に示されたいわゆる海外原油の開発三〇%は、これを確認をしなければならぬというお考え方をはつきり持つていらしたるのであるかどうか。その点をひとつ明らかにしていただきたいと思ふ。

○菅野国務大臣 それは三〇%を確保するということではつきり閣議でも申すつもりであります。

○中村(重)委員 それから、先ほども私の考え方として申し上げたこの石油開発公団がいわゆる採取業務というところをおやりになる考え方があるかどうか。そこまで拡大をしようというお考え方を持っていないのかどうか。その点をひとつお答えを願いたいと思う。

○両角政府委員 石油の探鉱開発につきましては、今日まで民間の事業としてこれをやってまいっております。今後原則として探鉱開発は民間で行なうことが適当ではないかと思ひます。しかしながら、石油の探鉱はリスクがきわめて大きい、あるいは事業の規模が非常に大きくて多額の資金を要するといふような特殊性にかんがみまして、政府もしくは国がこれに積極的な助成を加える必要がある。その役割を総合的に石油開発公団に期待をいたしたい。そういう趣旨から申しますと、石油開発公団は、本来は、探鉱開発の総合推進母体という性格でこれを拡充育成をはかっていくことが適当ではなからうかと考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 石油開発公団をつくらうとする構想の中からは、現段階においては、いま局長御答弁のとおりは出ていないであらうと思う。ところが、いま大臣からもお答えがございましたように、この海外原油三〇%を確保するという点になってまいりますと、あるいは、もっとエネルギー需要がふえてくるわけでありまして、これは拡大をしなければならぬと私は思う。そうなるまいかと、やはりただ探鉱をする、指導する、そういうようなことだけでなくて、SIRがやっておりましたような業務というものもやることを考えなければならぬ段階があるのではないかと、思うのであります。だからして、そうした情勢の中において、公団の業務を拡充していくという考え方も検討するといふお考え方を持っていないかどうかがどうか。

○両角政府委員 公団の発足後、新しい事態の進展に対処いたしまして、公団の業務をさらに前向きに拡充強化する必要があるまいかという際に

は、これを検討いたしたいと存じます。

○中村(重)委員 先ほども触れた点であります。三年以内にSIRから引き継ぎましたところの業務というものを切り離していくことになるわけですね。その場合にどういふ構想を持っていられるのか。伝えられるところによりますと、その業務によって幾つにもこれを分離していくといふような考え方もあるようにも言われている。あるいはまた、そうではなくて、総合的、一体的に運営をするようなそういう会社をつくらなければならないという考え方もあるように伝えられている。その点はっきりしないのですが、ひとつこの際考え方を明らかにしてもらいたいと思ふのであります。

○両角政府委員 三年後の直接事業部門の切り離しの形態につきましては、ただいま御指摘のごさいますように、現在の石油資源会社のような形での一体的な切り離し方というものもあり得ると思ひますし、また、そのときの新しい情勢に応じた別の形態も起こり得るかと存じますが、いづれにいたしましても、公団発足後の新事態のもとで、いかなる切り離し形態が最も合理的かつ効率的であるかという点につきましては石油及び天然ガス開発審議会の場におきまして、ここに各方面からの参加を得まして十分ガスの議論をしてきめていきたいと考えております。その場合の形態は、御指摘のような形態ももちろんあり得るというところでございます。

○中村(重)委員 それからこの公団が債務保証業務をおやりになるわけですが、この資金調達というものが、先ほど大臣からもお答えになりましたように、非常に重要な問題点になってくると思うのであります。そういう点からいたしまして、この保証業務というものを弾力的におやりにならないければならぬと思うのでありますが、まずこの点に對してどのようにお考えになっていらっしゃるのか伺つてみたいと思ひます。

○両角政府委員 公団の行ないます債務保証は、石油の探鉱、開発に従事いたします企業のあらゆる

の借り入れ金につきましてこれを行なっていくと考へておりますが、財源の許す限りこれを効率的に使用したいと考へております。

この際、特に特定の種類の金融機関、たとえば政府金融機関というところからの借り入れ債務につきましても、これが可能となるような方向で検討をいたしたいと考へております。

○中村(重)委員 大臣は各委員の質問にお答えになりまして、この中東動乱の教訓として、いま中東に九割程度依存をしているが、これは非常に危険である、だから中東以外にたよるようになければいけないと言われている。いわゆる供給源の分散という形になるわけですが、ところが、考え方というものはわかるのでありますけれども、分散ということとはなかなかむずかしいと思ふのです。いづゆるコストの問題もあるわけでありまして、ソ連からの石油受け入れの問題に對しましても、大臣は、現段階においてはどうかという話し合いが進められておるのであるかわからない、聞いていないというお答えがあった。私は時間がございまして、この点に對しましても、大臣はこういう重大な問題を聞いていないといふことをどうしてお答えになったのであらうか伺いたかったのであります。御承知のとおり、これは数年来の日ソ間における一つの懸案事項なんです。今度も調査団が参りましていろいろ話し合いをいたしてありますけれども、この話がなかなかつかない。延べ払い期間の問題あるいは生産分与方式という点から意見が一致しないのです。そういう点からいたしまして、ソ連から石油を入れるという点とは、これは非常に低廉であり、かつまた安定いたしまして、これは非常に重要な問題であるといふ問題、そういうことではなかなか問題がありまして、急にはいけないという点もあると思ひます。

いろいろな点からいたしまして、これの供給源の分散というものは言うべくして行ないたいといふ点があるであらう。しかしながら、いまのよるな備蓄の状態というやうなことであつては、い

わゆるエネルギーの安定性という点からして問題でありますから、どうしてもこの供給源を分散していくといふことももちろん重要でありますけれども、より重要なことは、この備蓄をふやしていくといふことでなければならぬ。考え方としては、各委員の質問に對しまして大臣も同様の意を表明された、局長も特にその点は強調されたのでありますけれども、ところが、必ずしもどうするかといふことについての明確なお答えがないのであります。どの程度備蓄をするのかといふこと、それからその備蓄は業界だけにこれをゆだねるのかあるいは今度設立いたしますところの公団に對しても備蓄といふことを考えさせるのかどうか。従来どおり任意制かあるいは義務制にするのか、そういう備蓄に對する考え方といふものは、当然この段階においては確定をし、明らかにされなければならぬと思ふ。中東動乱の關係から相当深刻な問題になったのでありますし、通産大臣といたしまして、この点に對しましては、深く憂慮していろいろと検討されてきたところであると思ひますから、いささしくこの点に對する、いわゆるエネルギーの安全供給という面からいたしまして、はつきりした考え方を告示し願いたいと思ふのであります。

○菅野國務大臣 備蓄の必要性といふことは、今度の中東問題でわれわれも痛切に感じた問題であります。したがって、今後製油会社などが新設あるいは増設する場合などには、六十日分程度まではちゃんと貯油するといふ条件をつけて許すといふやうな方針をとりたいと考えております。これは製油会社のみならずあるいは重油、石油などを使うところの会社、たとえば電力会社なども、そういう貯油をするといふ条件を付するといふやうなことで、できるだけ備蓄といふことをより多くするように、ひとつ今後は極力奨励していくつもりであります。

○中村(重)委員 もう少しはつきりした考え方はかたまつていないですか。いわゆる義務制にするのかどうか。それからお尋ねしましたように、公

団に対して備蓄というようにも考えなければならぬのではないかというように思いますが、その点どうなんですか。

○両角政府委員 石油の備蓄の増強につきましては、ただいま大臣が御答弁申し上げましたように、あらゆる方策を使ってこの実現をはかりたいと存じております。当面設備許可制に伴います条件といたしましてあるいは大型原油基地の建設等につきましてこれを推進するということであつて、政府としましては資金並びに税制面での助成措置等も今後検討したいと考えておりますが、義務づけというものは一応考えておりません。もっぱら石油企業によります自主的な貯油の増強というのが当面の方針でございます。しかしながら、石油企業によります自主的な貯油の努力に對しまして、さらに国としまして将来増強をはかる必要が新たに出来てくるならば、その際公団等におきまして業務としてこれを扱うことが適当かどうか、積極的に検討を加えたいと存じております。

○中村(重)委員 それから公団と従来のSKとの関係、従業員の身分関係がどうなるのかということとです。給与の問題も、公団はSKの場合より高いわけでありまして、今度新たに公団に新規に採用されるわけですが、そういう給与の差が出てくると私は思うのでありますが、その点はどういうふうにお考えになっていらっしゃるのかという点、いわゆる身分の点、給与の点、それからこれは三年後になるわけでありまして、これを切り離すという場合において整理をするというところが起つてこないのかどうか、それらの点をひとつ具体的にお答え願いたいと思うのであります。

○両角政府委員 公団の設立に伴ひましては、石油資源開発株式会社の業務を全面的に公団に移行するたてまえになっておりますので、当然石油資源株式会社の職員、従業員はすべてこれを公団に引き受けることになるはずでございます。また、将来公団から直接業務を切り離す場合におきま

ても、当該直接業務部門で働いておられる職員、従業員の方々は、当然ひとしく同じ姿で独立の形態に移つていただくということになるわけでございます。そこには何ら人員の整理を伴うような事態はございせん。のみならず、むしろ今後石油開発業務が拡充、拡大をしてまいるというところを考えると、かえつて人員の不足ということすら想定されるのではないかと考えております。

また従業員の給与等につきましては、石油開発公団法によりまして、その支給基準につきまして、通産大臣の承認を要することになっておりますが、その中身は、石油資源開発株式会社の現在の給与規程をそのまま引き継ぐというたてまえでこれをやりたいと考えております。また、退職金の規定等につきましても、現在の石油資源開発株式会社の退職金規程を引き継いで通産大臣の承認を行なうというふうな予定をいたしておる次第でございます。

○中村(重)委員 新規の採用の関係もありまして、低きにつけるということであつてはならぬと思ひます。やはり一応そのまゝ引き継ぐわけなんです、これは当然改定されるということにならなければならぬと思ひます。新規の採用の者をやはりそれより下がらないように高い水準に均衡させていく、そういうことでなければならぬと思ひますから、そういう指導をひとつやっていただきたいという点であります。

それから、引き継ぎますところの資産あるいは株式の評価というものが当然出てくるのであります。その点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○両角政府委員 法律の規定によりまして、石油資源開発株式会社の営業全部の出資を公団が受けます際に、その譲渡資産の評価ということが行なわれるわけでございますが、これにつきましては、評価審査会というものを設けて、厳正中立かつ公正な評価が行なわれることになっております。その評価に基づいて資産譲渡が行なわれる、かような次第でございます。

○中村(重)委員 それから私は大臣に公団の性格という点についてひとつ考え方を伺つてみたいと思ひます。

従来、御承知のとおりに臨調答申によつて、百八の公団あるいは事業団、公庫の問題がいきまわめて重要な問題点となつておることは御承知のとおりであります。しかしいま一応十八だけが組上にのぼつてゐる。今回七つの公団、事業団をおつくりになるということでありまして、ところが私は、その公団あるいは事業団の問題は、その公団をつくる、事業団をつくるというそのことについて批判があるのではない。公団、事業団というものがいわゆる官界をやめた人たちの救済の場、そういう人たちの組織になつてゐるお役所的な非能率の面を、今度は公団、事業団というものによつてこれをきつめて能率的なものにしていかなければいけない。民間から有能な人々を登用して、効率的な運営をしていかなければならぬというところが公団、事業団等に対して期待を持たれておるわけなんです。しかし現実には必ずしもそういうことになつてゐない。そこに私は批判の目が向けられておるのであると思ひます。したが

いまして、今回のこの石油開発公団がどういふ役割を果たすか。あなたも先ほど私が申し上げましたように、まあ実態がどうであるかは別として、石油政策の転換であるとか、あるいは石油政策の確立であるとか、非常な公団に対して期待をしておるならば、この公団というものはいままのようなおおきなものであつてはならない。あなたの期待どおりの公団業務の運営がなされるように、そういう組織でなければならぬし、性格でなければならぬし、またこれに任命されますところの、総裁であるのか理事長であるのか知りませんが、総裁でも、そうした役職の人たちは責任を持って業務の推進をはかつていくということではなければならぬ。そのためには、適当なことばであるかどうか知りませんが、自由裁量というのか当事者能力というのか、やはりそうした権限というものが十分与えて、意欲を持って推進

をしていくということではなければならぬと思ひます。いわゆるエネルギーの革命の中において、原子エネルギーというものが今度大きく登場してくるであろうものが、その位置を変えて第二の石炭という形にならない保証はないと思ひます。そういう面からいまして、海外原油の開発ということばきつめて重要でありますから、その重要な役割りを十二分に果たさせるための公団の運営であり、役職員の人選でなければならぬと思ひますのであります。だから、以上申し上げたことに対して、大臣はどのような公団に対して性格づけをし、どのような権限を与へ、どのような人選をやるうとお考えになつていらっしゃるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひますのであります。

○菅野国務大臣 ただいま中村委員の言われたとおり、公団、公庫のいろいろ批判されておるの、公団、公庫そのものではなくて、そのものの運営がうまくいっていないというところに非難の的があるというところは、全く私も同感であります。そこで、この公団、公庫がほんとうに業績をあげさせれば何も批判も起こらなかつたと思ひますが、せっかくこの石油開発公団を設けるのでありますから、これは先ほど申し上げましたとおり、低廉かつ安定的な石油の供給を確保するといふ大きな目的を持っておりまして、したがつて、この開発公団の運営ということについては、私としては多大の関心を持っておるのであります。したがつて、せっかくつくつた以上は、ひとつ皆さんの御期待に沿うようなりつぱな業績をあげるようにしたいという考えを持っておりまして、したがつて、この公団の総裁の選任ということにつきましては、私もひそかに苦心をいたしておるのであります。この石油開発公団の目的を十二分に達成のできるような人物を選びたいといふことではいろいろ苦心をいたしておりますが、皆さん方の御期待に沿うようにひとつやりたい、こう考えております。

○中村(重)委員 まだいろいろお尋ねしたいところもありまされども、ひとつ大臣並びに担当局長の責任ある推進を期待をいたしまして、石野委員から関連質問もありまし、時間の関係もございいますから、これをもって私の質問を終わりたいと思います。

○石野委員 関連して、大臣にちょっとお尋ねしますが、今度の公団ができません場合、一番大きい問題は、やはり石油をどの程度備蓄してエネルギー供給の安定性を確保するために役立たすかということだと思ふのです。先ほど大臣から、六十日分の貯蔵の問題を許可基準にしたいというような、こういうお話。局長さんからは、その義務づけという点については、義務づけの考え方はないけれども、行政指導をしたい、こういうふうに言っておる。そこで六十日分の貯蔵というのは、なかなかいまいへんことだろうと私は思ふのですが、その構想をどういうふうに描いておるのか、この際ちょっと聞かしていただきたい。

○両角政府委員 御承知のように、今日、石油の貯蔵は約四十六日分ございます。したがって、六十日分に到達いたしますには、さらに約半月分の石油の増強が必要であらうかと思ひます。

これにつきましては、貯油能力というものが原油タンク等においては一応存在をいたしておりますが、今後とも十分な能力を付加していくということが必要でございますので、新しい設備の許可にあたりまして、さようなタンク能力等の増強を条件といたすということが第一点でございます。また第二点として、そのようなタンク設備の増強がしやすいように、税制上もしくは金融上、今後の助成施策を検討したいと考えております。

さらに第三点といたしまして、大型の原油基地というものを各社が共同であるいは単独で建設する計画が進んでおりまして、これを積極的に推進をいたしたいと考えております。これらの措置を通じて、原油もしくは製品の貯蔵能力の増強

をはかった上で、各社のコマースベースでの処理の増強をお願いをいたしたい、かように考えております。

○石野委員 その最後の大型の原油基地なるものの構想ですが、間々聞きますところによると、民間では海底貯蔵というふうなことも考えたりしておるようございいます。いま通産省はその問題について積極的な力を入れておるのですか、またこの公団ができませんと、やはりそういうところにも力を入れるような考え方がいあるのかどうか、そういう点についてちょっと聞かしていただきたいと思ひます。

○両角政府委員 大型原油基地の建設促進につきましては、予算をもちまして調査費が計上されておりますので、それに基づきまして大型原油基地の調査委員会を設ける次第でございます。この委員会におきまして、たゞいまお話の出ました海上もしくは海底貯蔵施設というふうな問題も含めまして、今後の原油基地のあり方、その立地条件等々について検討を加えたいと考えております。

○石野委員 大臣にちょっとお尋ねしますが、この国内で六十日分の貯蔵をするという問題は、言いかねは簡単ですが、なかなか困難だと思ひます。国内におけるところの基地の設定もさるどようにして調達するかという問題もありまします。それから、それからその途中で輸送をどういうふうにするかという問題もありまします。現在の情勢で、いまの海外に手をつけておるといふ段階で、それは可能だといふふうにごらんになっておるのかどうかという点についての通産省の見解をこの際伺いたいと思ひます。

○両角政府委員 貯油の増強につきましては、現在わが国が開発しております、たとえばアラビヤ石油等々からわが国に持ち込んでくる油自体についての貯蔵能力の拡充ということも当然必要でございまして、また各社がアメリカ系の資本から買っております原油等についての貯蔵能力、貯蔵量の増強も必要でございまして、いろいろな

ソースを通じて貯蔵量の増強を(か)はってまいるといふことが必要ではないかと考えております。

○石野委員 私は関連ですから、これで終わります。

○島村委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 私は、もう同僚委員が相当詳細な質問をいたしておりますし、基本的に反対すべき法案ではないので、簡単に確かめるといふような意味におきまして、二点だけ御質問いたしたいと思ひます。

まずこの法律の成立と同時に廃止の運命にある石油資源開発株式会社法の第七條第一項、もちろんこれはS Kの業務をうたつたものでありますけれども、そこに、「国内において、次の事業を営むものとする。」云々とあるわけですが、ここに国内というところが法律的に出てくるわけですね。この規定がなくなる。そうして公団法の十九條一号あるいは二号等々に、「海外における」、こう出てくるわけですね。なるほどこの公団は海外での石油探鉱その他に対して援助をしようあるいは金を貸そう、こういう公団ですから書くべきだと思ひますが、前に岡田君がだれかの議論があつたように、なぜ特に「海外における」という必要があるか。こういうことでS K法が廃止の運命になつたときに、それじゃ国内においてはどうか。もちろん行政的にいまだ出ておつた奨励金とか補助金とか何かを考えると、こういうことであろうけれども、それは行政的な約束にすぎないわけですね。法律的に国内開発についてうたつたものがなくなるでしょう。そうなりませんか、どうでしょう。

○両角政府委員 法律的にはさうなことに変わつてまいるか存じますが、たゞいまお話のございましたように、実態におきましては国内開発は、公団の設立後三年を経過した後の直接事業部門の分離後も、従来以上の努力をもちまして、補助金もしくは基礎調査等々を通じて、これを推進をいたしたいと思ひます。また、国産原油

につきましても、関税還付制度もございまして、わが国の地下資源の有効開発という点につきましては、今後とも一そうの努力をいたしたいと存じます。

○田中(武)委員 いや、答弁はそれでいいと思うのですよ。私の言っているのは、いつも私が言っているように、行政権にゆだねること自体が不安定だ、ということとは、三年先に大臣もそうであり局長もそうであるとは限らない。すべて行政におけるあるいは予算におけるということになると、大蔵省との折衝問題がある。その場合に、少なくともS Kというものがあつて、法律において国内開発をこうやるんだとつておるときには、予算折衝その他においても、法的裏づけがあるといわねばならない。しかしこれでこの公団ができたから、海外開発については法的裏づけのあるものができたのです。しかしながら、S K法は、これは廃止の運命にある。そうすると法律的な裏づけがなくなるということについて、やはり今後国内における開発もより積極的にやるんだという姿勢をどこでどう示すのか。そうでなくては、三年後の国内開発についての予算折衝はやりにくくなりますよ、どうですか。

○両角政府委員 石油資源株式会社法との関連におきましては、御指摘のとおりでございます。今後とも国内の石油及び天然ガスの地質構造調査は、公団といたしまして受託事業としてこれを推進するたてまえになっておりますし、また石油及び可燃性天然ガス資源開発法の第三章第十四条におきまして、ガスの探鉱に對しまして予算の範囲内において補助金を交付するといふことは、法律上のたてまえとして認められておりまして、今後はこのような前提のもとに国内の天然ガスもしくは原油の開発の助成措置を強化してまいりたい、かように考えております。

○田中(武)委員 私はもうこの段階において、この時点において、いまさらあまり議論はやりたくないのですが、これはあくまで地質調査なんです

ね。やはり積極的な開発助成ということについてはちよつと違つてくる。そういう点を十分に大臣がこゝで確約をする、こういうことで、なおこの法律の中においてそのようなことを書くということとは、ちよつと公団の性質上無理かと思うのです。しかし少なくともSK法がなくなつても、国内における開発は積極的に行ふ、しかもそれは行政の面で折衝してやるだけではないということだけは、はっきりしておかなければならぬと思うのです。そのためにあえてこの質問をしたわけですが、もう一点は、これももうわかり切つたことですが、このSKの債権債務、これは潜在債務を含むと思ひます。あるいはいろいろのものを含むと思ひますが、これを今度の公団が承継するわけですから、その場合に、法律上あるいは法律外の債権債務があると思ひます。一番私がこゝで言つておきたいことは、潜在債務でございまして。たとえば退職金等々はいわゆる潜在債務です。それも当然承継するものであらうというところは、これはもうはっきりしておりますが、確認をしておきます。

○菅野國務大臣 初めの問題について私からお答えしたいと思ひますが、国内資源の開発の問題については、御指摘のとおりやうていきたい、こう存じております。

○田中(武)委員 それから公団人事についても触れたいのですが、もういまさらそんないやらしいことを聞いてもどうかと思ひますのでこれは触れませんが、巷間伝えているところでは、大蔵省との折衝の中においてすでに副総裁はこちへよこせとかどうとかということがきまつておるやに伝えられておる。そういうことがいつも公社、公団あるいは特殊法人についての問題の一つなんです。それから潜在債務としての退職金その他ももちろん承継するけれども、そのことはいわゆる職員あるいは従業員等の退職金が増した場合どういうことになりますか。規定が変わつた場合、どっちをもつて承継しますか。

○岡角政府委員 潜在債務の承継につきましては、石油資源株式会社純資産額を公団が引き受

けることになっておりますので、評価審査会において純資産額をきめるときに、積極財産から一切の消極財産を引いたものを純資産といたす考えでございまして、その中に御指摘のような潜在債務は当然入つてまいらうと思ひます。

○田中(武)委員 いやいや、たとえばよくない場合、これは当然適及すべきでしょう。こういう議論はやめておきましょう。しかしやれば幾らでもあるのですが、こゝでやると予定が狂うそうです。それから、しかし地下資源の開発、ことに石油は中東戦争のときにもわれわれは苦しい体験を持つたところでした。そういうことにかんがみて海外の探鉱その他は必要である、国内においても十分にやると同時に、この問題から起る一切の労働問題等は起ささない、そういうことの確約をお願いしたいならば、一応この法案関係においてはあらためて運営についてその時点において質問する、あるいは追及することにしたしまして、もう法案についての質問は終わります。

○菅野國務大臣 先ほど副総裁について大蔵省がこゝういふことを内定しているというやうなことを言われましたが、それは私も全然聞いておりません。なお、公社、公団の運営については、私も皆さんと同じような意見を持っておるので、これは閣議でべんこの問題については国会でも済めばひとつ相談したいと私は申し出ておるのであり、まして、運営の問題については根本的にひとつこの際、政府が考え直す必要があるのじゃないかというところを、私も考えを持っておりますから、したがって、私も人事の問題につきましても、そういう大蔵省から何人とか通産省から何人とかといふことについては、もう少し根本的に検討したい、こゝ存じております。

それからいまの御心配の点はないようにひとつ極力事務当局には申しつけておきますから、その点は御安心願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 最後に要望をひとつ申し上げておきますが、石油開発公団法案、しかし業務の内容を見ると石油開発というより金貸しなんです。かつて初め金貨物探鉱融資事業団が金貨物探鉱促進事業団になつたように、これをもつて満足することなくより積極的につき込んでいくという姿勢を要望しておきます。

○島村委員長 近江巴記夫君。近江委員 この前の委員会におきまして、エカフェにおける海洋資源のことについて御質問したわけですが、そのときに政府委員がまだ帰つておられなかつたもので、内容がわからなかつたのです。幸いに帰国されているようでございますので、採決の前にこの際報告をお願いしておきます。

○岡角政府委員 私からかわりまして報告を受けました内容の概略につきまして御説明を申し上げます。

去る六月二十九日から七月四日まで韓国のソウルにおいて開かれたエカフェの沿海鉱物資源共同調査調整委員会におきましては、極東地域におきまして大陸的な開発の諸問題について技術的な意見の交換が行なわれたのでございまして、その際特にアメリカ代表からは、韓国及び台湾の沖合におきまして大陸的な航空磁気調査等々の調査について関心があるということとございまして、またわが国からはフィリピン並びに台湾沖におきまして航空磁気調査について協力の用意がある旨発言をいたしておりました。しかしながら前回御指摘をいただきました東シナ海の大連港の開發問題につきましては、各国代表からいずれも積極的な発言がないままに終了をいたしました、かように聞いておるわけでございます。

○近江委員 そうすると韓国、台湾の沖合でございます。これは当然東シナ海にかかっていると思ひます。

○島村委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

石油開発公団法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて本案は原案のとおり可決いたしました。

適切な措置を講ずべきである。

一、石油資源の急速かつ計画的な開発を図るため、国内外にわたる石油資源総合開発長期計画を早急に策定し実施すること。

二、石油資源の開発が巨額の資金を要することにかんがみ、探鉱開発資金が継続的に確保されるよう財政上十分の措置を講ずること。

三、国内における石油資源の開発は、海外原油開発の基礎であることにかんがみ、深層及び海底大陸棚の探鉱等を積極的に推進し、基礎調査の大幅拡充、探鉱補助金その他助成措置の充実に努めること。

四、石油開発公社の事業部門の分離については、現在の石油資源開発株式会社とその出資会社が、将来、自立安定しうる形態となるよう配慮し、従業員の身分、労働条件等に不利益を生じないよう万全の対策を講ずること。

五、石油開発公社の行なう債務保証業務については、資金調達に円滑に行なわれるようその実情を十分考慮し、弾力的に運用すること。

六、石油開発公社は、わが国石油政策の中核的存在であることにかんがみ、今後、常時、制度的、財源的にあらゆる角度から検討を加え、公団業務の拡充強化について積極的な努力すること。

七、石油備蓄の増強は、石油の安定的供給を確保するため、喫緊の要務であることにかんがみ、早急にその施策を講ずること。

以上であります。

第一点は、石油資源総合開発長期計画の策定についてであります。御承知のように、総合エネルギー調査会の答申においては、昭和六十年年度における総所要原油の三〇％を海外開発原油で供給することを目標としております。また、国内については、第三次石油及び可燃性天然ガス資源開発五カ年計画がありますが、今回石油開発公社が設立されることに伴い、石油資源の急速かつ計画的な開発を促進するために、五年ないし十年程度を計画期間として、海外及び国内を包含した具体的な

計画を策定、実施することが必要であります。

第二点は、資金の確保についてであります。石油資源総合開発の具体的計画に基づく探鉱開発資金が、十分かつ継続的に確保されるかいは、石油資源開発の成否を決定する最も重要なポイントであります。今国会において、石炭対策については原油関税を財源とする特別会計が設置されたことでもあり、石油資源開発についても、財政上十分の措置を講ずることが必要であります。

第三点は、国内における石油資源の開発についてであります。国内における石油資源の開発は、海外のそれと比べると劣らない重要なものである。したがって、今後四千メートル、五千メートルに及ぶ深層の探鉱、とりわけ北海道地区の白亜紀層の探鉱あるいは海底の大陸棚の探鉱を行なう等積極的に推進し、国が直接行なう基礎調査を大幅に拡充するほか、現行の探鉱補助金を充実するなど助成措置を強化することが必要であります。

第四点は、石油資源開発株式会社の取り扱いについてであります。石油資源開発株式会社は、石油開発公社に引き継がれ、三年内に分離されるわけでありますが、その場合、現在の石油資源開発株式会社とその子会社を一体として存続させるという考え方もあるので、この考え方を十分参考にし、これらが将来自立安定し得る形態になるように配慮することが必要であります。また、その際、従業員の身分、労働条件等が不利益にならないよう万全の対策が必要であります。

第五点は、公団の債務保証についてであります。海外における探鉱開発資金は、その大半が輸出銀行等の融資によって調達されており、国内に担保となるものがないため、商社がこれを保証しておりますが、商社保証も限界にきているのが実情であります。したがって、公団の債務保証業務については、市中銀行からの融資分だけでなく、輸銀等の融資分についても適用することが必要であります。今後探鉱開発の進捗に伴い、資金

調達の円滑化はますます重要となりますので、実情を十分考慮し、債務保証業務の弾力的運用をはかることが必要であります。

第六点は、石油開発公社の拡充強化についてであります。石油開発公社は、今後わが国石油政策の中核的存在となっていくものであります。したがって、公団のあり方について常にあらゆる角度から検討し、将来においては、たとえば探鉱開発事業、開発原油の引き取り、貯油などについて考慮し、公団業務の拡充強化について積極的に努力することが必要であります。

第七点は、石油備蓄の増強についてであります。備蓄の増強は、石油の安定的供給を確保するためにきわめて重要であります。わが国の場合は諸外国に比較してはなはだ備蓄量が低いのであります。今回の中東戦争を考慮しても、備蓄の増強をはかることは緊急の要務でありますので、早急にその対策を講ずることが必要であります。

以上が附帯決議案提出の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅野通商産業大臣。

○菅野通商産業大臣 ただいまおさめになりました附帯決議の趣旨を尊重いたしましたして、各項目の実現について努力する所存であります。

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○島村委員長 去る六日付託になりました、内閣提出、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案を議題とし、通商産業大臣から趣旨の説明を聴取することといたします。菅野通商産業大臣。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第二条）

第二章 液化石油ガス販売事業（第三条―第二十六條）

第三章 液化石油ガス指定製造事業（第二十七條―第三十五條）

第四章 消費設備（第三十六條―第三十八條）

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 検定等（第三十九條―第四十二條）

第二節 製造事業者の登録及び液化石油ガス器具等の型式等（第四十三條―第六十七條）

第三節 指定検定機関（第六十八條―第八十條）

第六章 雑則（第八十一條―第九十五條）

第七章 罰則（第九十六條―第一百四條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及

び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの（その充てんされた容器内において気化したものを含む。）をいう。

2 この法律において「一般消費者等」とは、液化石油ガスを燃料（自動車用のものを除く。以下この項において同じ。）として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に販売する事業（液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し、その消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売をする事業を含む。）をいう。

4 この法律において「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 液化石油ガス販売事業

(事業の許可)

第三条 液化石油ガス販売事業を行なうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行なうとする場合に於ては通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行なうとする場合に於ては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県

知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 販売所の名称及び所在地

三 販売（販売に係る貯蔵を含む。以下この項、第五条第二号及び第四号、第十六条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第八十七条第二項において同じ。）のための施設であつて通商産業省令で定めるもの（以下「販売施設」という。）の位置、構造又は設備

四 販売の方法に関する事項（通商産業省令で定めるものに限る。）

3 前項の申請書には、事業計画書、販売所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の意見書その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

4 第一項の通商産業大臣の許可を受けようとする者は、その販売施設が第五条第一号に適合しているかどうかについてその販売施設の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受け、その確認を受けたことを証する書面を第二項の申請書に添附しなければならない。

(欠格条項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくは高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十六条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち

ちに前三号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 販売施設の位置、構造又は設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 販売の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、その液化石油ガスの販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(許可行政庁の変更の場合における届出等)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、同項の許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行なうとする場合（第十条第一項の規定により他の液化石油ガス販売事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行なうとする場合を除く。）において第三条第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 通商産業大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなつたとき（第三条第二項第二号から第四号までの事項について第八条第一項ただし書の販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽微な変更以外の変更があつたときに限る。）。

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に販売所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつたとき。

2 第三条第一項の通商産業大臣の許可を受けた者は、一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなつて引き続き液化石油ガス販売事業を行なうとする場合（前項第一号に掲げる場合を除く。）において、通商産業省令で定めるところにより当該都道府県知事に届け出たときは、第三条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合には、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の表示)

第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所において、公衆の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、その許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(販売施設の変更の許可等)

第八条 液化石油ガス販売事業者は、第三条第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その許可をした通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書の販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三条第四項及び第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第九条 液化石油ガス販売事業者は、第三条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十条 液化石油ガス販売事業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当する場合においては、自ら第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた事業又は当該承継に係る事業であつて同項の都道府県知事の許可を受けたものについて、当該承継の時に同項の通商産業大臣の許可を受けたものとみなす。

一 第三条第一項の通商産業大臣の許可を受けた者が同項の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき。

二 第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた者が同項の通商産業大臣の許可又は他の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき。

三 第三条第一項の許可を受けていない者が、同時に、同項の通商産業大臣の許可を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき又は同項の都道府県知事の許可を受けた二以上の者の地位を承継したとき（その許可をした都道府県知事が同一であるときを除く。）。

3 第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（貯蔵施設）

第十一条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有しなければならない。ただし、液化石油ガスを貯蔵しないのでその液化石油ガス販売事業を円滑に行なうことができる場合等であつてその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（使用前検査）
第十二条 液化石油ガス販売事業者は、販売施設（通商産業省令で定めるものに限る。）を設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更したとき（第八条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときを除く。）は、当該販売施設につきその所在地を管轄する都道府県知事が行なう検査を受け、これが第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していることと認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（販売の制限）
第十三条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業大臣が指定した者が第三十条第二項及び第三項の規定により表示を附し、かつ、封を施した容器に充てんされているものでなければ、液化石油ガスの一級消費者等に対する販売（液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し、その消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売の場合）には、引渡しをしてはならない。ただし、通商産業大臣が災害その他の理由により一般消費者等に対する液化石油ガスの供給が円滑を欠くおそれがあると認めて官報に公示したときは、この限りでない。

（書面の交付）
第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。

一 液化石油ガスの種類

二 液化石油ガスの引渡しの方法

三 液化石油ガスの消費のための設備の管理の方法
四 次条第一項の規定による調査の実施の方法
五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
（調査の義務等）

第十五条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備（船舶内のものを除く。以下「消費設備」という。）が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費設備の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費設備が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするため必要な措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その調査若しくは通知を行ない、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 液化石油ガス販売事業者は、その販売した液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたときは、すみやかにその措置を講じなければならない。自らその事実を知つたときも同様とする。

（基準適合義務等）

第十六条 液化石油ガス販売事業者は、販売施設を、その位置、構造又は設備が第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、第五条第二号の通商産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売をしなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者の販売施設又は販売の方法が第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準又は同条第二号の通商産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように販売施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（勧告等）

第十七条 通商産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、高圧ガス及び火薬類保安審議会の意見をきいて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（保安教育）

第十八条 液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

2 高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）は、液化石油ガスによる災害の防止に資するため、前項の保安教育を施すに当たつて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。

(業務主任者)

第十九条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、販売主任者免状(高压ガス取締法第二十八条第二項の高压ガス販売主任者免状であつて通商産業省令で定める種類のものをいう。以下同じ。)の交付を受けている者のうちから、液化石油ガス業務主任者(以下「業務主任者」という。)を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行なわなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定により業務主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(業務主任者の職務等)

第二十条 業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し通商産業省令で定める職務を行なう。

2 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならない。

3 業務主任者は、通商産業省令で定めるところにより、協会の行なう液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けなければならない。

4 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(業務主任者の代理者)

第二十一条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、販売主任者免状の交付を受けている者又は通商産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を経する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、その職務を代行させなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第一項の代理者は、業務主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、業務主任者とみなす。

(業務主任者等の解任命令)

第二十二条 通商産業大臣又は都道府県知事は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高压ガス取締法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行なわせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。

(廃止等の届出)

第二十三条 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を開始し、休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条 液化石油ガス販売事業者が第六条第一項に規定する場合において第三条第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の通商産業大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

2 液化石油ガス販売事業者が第六条第二項又は第十条第二項の規定により第三条第一項の都道府県知事又は通商産業大臣の許可を受けたものとみなされたときは、それぞれ、その者に係る従前の通商産業大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

3 液化石油ガス販売事業者がその液化石油ガス販売事業を廃止したときは、その者に係る第三条第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を一年以内に開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、その許可を取り消すことができる。

第二十六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。
二 第八条第一項の規定に違反して第三条第二項第二号から第四号までの事項を変更したとき。
三 第十一条、第十三条、第十五条第四項又は第十九条第一項の規定に違反したとき。
四 第十二条の検査を受けずに販売施設を使用したとき。
五 第十五条第三項、第十六条第三項又は第二十二條の規定による命令に違反したとき。
六 第八十四条第一項の条件に違反したとき。
七 高压ガス取締法第二十二條第一項の許可を受けずに高压ガスの輸入をしたとき又は同法第三十九條第一号若しくは第三号の規定による命令若しくは同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。
八 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

第三章 液化石油ガス指定製造事業

第二十七条 第十三条の指定は、第三十条第一項

及び第二項の規定により液化石油ガスを分析し及び容器に充てんする事業を行なおうとする者の申請により、事業所ごとに行なう。

2 第十三条の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 液化石油ガスを分析するための機械器具その他の設備の名称、性能及び数

四 液化石油ガスの分析を実施する者の氏名及び略歴

五 液化石油ガスの分析の方法

3 前項の申請書には、高压ガス取締法第五条第一項の許可を受け又は同条第二項の規定による届出をした旨を証明する書類その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(指定の基準)

第二十八条 通商産業大臣は、第十三条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて液化石油ガスの分析を行なうものであること。
二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が液化石油ガスの分析を実施するものであること。
三 液化石油ガスの分析の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
四 液化石油ガスに係る高压ガス取締法第五条第一項の許可を受けた者であつて同条第一号に規定するもの又は同条第二項の規定による届出をした者であること。

(変更の届出)

第二十九条 第十三条の指定を受けた者(以下「指定製造事業者」という。)は、第二十七条第二項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、

及び第二項の規定により液化石油ガスを分析し及び容器に充てんする事業を行なおうとする者の申請により、事業所ごとに行なう。
2 第十三条の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 事業所の名称及び所在地
三 液化石油ガスを分析するための機械器具その他の設備の名称、性能及び数
四 液化石油ガスの分析を実施する者の氏名及び略歴
五 液化石油ガスの分析の方法
3 前項の申請書には、高压ガス取締法第五条第一項の許可を受け又は同条第二項の規定による届出をした旨を証明する書類その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。
(指定の基準)
第二十八条 通商産業大臣は、第十三条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときは、指定をしなければならない。
一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて液化石油ガスの分析を行なうものであること。
二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が液化石油ガスの分析を実施するものであること。
三 液化石油ガスの分析の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
四 液化石油ガスに係る高压ガス取締法第五条第一項の許可を受けた者であつて同条第一号に規定するもの又は同条第二項の規定による届出をした者であること。
(変更の届出)
第二十九条 第十三条の指定を受けた者(以下「指定製造事業者」という。)は、第二十七条第二項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、

その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(表示等)

第三十条 指定製造事業者は、次項の表示を附するため液化石油ガスの分析を行なうときは、第二十八条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、同条第三号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により、かつ、同条第二号に規定する者にその分析を実施させなければならない。

2 指定製造事業者は、前項の規定により分析を行なつた液化石油ガスが通商産業省令で定める規格に適合する場合において、当該液化石油ガスを通商産業省令で定めるところに従い容器に充てんしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その容器に表示を附することができる。

3 指定製造事業者は、前項の規定により表示を附したときは、通商産業省令で定めるところにより、その容器に封を施さなければならない。

4 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、液化石油ガスの容器に第二項の表示若しくはこれと紛らわしい表示を附し、又は前項の封若しくはこれと紛らわしい封を施してはならない。

(適合命令)

第三十一条 通商産業大臣は、指定製造事業者が第二十八条第一号から第三号までに適合しなかつたことを認めるときは、その指定製造事業者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止等の届出)

第三十二条 指定製造事業者は、第二十七条第一項の事業を開始し、休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第三十三条 指定製造事業者が第二十七条第一項の事業を廃止したときは、その者に係る第十三条の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第三十四条 通商産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて第二十七条第一項の事業の停止を命ずることができる。

一 第二十八条第四号に適合しなくなつたとき。

二 第三十条第三項又は第四項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の規定による命令に違反したとき。

四 次条において準用する第四条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

六 不正の手段により第十三条の指定を受けたとき。

(準用規定)

第三十五条 第四条、第十条第一項及び第三項並びに第二十五条の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、第四条第二号中「第二十六条」とあるのは「第三十四条」と、第十条第三項中「通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣」と読み替へるものとする。

第四章 消費設備

(消費設備の設置等)

第三十六条 消費設備の設置又は変更の工事は、その消費設備が第十五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

第三十七条 消費設備のうち通商産業省令で定める規模以上の配管設備の設置又は変更の工事は、政令で定める条件に適合する配管設備の工事に関する知識経験を有する者の実地の監督の下でなければしてはならない。ただし、その者が自らする場合、この限りでない。

2 学校、病院、興業場その他の多数の者が出入

する施設で通商産業省令で定めるものに設置される前項の配管設備の設置又は変更（通商産業省令で定める軽微な変更を除く）の工事をした者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準適合命令)

第三十八条 都道府県知事は、消費設備が第十五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 検定等

(検定等)

第三十九条 液化石油ガス器具等の販売の事業を行なう者は、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行なう検定を受け、これに合格したものであるもの又は第六十三条の規定により表示が附されているもの又は第六十三条の規定により表示が附されていないものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供する液化石油ガス器具等を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は第六十二条第一項ただし書の承認に係る液化石油ガス器具等を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合は、この限りでない。

(検定の申請)

第四十条 液化石油ガス器具等について前条の検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣、協会又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

(合格及び表示)

第四十一条 通商産業大臣、協会又は指定検定機関は、前条の申請に係る液化石油ガス器具等につ

いて通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものとし、これに通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならない。

(表示の制限)

第四十二条 何人も、前条又は第六十三条の規定により表示を附する場合を除くほか、液化石油ガス器具等にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及び液化石油ガス器具等の型式等

(登録)

第四十三条 液化石油ガス器具等の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定める液化石油ガス器具等の製造の事業の区分（以下「事業区分」という。）に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該液化石油ガス器具等の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定製造設備」という。）の名称、性能及び数

五 当該液化石油ガス器具等の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定検査設備」という。）の名称、性能及び数

3 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(欠格条項)

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定

に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第四十五条 通商産業大臣は、第四十三条第一項の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

(登録簿)

第四十六条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第四十三条第二項第一号から第三号までの事項

(登録証)

第四十七条 通商産業大臣は、第四十三条第一項の登録をしたときは、登録証を交付する。

- 2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 事業区分

(承継)

第四十八条 第四十三条第一項の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)が当該登録に係る事業の全部を譲り渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録

製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四十四条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出)

第四十九条 登録製造事業者は、第四十三条第二項第一号又は第三号から第五号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第五十条 登録製造事業者は、第四十八条第二項又は前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(廃止の届出)

第五十一条 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第五十二条 登録製造事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第五十三条 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消)

第五十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取

り消すことができる。

- 一 第三十九条、第四十二条又は第四十九条の規定に違反したとき。
- 二 第四十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第六十四条又は第六十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第四十三条第一項の登録を受けたとき。

(登録の消除)

第五十五条 通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第五十六条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録簿の謄本等)

第五十七条 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(液化石油ガス器具等の型式の承認)

第五十八条 登録製造事業者は、製造しようとする液化石油ガス器具等の型式について、通商産業省令で定める型式の区分(以下単に「型式の区分」という。)に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 型式の区分

3 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の液化石油ガス器具等及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添えなければならない。ただし、第六十条第一項の試験に合格した液化石油ガス器具等について第一

項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

(承認の基準)

第五十九条 通商産業大臣は、前条第一項の承認の申請が次の各号(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添えてある場合には、第二号)に該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

- 一 申請に係る試験用の液化石油ガス器具等が第四十一条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第四十三条第一項の登録を受けていること。

(指定検定機関等の試験)

第六十条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の液化石油ガス器具等については、協会又は指定検定機関の行なう試験を受けることができる。

- 2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第五十八条第三項の通商産業省令で定める数量の試験用の液化石油ガス器具等及び同項の通商産業省令で定める書類を添えて、協会又は指定検定機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 型式の区分
- 三 第一項の試験においては、その試験用の液化石油ガス器具等が第四十一条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

(承認の有効期間)

第六十一条 第五十八条第一項の承認は、三年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。
(基準適合義務等)

第六十二條 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式の液化石油ガス器具等を製造する場合においては、第四十一條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出その他特定の用途に供する液化石油ガス器具等を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験用に製造する場合、この限りでない。

2 前項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の液化石油ガス器具等(同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第六十三條 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式の液化石油ガス器具等を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附することができ。

(表示の禁止)

第六十四條 通商産業大臣は、第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造した液化石油ガス器具等であつて、当該承認に係るもの(第六十二條第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く)が第四十一條の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前條の規定による表示を附することを禁止することができる。

(改善命令)
第六十五條 通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、液化石油ガス器具等の製造又は検査の業務の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第四十五條第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
二 第六十二條第一項の規定に違反していると認めるとき。

(承認の失効)
第六十六條 登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録製造事業者に係る第五十八條第一項の承認は、その効力を失う。

(承認の取消し)
第六十七條 通商産業大臣は、第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第六十二條第二項の規定に違反したとき。
二 第六十四條又は第六十五條の規定により禁止又は命令に違反したとき。
三 第八十四條第一項の条件に違反したとき。
四 不正の手段により第五十八條第一項の承認を受けたとき。

第三節 指定検定機関
(指定)
第六十八條 第三十九條の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第六十條第一項の試験(以下「検定等」という)を行なうとする者の申請により行なう。

(欠格条項)
第六十九條 次の各号の一に該当する者は、第三十九條の指定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第八十條の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第七十七條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
(指定の基準)
第七十條 通商産業大臣は、第三十九條の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定等を行なうものであること。
二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定等を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定等の業務以外の業務を行なっている場合には、その業務を行なうことによつて検定等が不公平になるおそれがないものであること。
五 検定等の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。
六 その指定をすることによつて申請に係る検定等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(検定等の義務)
第七十一條 指定検定機関は、検定等を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定等を行なわなければならない。

2 指定検定機関は、検定等を行なうときは、前條第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同條第二号に規定する者(以下「検定員」という)に検定等を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第七十二條 指定検定機関は、検定等を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)
第七十三條 指定検定機関は、検定等の業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)
第七十四條 指定検定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第七十五條 指定検定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の変更)
第七十六條 指定検定機関の役員は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
(解任命令)
第七十七條 通商産業大臣は、指定検定機関の役員又は検定員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は検定員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位

第七十八條 検定等の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(適合命令)

第七十九條 通商産業大臣は、指定検定機関が第七十條第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(指定の取消し等)

第八十條 通商産業大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この節の規定に違反したとき。
二 第六十九條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第七十三條第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定等を行つたとき。
四 第七十三條第三項、第七十七條又は前条の規定による命令に違反したとき。
五 第八十四條第一項の条件に違反したとき。
六 不正の手段により第三十九條の指定を受けたとき。

第六章 雑則
(帳簿の記載)
第八十一條 液化石油ガス販売事業者及び指定製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定検定機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定等に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(報告の徴収)
第八十二條 通商産業大臣又は都道府県知事は、

この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス指定製造事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
(立入検査等)

第八十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス指定製造事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。
2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所、液化石油ガスの保管場所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

(許可等の条件)
第八十四條 許可、指定又は承認には、条件を附することができる。
2 前項の条件は、許可、指定又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可、指定又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
(液化石油ガス検査官等)

第八十五條 第八十三條第一項から第三項までに規定する職員の職務を行なわせるため、通商産業省に液化石油ガス検査官を、都道府県に液化石油ガス検査員を置く。
2 液化石油ガス検査官及び液化石油ガス検査員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。
(手数料)

第八十六條 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
納付しなければならない金 額

一 第三条第一項の許可を受けようとする者	一件につき 四万円
二 第八條第一項の許可を受けようとする者	一件につき 三万円
三 第十二條の検査を受けようとする者	一件につき 五万円
四 第十三條の指定を受けようとする者	一件につき 五千元
五 第四十三條第一項の登録を受けようとする者	一件につき 六千元
六 第五十八條第一項の承認を受けようとする者	一件につき 十万円
七 協会又は指定検定機関が行なう試験を受けようとする者	一件につき 十万円

とする者	八 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき	五百円
	九 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき	百円
	十 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一回につき	五十円

2 液化石油ガス器具等について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
3 前二項の手数料は、通商産業大臣若しくは通商産業局長が行なう第三條第一項若しくは第八條第一項の許可、第十三條の指定、検定、第四十三條第一項の登録、第五十八條第一項の承認、第六十一條第一項の承認の更新若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は通商産業大臣若しくは通商産業局長に対し登録簿の謄本の交付若しくは登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては、国庫の、協会又は指定検定機関が行なう検定等を受けようとする者の納付するものについては、それぞれ協会又は当該指定検定機関の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。
(関係行政機関への通報等)

第八十七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條第一項若しくは第八條第一項の許可をし、第六條第二項、第二十三條若しくは第三十七條第二項の規定による届出(同条第二項に規定する場合に係るものに限る。)を受理し、又は第二十五條若しくは第二十六條の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事、国家公安委員会若しくは消防長に通報しなければならない。
2 消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売事業者の販売施設又は販売の方法が第五條第一号の通商産業省令で定める技術上の基準又は同条第二号の通商産業省令で定める基準に適合し

ていない場合において、火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

3 通商産業大臣は、第五条第一号若しくは第二号又は第十五条第一項の基準を定める通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防庁長官の意見をきかなければならない。

4 消防庁長官は、火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に関し通商産業大臣に意見を述べることができる。

(公示)

第八十八条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十三条の指定をしたとき。

二 第三十三条の規定により指定が効力を失つたことを確認したとき、又は第三十四条の規定により指定を取り消したとき。

三 第三十九条の指定をしたとき。

四 第五十八条第一項の承認をしたとき。

五 第六十六条の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七条の規定により承認を取り消したとき。

六 第七十二条の規定による届出があつたとき。

七 第七十四条の許可をしたとき。

八 第八十条の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき。

(公聴会等)

第八十九条 通商産業大臣は、第二条第四項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第五条第一号若しくは第二号の通商産業省令若しくは第十五条第一項の技術上の基準を定める通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、協会の意見をきくとともに、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(聴聞)

第一類第九号 商工委員会議録第二十八号 昭和四十二年七月十一日

第九十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十二條、第二十五條(第三十五條において準用する場合を含む)、第二十六條、第三十四條、第五十四條、第六十四條、第六十七條、第七十七條又は第八十条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(協会又は指定検定機関の処分についての審査請求)

第九十一条 第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手續における聴聞)

第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分を除く。)についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、第九十条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(経過措置)

第九十三条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的の必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(適用除外)

第九十四条 第二章から第四章までの規定は、高圧ガス取締法第三條第一項第八号の政令で定め

る液化石油ガスについては、適用しない。

(権限の委任)

第九十五条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の許可を受けないで液化石油ガス販売事業を行なつた者

二 第二十六條の規定による事業の停止の命令に違反した者

第九十七条 第八十条の規定による業務の停止の命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八條第一項の規定に違反して第三條第二項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第二十一条、第十二條、第十九條第一項又は第二十一条第一項の規定に違反した者

三 第八十四条第一項の規定により附された第三條第一項又は第八條第一項の許可の条件に違反した者

第九十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを販売し、又は引き渡した者

二 第十六條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第三十條第四項の規定に違反して表示を附し、又は封を施した者

四 第三十四條の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十七條第一項の規定に違反して配管設備の設置又は変更の工事をした者

六 第四十二條の規定に違反して表示を附した者

七 第六十二條第二項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

八 第六十四條の規定による禁止に違反した者

九 第八十四條第一項の規定により附された第十三條の指定の条件に違反した者

第一百條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七條又は第三十六條の規定に違反した者

二 第十九條第二項、第二十一条第二項又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十一条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第八十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第八十三条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二百二條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七十四條の許可を受けないで検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第八十一条第二項の規定に違反して同項に

規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十三条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

第三百三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十六条又は第九十八条から第一百一条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第四百四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項若しくは第二項、第八条第二項、第九条、第十条第三項（第三十五条において準用する場合を含む）、第二十九条、第三十二条、第三十七条第二項、第四十八条第二項、第四十九条又は第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第五十六条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十七条第三項及び第八十九条の規定は公布の日から、第十一条及び第十三条の規定は公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

（経過規定）

第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五條第一項又は第六條の許可を受けている者は、この法律の施行の日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けないうで、従前の例により液化石油ガス販売事業を

行なうことができる。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三条第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業について、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行前に液化石油ガスの製造について高圧ガス取締法第五條第一項の許可の申請をした者であつて、この法律の施行後にその申請について同項の許可を受けたものは、当該許可を受けた日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けないうで、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三条第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業について、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に液化石油ガス販売事業についてされた高圧ガス取締法第六條の許可の申請であつて、この法律の施行の際に許可又は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 前項に規定する高圧ガス取締法第六條の許可の申請をした者であつて、その申請について同条の許可を受けたものは、当該許可を受けた日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條

第一項の許可を受けないうで、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

3 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三条第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業について、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第五条 液化石油ガス販売事業に係る附則第八条の規定による改正前の高圧ガス取締法第十四条の三第一項の許可又は第二十条の完成検査の申請であつて、当該申請に係る者が附則第二条第二項、附則第三条第二項又は前条第三項の規定による届出をした際に当該申請に係る許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果についての処分がされていらないものについての許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果については、なお従前の例による。この場合において、当該許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果についての処分は、通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣又は都道府県知事がした第八条第一項の許可若しくは不許可の処分又は第十二条の検査の結果についての処分とみなす。

2 都道府県知事は、前項の規定により通商産業大臣のした処分とみなされる処分をしたときは、その旨を通商産業大臣に通報しなければならない。

第六条 附則第二条第二項、附則第三条第二項又は附則第四条第三項の規定による届出をした者の液化石油ガスの販売施設であつて、附則第八条の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十条の規定により都道府県知事が行なう完成検査を受け、同法第八条第一号若しくは第三号の技術上の基準に適合していると認められたものは、通商産業省令で定めるところにより、第十

二条の規定により都道府県知事が行なう検査を受け、第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた販売施設とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に行なわれている消費設備の設置又は変更の工事については、次条の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十四条の規定を適用し、第三十六条及び第三十七条第一項の規定は、適用しない。

（高圧ガス取締法の一部改正）

第八条 高圧ガス取締法の一部を次のように改正する。

第六條本文中「高圧ガスの販売の事業」の下に「（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第 号）以下「液化石油ガス法」という。）第二條第三項に規定する液化石油ガス販売事業を除く。」を加える。

第十五條第一項ただし書中「販売業者」の下に「若しくは液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を、「第六條」の下に若しくは同法第三條第一項を加える。

第十六條第一項ただし書中「又は販売業者」を「若しくは販売業者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に、「又は第六條」を「若しくは第六條又は同法第三條第一項」に改める。

第二十四條中「液化石油ガス又は」を削る。

第二十九條第四項第二号及び第三十條中「又はこの法律」を「若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律」に改める。

第三十七條第一項中「又は第二十四條の第二項の事業所」を「若しくは第二十四條の第二項の事業所又は液化石油ガス法第三條第二項第二号の販売所」に、「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は同法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改め、同条第二項中「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法

第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改める。

第三十九條第一号中「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改め、同条第二号中「特定高圧ガス消費者」の下に「液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第五十九條の九中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 液化石油ガス法第二條第四項に規定する液化石油ガス器具等の製造又は販売の事業を行なう者及び同法第三十九條の指定検定機関

第五十九條の二十八第三号中「第三十一條第三項の下に」及び液化石油ガス法第二條第三項を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 液化石油ガス法第三十九條の検定及び同法第六十條第一項の試験（以下「検定等」という。）を行なうこと。

第五十九條の二十九第三項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加える。

第五十九條の三十第一項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、同条第二項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、「検査を」を削り、同条第三項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、同条第四項中「この法律に」を「液化石油ガス法若しくはこれらの法律に」に改め、「保安検査等」の下に「若しくは検定等」を加える。

第六十一條中「特定高圧ガス消費者」の下に「液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十二條第一項中「高圧ガスの輸入をした者」の下に「液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十三條第一項中「販売業者の下に」液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十四條ただし書中「第三十六條第一項」の下に「又は液化石油ガス法第十五條第四項」を加える。

第七十四條第一項中「その旨を当該都道府県公安委員会を」政令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に改める。

（罰則の適用）
第九條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條第一項、附則第三條第一項又は附則第四條第二項の規定により従前の例によることとされる液化石油ガス販売事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）
第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第六号の三中「又は第六條」を「若しくは第六條又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第 号）第三條第一項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）
第十一條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五號）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十八號の次に次の一号を加える。

三十八の二 液化石油ガス販売事業を許可すること。

第十一條第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関すること。

第十一條第二項中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第二十七條第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関すること。

理由
液化石油ガスの普及の現況にかんがみ、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にするため、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○菅野國務大臣 たいま議題となりました液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年家庭用燃料としての液化石油ガスの普及はめざましく、昭和四十二年度の全国需要世帯数は約千三百万戸に達し、国民生活の向上に大いに寄与しておりますが、これに伴い、液化石油ガスによる災害事故も増加しており、特に一般家庭等の消費先における事故が激増しているのが実情であります。加うるに、液化石油ガス販売事業は、容器による販売という特殊な形態によるものであるとともに、きわめて短期間に急速に発展した事業であること等のため、計量等に関する取引条件も必ずしも適正とはいえない状況にあります。

これに対し、現在液化石油ガス関係の規制は、その製造を含め、高圧ガス取締法により行なっておりますが、同法は、本来事業所を対象として制定されたものでありますため、一般家庭等における液化石油ガスの災害の防止をはかるためには、種々不適切な点が生じてきております。

このため、一般消費者等に販売される液化石油ガスにつきましては、販売事業者が一般消費者等の

の保安能力を補完することによりその災害の防止をはかることと、その取引を適正にするため、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売を規制するとともに、保安の万全を期するため、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制する必要があるとあります。

次に本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、液化石油ガス販売事業の規制であります。すなわち、一般消費者等に対し液化石油ガスを販売する事業は、通商産業大臣または都道府県知事の許可を要することとし、許可の基準といたしましては、販売施設及び販売方法が一定の基準に適合すること並びにその事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること等を規定しております。

この許可を受けた販売事業者に対しましては、液化石油ガスの保安の確保と取引の適正化をはかるため、必要な義務を課しております。すなわち、販売事業者は、その販売施設及び販売方法を一定の基準に適合するように維持しなければならないものとし、この基準に適合していない場合には、その事業の運営が適正を欠いている場合には、通商産業大臣または都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨の命令または勧告をすることができるとしております。

さらに一般消費者等の保安能力を販売事業者が補完することにより液化石油ガスによる災害を防止するため、販売事業者は、定期的な、一般消費者等の消費設備を調査するものとし、これにより消費先の保安指導に当たらせるとするとともに、保安の確保のための順守事項を一般消費者等に徹底し、あわせて取引条件の明確化を通じてその取引の適正化をはかるため、所定の事項を記載した書面を一般消費者等に交付しなければならぬこととしております。

第二は、液化石油ガス指定製造事業に関する規定であります。

これは、液化石油ガス中の有害成分を一定の許

容限度以下に押えることによつて保安の確保をはかることも、液化石油ガスの成分による規格を明示することによつて取引の適正化をはかるため、液化石油ガスの充てん事業を行なう者のうち、液化石油ガスの分析のための機械器具を有する等一定の資格を有する者を指定し、その指定を受けた者が分析し、かつ、これを充てんした容器に所定の表示を付したものでなければ、液化石油ガスを一般消費者等に販売してはならないこととしたものであります。

第三は、消費設備の規制であります。過去の事故例についてみますと、消費先の配管工事の欠陥が原因となつてゐるものが少なくない実情にかんがみ、この種の工事で一定規模以上のものは、十分な知識経験を有する者の監督のもとでなければならぬこととしております。第四は、液化石油ガス器具等の規制に関する規定であります。

圧力調整器、燃焼器等の液化石油ガス器具等は、一定の基準に適合する製造設備及び検査設備を有する登録製造事業者が通商産業大臣の型式承認を受けて製造したものまたは登録製造事業者以外の者が製造した場合にあっては、通商産業大臣等が行なう検定に合格したものでなければこれを販売してはならないこととし、液化石油ガスに関する規制と相まって保安の万全を期してあります。

これが、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○島村委員長 次に、去る六月二十六日付託になりました倉成正君外二十一名提出、離島振興法の

一部を改正する法律案を議題として、提出者から趣旨の説明を聴取することといたします。中村重光君。

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四号第三号中「国土保全施設」を「国土保全施設等」に改める。

第九号第二項中「並びに同法第九号第一項及び第三項を、同法第九号第一項及び第三項、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第三号第一項、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十二号並びに消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第四号第一項」に改め、同条第三項中「普通交付金」を「普通交付税」に改める。

第九号第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「五分の四とする」を「五分の四とし、公立学校施設費旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 国は、政令の定めるところにより、第五号第一項の離島振興計画に基づき次の各号に掲げる事業を行なう地方公共団体に対し、その事業に要する費用の三分の二を補助する。

一 公立の小学校若しくは中学校又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学校若しくは中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)をすること。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校又は中学

校に設けること。

第十一条第一項中「三十一人以内を三十一人」に改め、同条第二項中「第十三号から第十五号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「前各号」を「前各項」に改める。別表に次のように加える。

(四) 義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する経費について

学校の区分	事業の区分	主事	国庫の負担割合
公立の小学校	教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ)	地方公共団体	三分の二
公立の中学校	屋内運動場の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の盲学校	適正な規模にするため統合したことを伴つた校舎の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の盲学校の養育施設	小児部及び中学校の建物の新築又は増築	地方公共団体	三分の二
公立の養育施設	構造上危険な状態にある建物の改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)	地方公共団体	三分の二

(四) 消防施設強化促進法第二条に規定する費用について

消防施設の区分	事業の区分	主事	国庫の補助割合
消防の用に供する機械器具及び設備	購入又は設置	市町村	三分の二

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の第九号第二項、第四項及び第五項の規定は、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

理由

離島振興法の実施状況にかんがみ、離島振興対策実施地域における教育施設、児童福祉施設及び消防施設の整備に要する費用についての国の負担又は補助につき、特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、約四億円の見込みである。

○中村(重)議員 ただいま議案となりました離島振興法の一部を改正する法律案について、提案者を代表して提案の理由を御説明申し上げます。

現行の離島振興法は、本土から隔絶した離島の後進性を取り除くことを目的として昭和二十八年に制定され、その後数回にわたり一部改正を行ない、今日に至っております。この間、公共事業を中心とした離島振興対策事業の進展に伴ない、多年にわたる後進性の除去にはなおかなりの歳月を要するといえ、年々離島の面目を一新しつつあ

することはまことに喜ばしいことであります。

しかしながら、ひるがえって離島における教育、文化、厚生等の社会面を見ますと、公共事業の整備に比べて立ちおくれが著しく、これが離島振興上の大きな障害となっております。最近、政府は社会開発の一環として、僻地における教育問題並びに厚生医療対策を重点事項として大きく取り上げ、その推進をはかっていますが、離島こそは、その置かれていた自然条件、社会的条件により、後進地域の縮図ともいえるべく、教育及び社会福祉面における国の強力な対策が、従来から強く要請されてきたところであります。

これにかんがみ、離島における塩害、風害等の特殊な気象条件により施設の損耗度が著しいこと、及び運賃コストの割高等によって工事費の増大が地元の超過負担を招き、そのため離島市町村の貧弱な財政力をもってしては施設の完備が不可能である現状であり、この対策を早急に行なう必要があらわれます。さらに離島は水が乏しく、地形が急峻で風も強く、さらに家屋が密集しているため、一たん火災が発生すると大火になりやすい条件にあり、離島の市町村財政をもってしては前述と同様、消防施設の整備が困難な状態でありました。したがって、義務教育諸学校施設及び同災害復旧、教職員住宅及び集会室施設、保育所施設、並びに消防施設の国庫補助率を引き上げて、地域の特殊性に応じた諸対策をさらに一層推進する必要があります。

以上が本改正案の提案の理由であります。すみやかに御賛同をお願いいたしますして、提案説明を終わります。(拍手)

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○島村委員長 本案に対して質疑の申し出がありますのでこれを許します。鴨田宗一君。

○鴨田委員 離島振興法の一部改正に対する法律案の内容について、ほんとうに限られた時間でございますけれども二、三お聞きしておきたいと思

いますので、ひとつ簡単に答えを願いたいと思います。

昭和二十八年、離島振興法が施行実施されましたから十次にあたります。いろいろ離島振興に對する各個別的な指定がありまして、八十五もあつたわけでございます。大体全国には八百四十七の島があるようでありまして、いまも提案理由の中にありまして、さらにまた文化的いろいろの面で後進国であるし、さらにまた文化の程度もおくれいておりますので、これに對して指定をされるということがどんなに国のバックアップがあるかということ、私が申し上げるまでもないと思ひます。そういう意味で八十五は指定したのでありますけれども、これからまだ残つてたくさんありますので、これをどうなうかということも提案者、大臣のほうから答えを願いたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 御指摘のようにただいままで十回にわたつて指定をいたしておるわけでございます。なお一、二の地方から特定の島について追加指定を希望しておられるわけでございますので、それらにつきましても離島振興審議会の議を経まして、審議会で御異存なければできれば加えていきたい、こう思つております。

○鴨田委員 指定をできるだけいたしたい。現在財政力は御承知のとおり三二%でございます。ところが特に離島関係の平均が二一%、非常に地方の財政力が劣つておりました。やはり国の強力な補助アップであるとか、あるいはまた財政的援助がなければならぬのでありますけれども、これに對して従来他の本土と違う財政的措置をとつておるようでありまして、簡単に、簡単に、具体的にどのようない財政的措置をとつておるか、ひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 御指摘のように、昭和四十年におきましても、財政力指数は全国平均がた

ま抑せられましたように三七でございますが、離島は二一でございます。かなり低うございます。そういう意味で、従来の離島振興法といつたようなものがあるのを補完してまいつた実績がかなりのものであると考えておりますけれども、最近ではそのほかにいわゆる辺地債——辺地に特別に出します辺地債でございますとか、ある遠隔地の是正といったようなこともいたしております。そのほか航路等につきましても補助がございますことは御承知のとおりでございます。

○鴨田委員 ちょうどだいたいま法案が上がりましてあれども、例のYS11の、いわゆる離島に對してこれが空港の設置という問題も非常に意義のあることであると思ひますので、ただいまの言質をとるようでありまして、そういうような航空面においての道路、交通関係について格別な御配慮をひとつお願いしたいと思ひます。実は、きょう私質問に立ちましたのは、議員立法であり、しかも四党共同の提案であるというところで、質問の余地もないのですけれども、だれか一人くらい質問をいたしませんと、この法案の意義もどうかと思ひますので、進んで出たわけでありまして、この点ひとつお含みを願いたいと思ひます。

離島関係につきましても、あるいは文教であるとか厚生であるとか、本日の議員立法の内容にありまます消防施設であるとか、こういうふうなもの一般的に国の予算の中に盛り込んでおりました。離島だけのものというものは見当たりません。特に消防施設につきましてもこの法文の第四條の第三号ですか、ここにいろいろの水害であるとか、あるいは災害は、ただいまの例の四十二年の七月の台風の豪雨のような災害の場合、こういうような場合の面がここに書いてありますけれども、それをバックアップします消防といふことが実はうたわれておられますが、法改正の「国土保全施設等」という意味はそういう意味でございますか、ひとつ議員さんにお聞きしたいのですけれども、ちよつとお答え願ひます。——わかります

か。消防の件が第四條の中にありませんね。それで、第四條の三号に「等」というのが入つたでしょう。この改正法の中に「等」というのが入つた方々の考え方は、その「等」の中に消防を含めたい、こういう考え方であらうかと推察するのでありますけれども、そう考へていいですか。

○中村(重)議員 お説のとおりでございます。

○鴨田委員 お聞きいたしますと相当時間がかりまますけれども、とにかく十分というわけでありまますので、それではこの提案されております義務教育の学校の施設、公立文教施設——私は実は消防のほうをお聞きいたそうと思つておりましたけれども、相次ぐ災害で現地に行つてしまつたけれどもないそうでございますので、消防のほうについて、私、意見を持っておりますけれども、実は消防のほうは緊急五カ年計画というものを全国的にやっております。しかし、消防そのものは、いわゆる離島分というものがございませんで、私はやはり離島は離島として来年あたりから五カ年計画を策定して、そして消防といふのは、いわゆる火を消すだけでなく、やはり災害の防除、あるいは水害の防除に非常に大きな働きをしておりますので、そういう面から緊急五カ年計画を離島だけに施行、実施するようなお考えは大臣でございますか。

○宮澤國務大臣 御提案が院議として決定いたしました際には、やはりお説のようなことが必要であらうと考えております。

○鴨田委員 消防施設の補助率も全国的に非常に低うございまして、別して離島に関する消防施設の補助率については、本土とは違つたアップをしていただきたい。

さらにまた、消防については救急車なんかも非常に重要な役割をいたしますし、特に離島は離島なりにいわゆる消防船あるいは救急船といふものがあつてはならないか、こういうふうにも考えまますので、この点ひとつ御勘案くださるまいして、ひとつそういうふうな予算的措置もしていただきたい

いと思ひます。

学校の校舎の件につきましては、これはいろいろ問題がございますけれども、きょうも実は文部省関係と呼んできたつもりでしたけれども、時間の関係でそれも省きました。ただ、現在小学校においては三分の一、中学においては三分の二の補助率でございます。これは本土でございますけれども、離島においてはこれを全部三分の二にしてくれというふうな議員立法でございます。これは離島自体から考えますとけっこうではありますけれども、これは大臣にお聞きしても部外でございますから、文部省のほうに私のほうからお聞きするのが当然ですけれども、ただいま申しますようなわけで、この問題は議員立法のおりひとつお願いをしてもらうように、私のほうからも文部省のほうに要望したいと考えております。

さらにまた、第二の問題といたしましては、いわゆる厚生施設の問題でございます。この議員立法の中にございます、たとえば保育所の問題にいたしましても、離島には現在三百十カ所の保育所がございます。しかし、まだこれから約六十カ所も必要であるようなことでございますので、この問題も、やはり補助率アップと同様に、大臣のお考えによりまして、政令でできるようなものであります。議員立法としてほんとうに簡単な法でございますけれども、本日提案いたしましたのは補助率のアップがほとんど全部でございますので、これが通過いたしますと、大体厚生省の関係、文部省の関係、あるいはまた自治省の関係もあつてしょう。こういったしますと、提案者の議員さんにお聞きするのですが、総額幾らぐらいの予算措置に相なりましようか。

○中村(重)議員 補助率のアップによりまして、予算的には大体四億程度のアップになろうと思ひます。

なおまた、いろいろ御意見がございました中で、法律事項でなくて予算措置によって施行でき

る面があるわけでございます。四十二年度の予算編成にあたりまして、文部省あるいは厚生省その他関係各省から大蔵省に對しまして御意見のような点のものを盛り込んだ予算要求がなされたが、改正案が実はまだ通っておりません。そういうことから、一応法律事項とあわせてまいりました予算措置の面も一緒にひとつ来年度からやろう、そういうことで実は今年度は見送りになった経緯があるわけであります。せっかく御審議いただきました、改正案が成立いたしますならば、御意見のような点は、予算措置の面において、強力に経済企画庁にも関係各省と連絡をとりまして実現をするように要請をしてみたいと思つております。

○鴨田委員 ただいま提案者の御説明がございましたが、数字的にちよつと違いますので訂正をさせていただきます。……(中村(重)議員「わかつています」と呼ぶ) 大体七億八千万円ばかりでございます。

詳しく御質問いたしました時間も際限がございますので、先ほど申しましたとおり、特に離島に對しましては慎重な御考慮をお願いいたします。約百二十六万人の離島民が本土の住民と同じような生活レベルで生活ができ、低開発地区であります産業、しかも第一次産業で、この大きな高度成長のしわ寄せのあふりを食っております。この離島の住民に對しまして、この法案をできるだけ具体的に施行、実施していただきまして、これが実現をはかつていただきたいと思ひます。

賛成演説のようなことになってしまいました。以上をもちまして私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○中村(重)議員 実はいま鴨田委員から数字のことについて御意見があつたのでありますが、この補助率アップによりまして、国費の所要見込みが大体どの程度であるのか試算をしたのであります。四億九千五百三十九万という数字が実は出たのであります。ですから、これは概算でありまして、大体四億程度でいけるのではなからう

か、もちろん予算措置の面は別であります。御意見の点にはいわけの予算措置の点が入つておるのではない。法律案の改正面におきましての補助率アップは、申し上げましたように、大体四億九千五百三十九万でありますけれども、四億見当というようにも考えております。

○島村委員長 橋口隆君。

○橋口委員 ただいま提案されております離島振興法の一部改正法案に對しまして、私は特に賛意を表するものでございますが、あわせて若干の質問を行ないたいと思ひます。

離島は、この提案理由にも書かれておりますように、自然的、社会的な条件によつて、まさに後進地域の縮図ともいふべきでございます。特に離島の市町村の貧弱な財政力をもつては、各種施設の完備が不可能でありまして、そのために今回の法案が提出されたわけでございますが、これに關連しまして、従来要求されておつたことで足りない分について、提案者並びに政府に對してその所見を承りたいのでございます。

まず今回のこの一部改正法案に落ちておりますが、公立高等学校の危険校舎の改築に要する経費の国庫補助割合は現行三分の一でございますが、これでは不足でございますが、将来どういふふうになるつもりでございますか。

○中村(重)議員 公立高等学校とかあるいは養護学校のそうした補助率アップは、実は今回の改正案の中に盛り込んでいないのであります。申し上げましたような、また御意見がございました公立高等学校、これは当然義務教育の諸学校と一緒にやるべきではないかということで、いろいろ話し合ひをやつたのであります。大体特定の、たとえば長崎県なんかのように離島が非常に広いところは、そうした該当する高等学校も多いけれども、全国的に見ると数は少ないのではなからうかというふうな意見もありまして、とりあえず今回は義務教育の諸学校だけの補助率アップということにして、ひとつ将来の懸案事項として実は残したわけであります。御了承をお願いしたいと思ひます。

○橋口委員 次に、公立養護学校の施設の新増築及び改築に要する経費の国庫の負担、または補助率の割合も現在三分の一でございますが、これを多少引き上げる点についてもこの次ということでございますか。

○中村(重)議員 実は養護学校というのがいまのところ離島にはないわけなんです。高等学校は先ほども申し上げましたように、若干あるのであります。養護学校がない。そういうことから、高等学校の問題とあわせて、この養護学校の問題もひとつこの後の検討事項としていこうではないかというところで提案者の意見がまとまつたのであります。

御意見の点もつともでございますので、できるだけそういう点はもつときこまかい問題を盛り込んで、さらにまた離島振興というものは、産業振興政策というふうなもの、強力に行なわれなければならぬわけであります。そうした基本的な離島振興政策というものを打ち立てる中で、御指摘がございましたような点は十分ひとつ生かしていくように努力をいたしたいと考えております。

○橋口委員 これにさらに關連いたしまして、同様な問題になるかと思ひますが、病院、診療所の施設についての補助率アップあるいは通学に要する船舶等に対する措置もきわめて必要だろふと思ひますが、これについてはいかがお考えになりますか。

○中村(重)議員 ただいまの御意見の点は、実は予算措置ということになっておるわけです。したがひまして、予算措置の面でこれをひとつ生かしていきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、四十二年度の予算要求の中で関係各省から大蔵省に予算要求したという経緯もございます。必ず四十三年度におきましては、そういう点は盛り込まれるものであろうというところで期待をいたしております。

○橋口委員 次に、経済企画庁長官にお伺ひしたいと存じますが、現在わが国の地域開発の法律は

非常に複雑多岐でございまして、またこれに対する予算措置も不十分であると思われまします。そういう点について、特に離島振興法あるいは山村振興法等を含めまして、新しいそういう地域開発法の整備という点についてはいかがお考えになつておられますか。

○宮澤国務大臣 御指摘のように、地域開発の法律が次々と出てまいりまして成立いたしましたために、体系が非常に複雑でございまして、それらのものについては、ほぼ一年くらいの間、何かの形で整理をいたしたいと考えて、すでにその検討を始めております。ただ、その場合でございまして、離島振興あるいは山村振興は、これは地域というところをいいたしませんで、特定の条件にある地方ではなくて、特定の条件にある地域について法律があるわけでございまして、私は、この両者はそのまま残してまいるほうがいいのではないかと、いわゆる各地方の開発の法律については何かの形で整理をいたしたい、こう考えております。

○橋口委員 いまのような地域開発の問題とあわせまして、最近国土総合開発計画はどうしても再検討されなければならない時期にきておると思うのでございまして、これにつきましましては、政府が法律の整備あるいは予算の充実に努められて、根本的な対策を考えた直さなければならぬ時期にきておると思うのでございまして、重ねてその点についての御所見を承りたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 国土総合開発計画を書き直す必要があるのではないかと御指摘に對しましては、私もそのとおりであると考えております。したがって、すでに予算措置についてもお認めをいただきましたので、来年の夏ごろまでにはこれを全部書き改めたい、かように考えまして、すでに仕事を始めたところであります。

○橋口委員 以上をもつて質問を終わります。

○島村委員長 中谷鉄也君。

ただいま同僚委員のほうからの質問があつたわけでございますけれども、要するに、離島振興法の一部改正の法案、まことに時宜に適したものでありますけれども、ただ問題は、この機会にお尋ねをいたしたいのは、山村振興法の問題でござい

要するに、まさに陸の離島、陸の孤島といわれているようなそういう山村の問題というものは、この一部改正の本法案の提案理由の説明と全く同じような状態に山村が置かれておる。それを過疎対策という面でもとらえるのか、あるいは人口流出というのはいかに理解するかという問題でとらえるのか、あるいは弱い産業基盤をどうのようにして強くしていくかという問題でとらえるのか、いろいろ問題がありますけれども、教育、医療、いろいろな面の中で山村が現在非常に苦しんでおる。そういうような点で、離島振興法の趣旨については全面的に賛成すると同時に、私は長官に山村振興をどのようにするか、特にその山村振興法、すでに制定されて足かけ三年でございましてけれども、いわゆる離島振興法に追いつけ、離島振興法並みのひとつ山村対策としての措置を講じてもらいたい、こういうことが強くいわれておるわけでございますけれども、先ほど若干の長官の御答弁がありましたけれども、この点についての御見解を承りたい、こういうことでございまして。

○宮澤国務大臣 確かに山村に、人口流出いわゆる過疎問題が非常に目立ってまいりましたことは御指摘のとおりであります。それらの山村をどう考えるかということは、先ほど御質問との関連で申し上げましたが、やはり全国総合開発計画を改めまして根本的に考えるべき問題であらうと思つております。

山村振興策といつたしましては、法律が定めておりますように、特定の条件に当たるものを指定しまして、その調査をして、そして基本計画を立てていわゆる振興策をやっていくということが従来の考え方でございます。それは今後とも推進を

なお、全国総合開発計画との関係でも、いわゆる山村のあり方というのはもう一度検討してみることが必要である、こう考えております。

○中谷委員 一問で御質問を終わるつもりだったのですけれども、もう一点だけお尋ねをいたします。

要するに山村振興という問題は、真剣にそのことを望んでおる山村の住民たちの気持ちというのは、補助率等について離島振興法並みに山村の補助率をとにかくアップしてもらいたい、そうでないのだという山村の疲弊の状態というのは救えないのだという問題なんです。そういう点について前向きにぜひとも御検討いただけるかどうか、この点が一点です。

それから、これはある意味においては非常に粗雑な議論になるかもしれませんが、たとえ山村振興の問題に對しましては、産業基盤の開発整備であるとか産業開発であるとかいろいろ問題がございまして、いわゆる経済的な投資効果という面から山村振興問題をとらえてい

○宮澤国務大臣 御質問の御趣旨はよくわかつておるつもりでございます。その問題は実は長いこと議論されておまして、今日なお懸案であります。いままで政府がいたしてまいりましたことは、財政上のはうで辺地債を出すとかあるいは遠隔地の補正をするとかいうことはいたしてあります。山村振興計画というふうなものも法律に従つてやっております。ただ山村を離島と同じように補助率を引き上げる形で救うかどうかという点については、実は政府内部でもなかなか意見がまとまっております。おそらく

は、先ほど申し上げました全国総合開発計画を書き直しました段階で山村というものの姿がはっきりしてまいって、もう一ぺんそういう議論が再燃をするということにならうかと思うのでござい

○中谷委員 終わります。

○島村委員長 おはかりいたします。

○島村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案の質疑は終局いたしました。

○島村委員長 本案は、予算を伴う法律案でござい

○宮澤国務大臣 本案が法律として成立をいたしますと、後年に向かつて何かの財政負担を増すことになるわけでございまして。

○島村委員長 これにて内閣の意見は終わりました。

○島村委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がございませんので、直ちに採決いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○島村委員長 この際、倉成正君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取いたします。倉成正君。

○倉成委員 たいま採決されました離島振興法の一部改正法案に対し、私は提案者の一人でありませんが、この提案において足らざる点及びこの法案に伴う行政上実施すべき点について、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党を代表して、次の附帯決議を付したいと思ひます。

まず、案文を朗読いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当り次の点につき特段の配慮を払うべきである。

一、この法律改正にかかる事業に要する経費は、経済企画庁の所管に一括計上すること。
二、国庫補助率が予算措置とされている公立文教施設、社会教育施設、医療施設および清掃施設で離島に設置する施設の整備に要する経費の補助率を引き上げること。

以上のとおりであります。

申すまでもなく、離島が置かれている環境は本土に比し不利益であり、離島住民の生活はまことにきびしいものであるであります。

本決議案はこの趣旨に基づいて提出されたもので

であり、離島に対する国の施策の円滑化を期するため、予算上の窓口を経済企画庁一本にすべきであること、並びに離島における文教、社会、厚生施設等の国の補助をさらに拡大大すべきであるといふものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○島村委員長 以上で趣旨の説明を終わりました。直ちに採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○島村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、経済企画庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。宮澤経済企画庁長官。

○宮澤経済企画庁長官 たいま御決議を拝承いたしました。御決議の前段につきましては、多少私ども事務的な準備を要すると思ひますので、それをできるだけ急ぎまして、可及的すみやかに御決議の趣旨に沿うようにいたします。

後段につきましては、よく政府部内で検討させていただきます。と存じます。(拍手)

○島村委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○島村委員長 次に内閣提出貿易大学校法案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

武藤嘉文君。

○武藤(嘉)委員 貿易大学校法案につきまして、私はその趣旨あるいは目的というものについては全面的に賛成でございます。わが国の輸出もついに百億ドルの規模に達しましたし、これからますます貿易を盛んにしていかなければいけない。日本経済を盛んにしていく上においては、何となく貿易立国である日本にとっては貿易の振興が必要である。そういう面からいまして、この趣旨、目的は非常にけっこうだと思ひますが、しかし、あるいはその他今後国内の経済力をもっと高めていく、あるいは輸出秩序を確立する、というといったことも必要だと思ひますが、通産省といまして、貿易を今後数年間に一体どれほど輸出を拡大をしていこうとしておられるのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○山崎政府委員 お答えいたします。

御承知のように本年度の三月末におきまして、約百億ドルに近い数字に通関実績でなつたわけでございます。従来から大体五年ごとにながわの輸出の数字は倍増しておりますので、従来の情勢その他最近の国際情勢を分析いたしまして、昭和四十六年度、すなわち昭和四十七年三月末現在の通関実績が二百億ドルになるように大体われわれとしては目標を定めております。

○武藤(嘉)委員 関連いたしまして、先ほど申し上げましたように、輸出の振興にはいろいろ問題だけなく、たとえば延べ払いの問題もあるかと思ひますが、延べ払いをやはり緩和する方向にいかねば、貿易の振興というものはやはりだめじゃないか、こう思ひますが、その点についての今後の考え方を伺ひたい。

○山崎政府委員 延べ払いにつきましては、大きなプラント類につきましては、やはり国際慣習上どうしても延べ払いでなければ輸出が可能ではありませぬので、わが国といたしましては必要に応じて延べ払いをやっておりますので、先進国同士

で延べ払いの期限の緩和といふことの過当競争といふことがございますので、英、仏、独等、その他先進国と常時連絡をとりまして、延べ払い条件による過当競争におちいりますと、お互いに将来混乱におちいるといふことで、この点においてはセーブしたすようにいたしておりますが、何となく延べ払いもこういうプラント類を必要とする低開発国におきましては、外貨の保持の状況がきわめて乏しいものでございまして、これらの要望をあわせまして、しかもわが国の輸出が伸びますように、漸次緩和の方向にいたしております。

○武藤(嘉)委員 次に、いわゆる貿易大学校といわれるものの性格について少し承りたいと思ひますが、これは非常に緊急なものであり、当然なものであるという意味からいたしまして、私個人といたしましては、民間の方々からこれは発意になつて、現在準備が進められておられるようございまして、けれども、もっと早く一そう政府の立場から、進んでこういうものの設立といふものが行なわれるべきではなかつたか。民間から言われる前に、通産省といたしまして、貿易の振興が非常に変わつてきております今日、こういう国際経済人の養成といひますか、いろいろと高度の技術を身につけさせるというようなことは、政府の積極的なイニシアチブのもとにやられるべきではなかつたか。その辺について、かえつてために性格が非常にあいまいなものになつていっていると思ひますが、その点いかがでしょうか。

○山崎政府委員 確かに最近の国際経済情勢の変化に伴ひまして、国際経済人と申しますか、の養成につきましては、各国とも熱心に行なつておられるわけでございます。アメリカにおきましては一九四七年からすでに開校をいたしております。またフランスにおきましては一九六一年から開校いたしております。日本はやや立ちおくれの感がございますが、ただ政府がこれを率先してもちょうとイニシアチブをとる必要があつたかどうか。その点につきましては確かに私も同感でございます。しかしながら各企業におきましますところの

人材の養成といふものは、やはり企業のある程度のイニシアチブをもちまして養成すべき筋合ではないかと考えまして、またその足りないところ、あるいはその企業独自の力ではできませんいわゆる中小企業、そういった人たちの養成ということから、政府としてもやはりこれに対して助成を行なうのが適当だと思ひまして、民間のイニシアチブの、特に大企業のイニシアチブに基づきまして政府が助成措置を行ない、そして中小企業の独自で行ない得ない企業の人材の養成ということが、現在の日本の情勢におきまして最も好ましかつこうだ、こう思ひまして、現在の法案を御審議願つておる次第でございます。

○武藤(嘉)委員 わからないこともないのですけれども、かえつてそのためにいろいろ性格上非常に問題が出てゐるのではないかと思います。

ここでひとつ行政管理局からもお越しただいておきますので、行政管理局に、特殊法人といふものの解釈についてちょっと私教へていただきたいと思ふのでございます。行政管理局設置法第二条四の二で見ると、「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立」するものが従来特殊法人といわれておるわけですが、どうもこの文章を見ただけでは、たとえば「法律により直接に設立される」これは直接に国がやるという意味でよくわかりますけれども、「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきもの」というのは、一体どういふものを適用面で解釈をしておられるのか、その点をひとつ承りたいと思ひます。

○大國政府委員 行政管理局の審査の対象になつておりますいわゆる特殊法人についての範囲といひますか、ただいまお話しございましたように、一応法律の第二条四の二におきまして、二つの範疇に分けてあるのでございます。一つは「法律により直接に設立される法人」とありまして、これは現在ではいわゆる三公社だけでございます。それからもう一つは「特別の法律により特別の設立行

為をもつて設立すべきものとされる法人」ということになつておりまして、これは国がその設立に強いイニシアチブをとるといふのをこゝういふ形で押えればいんじやないかということ規定されたわけでございます。私どものほうの解釈といひましては、「特別の設立行為」と申しますのは、政府が設立委員を直接に任命して設立をさせる、こゝういふふうに解釈をしてつゞきてゐるわけでございます。

○武藤(嘉)委員 政府が直接に設立の委員を任命するといふことと、それから国がイニシアチブをとるといふことは同じものであると解釈していいものか、あるいは別でございますか。国がイニシアチブをとるといふことと、国が直接さういふ委員を任命するといふこと、これは国がイニシアチブをとるといふのが、とりもなおさずさういふ国が直接に委員を任命することになるのか、そうでなくて、国がイニシアチブをとる場合並びに国が委員を任命する場合、こゝういふふうに解釈するか、どちらでございますか。

○大國政府委員 国が強いイニシアチブをとるといふことの表現として、設立委員を任命するといふことがまあ形式的に出てくるというふうに解釈しております。設立委員を任命するといふこと自体が国の強い意思を發表しておる、こゝういふふうに解釈しております。

○武藤(嘉)委員 まあ私、日本語が理解できないのかもしれないが、その辺は、さうすると大体ニュアンスとしては非常に似通つてゐる、こゝういふふうに解釈して差しつかえないわけでございますか。

○大國政府委員 お話のとおりでございます。こゝういふ特別の法律により設立される法人と申しますのは、大体国家目的にある程度の関係のあるものでございます。その中で行管の対象としたものは、特に強い国の発意によるという面では、直接に設立委員を任命したものをだけを行管の対象にする、こゝういふ意味でございますが、そ

うすると国の強い発意があるということが必要だ、こゝういふふうでいいわけでございますね。

○大國政府委員 発意があつて、それが具体的に設立委員の任命といふことであらわれておるといふふうに解釈しております。

○武藤(嘉)委員 そういふ点においては今度の貿易大学校法案といふものは私は特殊法人ではない、こゝういふ解釈でいいんじやないか。というのは、いまの御説明によりまして、非常に強い国の発意によつて国が任命するといふ点からいへば、今度の場合は、まあ私の気持ちとは違ひますけれども、民間の発意によつてこれは進められておるわけでございます。さういふ点では特殊法人ではない、こゝういふふうに解釈ができるんじやないかといふふうに考えます。そこで、このことは違ひますけれども、関連してちよつとお聞きいたしますが、いろいろいままで特殊法人といふものが多過ぎるのじやないか、整理統合あるいは廃止すべきじやないか、こゝういふ意見が出てきております。確かに効率の薄いものとかあるいは存在価値のなくなつてゐるものもあるのじやないか、さういふ点においては極力早急に整理統合なりあるいは廃止すべきものはそのような方向でやつていただきたいと思います。その点につきまして現在行政管理局で、いま百八あると言われておりますけれども、それに対してどんな方向で検討が進められておるのか、その辺少し承りたいと思ひます。

○大國政府委員 三月七日に閣議の申し合わせがありまして、特殊法人に關しまして整理統合を推進する、極力推進するといふことになつたわけでございます。私どももいたしましては四月以降現存いたします百八の全部の特殊法人につきまして実態調査を行ないまして、大体八月の終わりを目標にいたしまして現在作業を進めておるわけでございます。何ぶん数が多うございまして関係もございまして、いま全庁あげてそれに取り組んでおるわけでございますが、まだ目下調査中という段階でございます。

○武藤(嘉)委員 次に、法案の内容につきまして二、三通商局長に御質問申し上げたいと思ひます。

まず第一に、この名称の問題でございます。まあ大学校といふ特定のことは、ほかにも防衛大学校とか自治大学校とかいろいろあるようでございますが、私も一般の常識から考へて、どうも学校教育法のいわゆる大学、普通の大学と混同しやういふ感じが、もつといひはかの名前がないだらうか。漏れ承るところによりまして、国際経済人研修センターとかあるいは私はまあ国際経済活動センターでもいいのじやないかと思ふのですが、さういふような名前ではどうもまずいのか。あるいはやはり皆さんが非常に頭をひねつてお考えになつたんでしようから、この名前が非常にふさわしいと思ふといふようなもの、あるいは感覚でもけつこうでございますが、その辺いろいろ名前につきましては御議論もあつたように承つておりますので、その辺のところをひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山崎政府委員 御指摘のように貿易大学校といひますと何となくやはり大学程度の教育を行なうといふことで、むしろほかの名称、すなわちこの場合におきましては大学の教育を主として経ましたあと実務の経験を積んだ人を入れますところの再訓練機関といふことから、大学に相当するような印象を与える大学校といふのは不適当であつて、むしろ大学院といふべきであらうという御意見がたしか中山伊知郎先生、特に大学の先生からはさういふ御指摘がありました。またそのほかの面では、大学院といふ名称は用ひ得ないといふ文部省の見解から、それでは国際経済研修センターとかあるいは国際経済研究所といふような名称がいかがかという御意見が多う出たわけでございますが、これは貿易大学校法といふ特別法でこの名称を明示いたしまして、大学ないしあるいはそれに相当する教養を持つてゐる人の再訓練機関ということに誤解があるまいと、さういふことから、一般の民間の方々は、むしろ大学校といふ名称を用いた

ほうが印象としてわれわれは何となくオーソリ
ティを感じるといふことから、募金その他の関
係もございすので、その名称に落ちついた次第
でございす。

○武蔵(勲)委員 次に、この研修を受講する方々
を選考する場合でございすけれども、その発起
人の方々が、承るところによりますと、わりあい
大企業の経営者の方が多いという意味において、
案外大手の商社の社員によって受講者が占めら
れるのじゃないか、こういう心配が私どもされるわ
けでございすけれども、やはり日本の経済を考
えますと、貿易商社にも中小の貿易商社もござ
いすし、中小の貿易商社の中にも非常に優秀な社
員もおると思ひますので、そういう点において中
小の貿易商社の従業員、社員を対象にした一定の
ワクと申しますか、百二十人の中に最初から一定
のワクを設けてあげるといふことがいいことでは
ないか、あるいはまた受講料にいたしましても、本
科の場合、一年の受講料が三十万円、それに寮
費を加えますと相当な金額になると思ひますけれ
ども、そういうものは、大企業の大手商社は負担
することはそんなに痛痒を感じないかもしれませ
んが、中小の貿易商社にとりましては非常に大き
な負担だと思ひますのでございすけれども、そうい
うことで一定のワクを設けて、中小企業の貿易商
社の中の社員で、これに耐え得るだけの適格な人
があつたならば、その一定のワクでそれを確保し
て、その上なおかつ、そういう受講者に対して
は、受講料あるいは寮費といふものについて何ら
か軽減措置を考へるといふことが非常に必要なこ
とではないかと思ひますのでございす、その点に
ついてひとつ承りたいと思ひます。

○山崎政府委員 この大学校をつくりますにあ
たりましては、昨年の十一月十日に貿易大学校設立
準備協議会といふものが発足をいたしましたわけ
でございす、この設立準備協議会は貿易大学校に
対する拠金を行なうといふ考えからの人の集まり
でありますので、石坂会長をはじめ大企業が設立

準備協議会のメンバーになつたわけにございす
が、この本法律案が通りました後におきまして
は、別途発起会といふものができまして、これが
本学校の法人の設立に当たるわけにございす
が、この発起人の中にも中小企業の代表の方々
も入るのがしかるべきだと私は考へておきま
す。また将来の運営におきましてはまさに御指摘の
とおりの思ひます。と申しますのは、この貿易大
学校といふのは、大企業の方の再訓練といふこと
だけではなくて、むしろ大企業は独自の力ででき
るという面も多々ございまして、またそういうこと
をいっておる面もございす。しかしながら、中小
企業におきましては、そういう点が独自の力では
困難だと思ひます。したがって、中小企業の
人材の養成という点に重点を置くといふことが、
政府が助成する以上きつめて当然なことと考えま
す。しかば、その方法としてはどうしたらよろ
しいかという点では、まさに御指摘のとおり、わ
れわれはA、B、C、Dと各コースを設けますと
同時に、本科であるAコースにつきましても、十
分ワクを設けるとか、あるいは軽減措置を設ける
とか、中小企業がその点だけから入れないとい
ふようなことがないようにするのは当然かと存じま
すので、その点については十分留意いたしたい、
こういうふうな考へておきます。

○武蔵(勲)委員 もう一つ、受講者の対象で、た
とえば、これはそれだけの適格者でなければいけ
ませんけれども、民間だけでなく、いわゆる
ジェトロの職員、特に私も外国でよくジェトロ
の職員にお目にかかりますと、非常に若手の方が
一生懸命やっておられるのを見受けますけれど
も、そういう方々も受講の対象にされるのかどう
か、その辺もひとつ承りたいと思ひます。

○山崎政府委員 受講の対象をいたしましては、
まだ明確な決定はございせんが、現在よりより
準備協議会で相談いたしました範囲におきまして
は、商社、メーカー、銀行、それから官庁、ジェ
トロの職員も官庁に準ずると思ひます。あるいは
ジャーナリストといふ分野も考へておきますの

で、御指摘のジェトロの職員の養成という面にお
きましては、必要と思ひますので、十分留意して
いきたいと思ひます。

○武蔵(勲)委員 時間もございせんので、最後
にいよいよ講師の顔ぶれ、これはきまつてなけれ
ばつこうでございす。もしきまつていうか、
予想されておれば、その顔ぶれ。

それから、特に語学の研修というのがうたつて
ございすけれども、語学の研修といふことにな
れば、当然その講師といふのは外人のほうがいい
のじゃないか、やはり日本人が教えるといふこと
では無理じゃないかと思ひますのでございす、そ
の辺あわせてひとつ顔ぶれを承りたいと思ひま
す。

○山崎政府委員 現在設立準備協議会の中の教科
目部会といふのがございまして、この部会長には
中山伊知郎教授が当たつておきまして、現在東京
都内の各大学の教授の特にこの方面に関心ある
いは研究されておる方々が集まつて教科目を作成し
ておるわけにございすので、これらの人が中心
になるかと思ひます。

それから教授といたしまして二十七名程度を予
定しておりますが、語学関係がこの半数でござい
ますので、これは大体外人をもつて充てるとい
ふに考へておきます。教授陣の詳細につきまし
ては、発起人会がございまして、法人設立後にお
きまして法人の理事がこれを具体的に決定するとい
う段取りになつておきますので、現在のところは
まだ決定いたしておきません。

○武蔵(勲)委員 これで質問は終わりますが、ぜ
ひひとつ先ほどお願いいたしました、いろいろ留
意をいたしますとおっしゃいましたことにつきま
しては、その実現をされるように御要望いたしま
して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○島村委員長 本会議散会後再開することとし、
この際休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後三時十九分開議
○島村委員長 休憩前に引き続き會議を開きま
す。

内閣提出、貿易大学校法案を議題として、質疑
を続行いたします。中谷鉄也君。

○中谷委員 前回に引き続きまして質疑をいたし
ます。

私が政府に対してお答えを求めた一つは、本件
貿易大学校がいよいよ大企業の幹部、若手社員
のための研修センターといふことに相なつて、日
本の輸出の五〇％を占めておるところの中小企業
の職員については閉ざされた門になるのではない
か。そのようなものであるとするならば、貿易大
学校といふのは大企業のためのものであり、高
いところに土持ちするところの制度ではないとい
う点についての危惧を申し述べたわけでありま
す。そこで、その点について通産大臣にお答えを
いたしたく前に、次のようなことを私はお尋ねい
たいと思ひます。

まず最初に、文部省の政府委員の方においで
いただいておると思ひますので、私がお尋ねをいた
したいのは、最近ある週刊誌に「就職情報」とい
ふような特集がありまして、「これでも学歴は無用
か」という特集がございまして、その内容は、
求人指定校といふものが公然と行なわれてお
る。要するに、いわゆる新興大学と申しますか、
地方大学といふか、新しく発足した大学について
は、その大学の卒業生は大企業、いわゆる一流公
社の採用試験を受けようとしても、そもそも求人
指定校として指定をされてこないで、受験の資
格がそもそもない、こういうふうなことが報ぜら
れておるわけでありまして、このようなことにつ
きまして、文部省といひましてはすでに各事業主
に対して、これは当然のことであると思ひます
が、大学学術局長の名前をもちまして、いわゆる
青田刈りについての防止の問題と、そして就職
についての機会均等の問題について通達、依頼を
お出しになつておるようでありますけれども、現
状は一体どうなのか。本日すでに七月の中旬に差

しかかっておりますけれども、現に青田刈りが行なわれておるのではないかと。もちろん青田刈りの問題は、貿易大学の法案審議とは直接の関係はございせんけれども、いわゆる新興大学、地方大学の卒業予定の諸君は、すでに人生の出発点において就職機会を奪われているのではなからうか、こういう点について、ひとつその実情と、これに対する文部省の現在の段階におけるところの対策、どういふような措置をされておるかという点についてお答えをいただきたいと思うのです。何月何日に通達を出した、しかし、というふうなお答えではなしに、どうするかという問題についての御答弁をひとついただきたい。

○石川説明員 いま先生がおっしゃいましたように、本年も毎年の例にならしまして、二月四日付で各経済団体、中小企業の連盟その他に約二千通の御依頼を申し上げまして、いわゆる個人の資質、能力が形式的なもので左右されないようにというところで、私のほうから毎年の例に従いまして御依頼を申してあるわけでありまして、御指摘のように十分にその効果を發揮して、遺憾の状態ではないということと申し上げかねる段階でございます。ただ、先生から御指摘ございました地方大学の問題であります、地方大学の問題にしまして、私どものほうの文部省と労働省の関係で、地方大学を中心とした就職の問題は、ブロックごとに協議会を持ちまして、これのあつせんは私のほうでやっております。ただ、御指摘になりましたように、パーセントから見ました場合に、昨年の例を見まして、中小企業の場合は大体三割から七割ぐらいの差で、制限をしないようなルールで動いてございまして、企業が大きくなればなるほど、そういった関係が御指摘になったようなものが見受けられます。これは職場に出る前に一生懸命勉強しておる学生の問題にしまして、資本自由化を目前に控えて人材の確保が強く要請されているときに、人材の養成に制限を加えるというところは、あるいは産業界自体にとっても大きな損失になることがあるやと見受けられます。

ので、趣旨はおわかりになりかねるかもしれませんが、その趣旨に沿ひまして今後とも十分にやらせていただきますというふうに考えております。

○中谷委員 貿易大学の問題についてお尋ねをする導入的な質問になるのでありますけれども、職業選択の機会均等というものの本旨、そういうふうなものが根本にあると思うのです。そういうふうな本旨ののちとして、大学によって制限をする、あるいは昼間部、夜間部によって差別をするというふうな、本人の資質、能力に関係のない形式的理由によって不利益な取り扱いをしてはいかぬということ、さらにまた女子学生だというふうなこと、その点についての差別があるというふうなことは、私も好ましくないではないかというふうなことは、文部省としては、結局毎年そのようなことにして、選考、推薦あるいは採用試験について、いろんな点についてのお願いはしているけれども、実態はなおそのような実態なのだ、これについては一歩進めて、今後この問題についてこのように解決をしたいという具体策についての御答弁がさらにあつてしかるべきだと私は思うのです。常にそういうふうな大企業とは密接な、いわゆる行政指導をする関係においての主管省であるところの通産大臣もきょうはおいでになるこの商工委員会なんです。そういうふうな点について、文部省として一歩進めたところの御答弁があつてしかるべきだと私は思うのですけれども、いかがでございませうか。

○石川説明員 この問題につきましては、私のほうでも研究をいたしまして、さらに具体的に、先生が言われましたような何か得策がないだろうかというところは検討いたしておりますが、いまここで、実はこういうことがあるのだということを申し上げられない段階でございまして、今後とも検討させていただきますと思ひます。

○中谷委員 労働省にお尋ねをいたします。業務指導課長さんにおいていたしているわけですから、労働省としては、そういうふうな職業選択の機会均等というふうな問題について、特に私がいま指摘いたしましたようないわゆる求人指定校というふうなことで、昔からあるいわゆる有名大学あるいは新しくできておるところの新興大学、昼間部、夜間部などというふうなことで、学生の資質と関係なしに能力と関係なしに、そもそも受験の機会を奪われておるといふようなことについては、特別な措置をされておるか。この点についてはいかがでございませうか。

職業選択の機会均等というふうな問題について、特に私がいま指摘いたしましたようないわゆる求人指定校というふうなことで、昔からあるいわゆる有名大学あるいは新しくできておるところの新興大学、昼間部、夜間部などというふうなことで、学生の資質と関係なしに能力と関係なしに、そもそも受験の機会を奪われておるといふようなことについては、特別な措置をされておるか。この点についてはいかがでございませうか。

○保科説明員 大学の学生につきましては、職業安定法第三十三条の二によりまして、大学の校長が責任を持って職業紹介、職業指導をやるというふうになっております。労働省といたしましては、先生御指摘のような事実に対しては、できるだけそういう学校の差別なく就職の機会が均等に与えられるということが望ましいと考えておるわけでございまして、業界等に対しまして、機会あるごとに、機会均等にそういう就職の機会を与えるようにというふうに呼びかけをいたしております。

職業安定機関といたしましては、先ほども文部省のほうからお答えがございましたけれども、ブロック別に地方学生就職問題連絡協議会というのを八県に設けております。それから、さらに各ブロック別の安定所に学生就職促進本部というのを置きまして、大学卒の求人につきましても安定所で受付その他をいたしまして、できるだけ就職の機会等をはかるように考えております。

さらに、非常にむずかしい問題でございまして、大学の特定校、有名校に求人が集中いたしますので、その一部をオープン化しまして、こういうような学生就職促進本部等におきまして、オープン化した求人をおせんするというように将来持っていきたいと思ひまして、考慮中でございます。

○中谷委員 貿易大学の核心に触れていきたいと思ひますが、大臣にお尋ねをいたします。大臣は、何といつても教育の御専門家でありま

すのでお尋ねをするわけでございますけれども、文部省は毎年、毎年いわゆる通達を出している、しかし実効があらぬという趣旨の御答弁として受け取りました。労働省についても、いろいろな点で御努力をされておられるけれども、この点について必ずしもそれが具体的に効果のある、いわゆるそれだけの力を發揮するかどうか、たいへん配慮をしておられるけれども、私にはなかなかむずかしい問題だと思ふ。そうすると、われわれ商工委員会の中で常に問題にいたしております中小企業の振興と、中小企業に優秀な人が行つてもらうというふうなことは、まず言っておりますけれども、同時に反面裏を返していいますと、学生がとにかく受験の資格、機会ぐらゐは与えられてもいいのじゃないか、これは与えられるのがあたりまえじゃないか、これがいわゆる就職の機会均等じゃないかということが当然言えるだろうと思ふのです。そういうふうな点については、それは本来文部省のお仕事であり、労働省のお仕事であるかもしれないけれども、そういう大きな企業の方というふうな点に關連をいたしまして、通産大臣としては、そのような、まず門前払いを受けているというふうな新興大学、求人指定校にならないことによつて、玄関払いを受けておるところの、昼間部ではないところの夜間部の学生諸君の問題について、どのようにお考えになるかというふうな点について、ひとつ大臣の御所見を承りたい、こういうことでございませう。

○青野國務大臣 いろいろむずかしい問題について御質問がございましたが、大企業者が求人する場合に有名校を指定しておるといふことは事実だと思ひます。しかし私は、有名校の卒業生がはたして社会に出て実際にやれるかどうかということについては、私自身疑問を持っておりますのであつて、必ずしも有名校でない卒業生でも、りっぱに社会で活躍しておる人がたくさんあるものであります。したがしまして、私などは、私も私立学校を経営しておる者でありますから、有名校ではありませんが、しかしうちの卒業生を使つてくれというて

お願いしてあるのでありまして、決して有名校と劣らぬような成績をあげている卒業生もあるものであります。でありますから、私から言えば有名校ばかりから採用するというやり方自身は、これは大企業者としては反省してもらふべきじゃないか、こう私も思っています。そうしてまた有名校の卒業生が全部みな相当社会において働いておるかという、そうでもないのではありませんから、したがってどこに人材があるか、有名校でないところに入材があるか、あるいは大学を出なくて人材もあるのだからして、そういう人を使ふようにするのがよいと思うのでありまして、松下さんなどの社長が学歴無用論というものを唱えられてゐるのもそういう理由からだと思つてあります。卒業生を募集しておるというところは、私からいうと時代錯誤の考え方だ、こう思つておるのではありません。しかしその会社、会社でそういう方針でやつておるのでありますから、それに対してそういうことをしてはいかぬという注意というのか、親しい間であればそういう注意はしますけれども、そういうことをしてはいかぬということはないのであります。その大企業者、大企業者の方針でやつておられますから。そういうことでは、機会均等ということをおつておられるのではありませんが、私から言つて、卒業生が必ずしも大企業に入ること自体が、はたして本人のためになるかどうか、その点も問題だと思つておる。むしろ中小企業で苦勞なされたほうがいいのじゃないか、そうすると結局大企業をなすのじゃないか、こう思つておる。私のところには、いろいろな方面から就職を頼みに来ますが、私はむしろ中小企業に行きなさいということをおすすめしておるのである。それがほんとうの実力を發揮する。大企業は組織の力でみな動いておるのでありますから、ほんとうの実力は發揮できないから、ほんとうの修養ができないから、中小企業のほうに行きなさいということを、私自身は、私の

ところの間に問い合わせが来たときにはそういうふうにおつておるのではありません。したがって、大企業へ行くこと自身がいいか悪い、これも問題だと思つておる。でありますから、大企業が有名校からばかり募集しておるのが悪いということはいかにいふまでもないと思つておる。むしろ本人にとつては、大企業へ行かなかつたほうがあつて、中谷さんあたりもその一例じゃないかと思つておる。でありますから、有名校ばかりで苦勞したほうが、ほんとうに人間としてみんないふていくのではない、こういうような考えを私の体から申し上げておる次第であります。そういう意味で、一がいかに機会均等を失つておるといふことで、そのよしあしを論ずること自体は私はどうかと考えておる。○中谷委員 非常に大臣の熱意のある御答弁をいただいたのでありますが、考えてみると、中小企業へ行つたほうが仕合せになる人がおるかもしれない、そのとおりだと思つておる。ただ問題は、大企業について、受験機会、就職機会を与へられた中において、みずからの意思において中小企業を選挙するということがなければいかぬと思つておる。大企業は、その門を閉ざしておつて、中小企業へ行つたほうがいいかもしれせんけれども、右すべきか左すべきか、自分で選択する。右のほうへだけおまゝは行け、そういうことで右のほうに行つたらいいかもしれぬというのでは、これは非常におかしいと思つておる。そこで、これは私所管外ではないかというふうな感じもいたしますけれども、どうも文部省の文書を拝見いたしました。御願ひ、御依頼というふうな文章でございます。文部省というところ、結局学生の立場からいふと採用をしてもらうというところで、文章としてもまさに依頼の文章ではない。労働省という立場も、大企

業あるいは企業に対する影響力が少くないと思つておる。ひとつ大臣に私のこの機会にお願いをし、またさらに一歩進んで御所見を承りたいのでありますけれども、ひとつ、個人的にお会いになったときに就職機会を与へないよというお話ではないに、一歩進めて、通産大臣として、そのようなことについて見解をお出しただきたいと思つておる。そういうふうなことでなければ、幾ら文部省が努力したつて、結局私は文部省になかなかそういうふうな力がなないと思つておる。むしろそういうふうな問題については通産省も入つていただいで、閣議等においても問題にしたいと思つておる。通産省においても最低文部省や労働省の考慮を要するところについて、さらに通産省自身もリサーチを要するところについて、いろいろのことについてはいかがでございましょうか。○菅野国務大臣 通産省としてそういう指令というのか、というふうなことを出すこと自体はどうかと思つておる。何か機会があつたときには、まあ勧告するとかいうことは私はいふと思つておる。現に私自身が、ある大阪の有名な会社ですが、それは東大の卒業生でなければ採用しなかつた過去がありまして、それではいかぬ、少し天下の人材を求めなさいよということですから、各方面から卒業生を採用する方針に変えた、これはずつと前の、戦前の話ですが、そういう大会社もあるものであります。でありますから、やはりその経営者の頭によるわけで、経営者がもう少し人材を天下に求めるといふ気持ちがあればよし、もしそういう気持ちがあれば、何べん言つたところでだめだ、こう私は思つておる。○中谷委員 四十一年四月十三日の貿易大学設立に関する意見書の、貿易大学コース別内容一覧表によりまして、いわゆる本科、セミナー、語学研修班、別科それから留学生というふうなことに相なつておる。そういうことで、最近貿易大

は、いわゆるAコース、Bコース、Cコースというふうなことに相なつておる。そこで問題は、特に先ほど私が指摘いたしました最初の四十一年四月十三日のいわゆる貿易大学コースと最近の案との間の一番大きな違いというのは、別科コースというものについて最近のものにはあらわれないという点だと思つておる。政府委員の局長さんにひとつお答えをいただきたいと思つておる。この別科コースというものが消えてきたと思つておる。このわけについてはいかがでありますか。○山崎政府委員 先生の御指摘のとおり、四十一年四月十三日の貿易大学設立に関する意見書にはいわゆる別科コースというものをうたつてございまして、これは高等学校を卒業いたしました者を各都道府県知事の推薦で入れよう、そして二年間にわたつて教育をしようという考えから出たこととございまして、かつての東亜同文書院その他の構想の復活という考え方から、これを非常に要望する方がございました。それで現在Aコース、Bコース、Cコース、Dコースになつております。なぜそういうふうになつたかと申し上げますと、かつての別科コースを全然やめたわけではございませんで、このA、B、C、Dコースというのは最近の情勢、各方面の意見をお伺いしまして、来年度、いわゆる本科がスタートいたします。来年の秋ごろと思つておる。その際にとりあえずスタートするコースということで、別科コースというものはその様子を見まして実施したい、情勢に合せて検討したいということ、現在の案にはもとのままの別科コースというものはあらわれておりません。と申しますのは、この四月十三日に書いてございます別科コースはやがて将来の問題に属しまして、この別科コース卒業生の将来の方向、動向、あるいは企業の採用の動向等を十分見きわめないと、いきなり実施することではどうかという点からなお検討を要するということ、現在のDコースという形態にとりあえず相

なつた次第であります。

○中谷委員 そうすると、この法案が予想している貿易大学のいわゆる一番核になるというか、中心になるクラスというのはAコース、大学卒業後で企業等に在職する者、人数は約百二十人、期間は一年間、このAコースであろうかと思うのです。前回私がお尋ねさせていただいたことをもう一度御整理いたしてお答えいただきたいと思ひますけれども、要するに貿易大学に入所できる、入学できる資格の人というのは商社、メーカー、その他政府機関さらにそのほかの者もあるということなんです。そこで、これは入所の機会をだれにも与えるということだけれども、先ほどから指定校の問題などという一見無縁のような問題を私が取り上げたのは、要するにこういう研修センターなんですから、試験をして成績のいい者からとにかく採用していくのだというふうな、そういう採用のしかたをされるのか。それとも百二十人というワケが動かないものとするならば、たとえばメーカーについてはこの程度、商社についてはこの程度、あるいはまた政府関係機関は非常に少ないという御答弁が前回ありましたけれども、かりにこの程度、さらにまたメーカーの中においても特に業種別であるとか、さらにまた企業の規模別であるとか、ことに私が前々から申し上げておりますところの中小企業の若手幹部の人たちが入所の機会を与えられるかどうかどうだろうかという問題を提起しているわけですから、そういうものについて、内訳、内訳、そういうものについて、構想、こういうものを私はこの機会にお示しをいただきたい、こういうこととでございます。

○菅野国務大臣 具体的な答弁はあるいは政府委員から答えるかもしれませんが、中谷委員の御心配になるのは、Aコースは大企業の者ばかりが入るのじゃないかというふうなことで思ひます。しかしそれは、この資格として大学卒業生という資格にしてありますけれども、私は何も大学のコースを経なくても、むしろ人はたくさんおるの

ですから、そういう人たちは特別にまた入校する方法があると思ひます。でありますから、何も大企業者ばかりでなければならぬということも考えておられぬし、先般も民間の金を集める委員会としておられる堀江さんにもお目にかかったのでありますが、十五億の金を集めるというのは大企業から集めなければならぬけれども、しかし中小企業

のほうでもお金を出したいという人があつたら喜んで受けたらどうかということをお申し上げておいたのであります。それで私自身は、もちろん大企業者の社員も入りますけれども、中小企業者の人でも——実は私の教え子などが今日、中の貿易商をやっておりますが、このことを聞いて非常に喜んで、自分の社員にそういう勉強をさせたいのだ、しかしいままでそのチャンスがなかったのだ、これができたならうちの社員をそういうところに行きます、しかし三十万円は高いという話をちよつとしておりましたから、三十万円はまた何か特別の方法があるわいという話もしておいたのであります。でありますから、私はむしろ中貿易の人でこのような貿易大学の設立を望んでいる人が相当あると思ひます。大企業者であります。と、自分のところの費用で海外留学生みたいにして海外の支店に出したりして、そこで語学を勉強させたり何かさすチャンスはあると思ひます。中小貿易者ですとそれだけの余裕がありません。これは一年間遊ばすようであるが、実際は非常に将来に役に立つと思ひますのであります。したがって、今度の貿易大学を大企業者ばかりに利用するといふような方針では根本的にはないのではありません。その点はひとつ誤解のないようにしていただきたい。

それから商社、メーカー、あるいはメーカーの中には技術家も入れなければならぬと私は考えますが、そういうふうな人については、政府委員のほうで考えておるかどうかわかりませんが、私は校長になる人にそういうことについては方針をきめてもらふべきじゃないかと思ひますので、いまだから政府がこういう方針でやるというのではな

して、これはやはり校長に教育は一任するということにやらすべきではないか、こう私は考えております。

○中谷委員 ちよつと政府委員の御答弁をいたしたく前に、大臣の御答弁の中でどういふふうにつながつていったのかわかりませんが、ちよつと気がかかった点の一つございました。寄付を、特に中小企業の人にも出したい人があつたら出さしなさい、出してくだらうというのですよというところをおすめになった。けつこうなことだと思ひます。けれども、入所するといふことと寄付をする、要するに十五億の金の幾分かを中小企業のだれが負担するとか大企業のだれが負担するとかいふふうなことは、入所と全然関係のないこととございませぬ。要するに寄付したからその見返りとして自分のところの会社から若手幹部を入所させるというふうなことではないので、何か御答弁の中に寄付の話が出てきませんでした、非常に気にかかりました。びた一文寄付しなかつた入所したい者は入所できるといふことではないか、その点ひとつ……。

○菅野国務大臣 それはお話のとおりであります。だからして私はこの貿易大学が大企業者でつくつたといふその組織が気に入らぬので、これは全国の貿易業者がみな拠出してやつたんだといふような大学にひとつしたいといふのが私の考え方でございます。大企業者ばかりでつくつたといふことになるとおのずから中小企業の人も入学するについてはひげ目を感じたりするから、これは貿易業者なりその他のメーカーがみな参加して入るのだといふような大学にひとつしたい、こういう私の考え方だ。入学と寄付とは全然別です。その点は誤解のないようにしてください。

○中谷委員 じゃ政府委員の方に御答弁いただきますが、結局百二十人というふうなことになりますが、これは規模の大ききといふのはいろいろ問題があつてでしょうけれども、この前もお尋ねしたのですけれども、商社、メーカー、要するに対象となつてゐる企業の中で、毎年どのくらいの人を採用されていくのですか。要するに貿易経済人としての仕事に従事しているのが四、五年ぐらいうことで出していけば、何人の中から何人ぐらいい、希望者はどのくらいあるだろうという問題が出てくるだらうと思ひます。その中でどう考えても私は中小企業ははじき出されるような気がしません。もうほんとうに明確な、百二十人のうちのワケで百人までは中小企業にしますというふうなことをおきめにならない限りははじき出されて、先ほど大臣が御答弁になつたように、大企業は海外の支店に研修を兼ねて駐在をして、そこで自分の能力を向上させることができる。中小企業にはそういう機会がないといふふうな、一そうこの貿易大学が大きな企業の高いところへ土盛りするようになると思ひます。だからその点について明確な御答弁がいただきたいと思ひます。それからもう一つ三十万円という授業料が高いか安いかわい問題でございますけれども、私は三十万の授業料というふうなことに心配するような中小企業というふうなことは、私もそれは来ないと思ひます。問題は四、五年たった優秀な働き手が一年間仕事ができないといふことについて中小企業が敬遠する可能性が非常に強い。結果として、門戸を広げておつても大企業のものにしかならないのじゃないかという心配が私はある。この点について、いろいろなことをお尋ねしましたけれども、ひとつ政府委員のほうでまとめて御答弁いただきたいと思ひます。

○山崎政府委員 まず最初に先生の御質問の企業別に何らかの割り振りをする必要がありますが、現時点ではできておりませんので、将来この問題については貿易大学ができましたときにその責任者が決定することと思ひますが、しかしながら中小企業から入る人の問題につきましても、先般の中谷先生の指摘もございましたように、十分これは配慮しなければいけません、またこれは自然に配置して配慮するだけではないかぬといふことで、現在のところ一定のワケを設ける必要があるし、この法人が

できます際には通産大臣が業務方法書や事業計画を認可することになっておりますので、その際に中小企業から入る人につきましては一定のワックを設けたい、こういうふうな検討いたした次第でございます。そういう方向でやっていきたいと考えておる次第でございますが、しかしながら、次にかかりにそのワックを設けましても、三十万円はともかく、一年という長期にわたってその企業を中心となるべき人物を出すことはできないのではないかと、いろいろお尋ねでございますが、確かにこういうケースもあるいはあるのではなからうかとも思われます。しかしながら全国多数の中小企業からでございますし、百二十名中の一定ワックで一年以上派遣することができるところも十分あると思えますので、これはこれで十分満たし得ると私は考えております。しかしそうでない中小企業も多々あり得ると存じますので、その分野については特にBコースを設けまして半年ぐらいの期間でやったらいかか、こういう案にいたしておる次第でございます。

○中谷委員 あと麻生委員とそれから近江委員それぞれ質疑のあれがありました。したがって、私だいたい質問の準備をきょうはしてきたのですけれども、あと一、二点だけで終わります。

行管のほうにお尋ねいたします。七月十日の新聞報道によりますと、いわゆる隠れ特殊法人の整理化で行管のほうでは設置法を御検討になっておる、こういうことでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、この貿易大学校というものがどういうことに相なるのかわかりませんけれども、いずれにしても特別な法人であることは間違いないと思うのです。言うてみればこれまた特殊法人ということに相なると思うのです。が、いわゆる設置法の条文の特殊法人であるかどうかは別として、少なくとも隠れ法人——あまり名前がよくないのですけれども、いわゆる隠れ特殊法人、こういうふうな法律用語あるいは行政学的な形態分類のことがあるかどうかと別として、隠れ特殊法人、そういうものが機能的にいいか悪

いかは別として、隠れ特殊法人ということにこれは相なるのでしょうか、行管のひとつ御見解を承りたいと思います。

○大田政府委員 新聞に載りました隠れ法人というふうなものがどういうことを意味しておりますのか、私もどうもそういうことを使ったことがありませんのでわからないのですが、この貿易大学校は当初確かに通産省のほうからは特殊法人という形で私どものほうに出でまいったわけでございますが、いろいろ私どものほうで審査をいたしました結果、特殊法人として設置しないほうがいいという御意見を申し上げまして、それによって今度新しくこういう形態の法人組織で出てまいったわけでございます。この形は、私どもの審査対象になっております特殊法人ということばは、ほんとうは法律上ないのでありまして、行管の担当する法人には該当しない形で出てまいったわけでございます。

○中谷委員 これは行管のほうから御答弁がありましたので、引き続き行管のほうにお答えをいたしたいと思っておりますけれども、そうすると、当初通産省は行管の設置法の監督の対象になる特殊法人としてこういうものを考えてきた、ところが行管としてはそうじゃないほうがいいだろうというふうな御指導といえますかお話し合いをされたそのわけ、そういうふうなものじゃないほうがいいだろうというふうにおっしゃったというそのわけ、経過、これは通産省のほうからお答えいただく筋合いかもしれないけれども、御答弁がありましたので、ひとつ行管のほうからお答えをいたしたいと思っております。

なおこの機会に、この問題についてはみな非常な関心がありますので、行管としては設置法の検討を始めておられる、こういうふうな事実があるのかどうか、こういう観点からも貿易大学校というものが行管設置法の対象になるかならないかは別として、貿易大学校というものの評価と位置づけをしなければいけぬという問題が私は一つ出てくるだろうと思うのです。そこで一応新聞記事を引用してみますけれども、八月末までに行管設置法の改正の是非についての結論を出したいと思っておりますというふうなことを言っておられる。そうして行管の政府委員の方御自身が御答弁になって、隠れ特殊法人ということばについては一体何を意味するかとおっしゃるけれども、意味するところは大体わかるのですけれども、その点についても検討を始めているということが載っておりますが、そういう事実はございますか、いかがでございますでしょうか。

○大田政府委員 この貿易大学校につきまして特殊法人でないほうがいいと申し上げました理由といたしまして、御承知のように本年度予算の編成にあたりまして、私どものほうはいわゆる行管の審査対象になっております特殊法人はできる限りこれを認めないという方針をまず第一にとっております。それから業務の内容から申しますと、これはやはり民間の発意を最大限に活用すべきものでございまして、その意味におきまして行管の対象になります法人の設立委員会を政府が任命するといふやり方をとらないほうがいいということでございます。その結果、特殊法人でないという形態になってまいったわけでありまして、お話のように特別な法人であることには間違いございませんが、私どもの審査対象になっておりますのは、いわゆる特別な法律によりまして設置されたものである上に、さらにその設立にあたりまして特別な行為、すなわち政府が直接設立委員会を任命するといふ、政府の強い発意をあらわしたものを私どもの対象としておるわけでございます。そういう意味で特殊法人でないようにお願いしたわけでございます。

それから御質問の第二の現在設置法の改正を考えているかというお話でございますが、三十八年当時私どもの設置法の改正によりましていわゆる特殊法人の審査権が与えられました。当時の考え方におきましては、ここに掲げてございます「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきもの」と

いう二つの要件で網をかければ大体行管の対象とすべき法人が全部網羅されるという考えでこの法律の制定になったわけでございますが、いろいろその後実際の現存の法人につきまして検討いたしましたいます過程におきまして、何かこれだけではたしていわゆる行管が行政組織の一環として対象とすべき審査法人を全部網羅しておるのかどうか、あるいはまた現在百八ございします法人の中にも必ずしも行管が見なくてもいいようなものもあるんじゃないか、その辺が非常にばく然としてまいりましたので、私も現在百八の法人を調べますと同時に、その周辺にありまいるような法人につきましても研究をしておる最中でございます。そのうちの一部を新聞がどういいうわけか隠れ法人という名前をつけたように思いうわけでございます。

○中谷委員 質問を次から次へと続けていきますが、憲法八十九条というのがこの前の御答弁の中に出てまいりました。そこで政府委員のほうにお尋ねをいたしますが、八十九条は、公の支配に属しない教育の事業に対して支出してはいけませんよ、こう書いてある。こうおっしゃるわけですね。そういうふうな憲法八十九条の規定がある中で、結局公の支配に属さないということでお金が出せない、だから貿易大学校法案という単独法を考えたのだ、こういうふうな趣旨にお伺いしてよろしいでしょうか。

○山崎政府委員 御質問がちょっと複雑で……。実は貿易大学校をつくるときには一応財団法人その他ではたしてできるかどうかというのを検討したわけでございますが、こういう高度の研修を維持していきまます場合には、やはり十分な助成監督がなければその目的を達することはできないというところがまず出たわけでありまます。そういったまますと、国の助成その他をやりまます場合には、普通の財団法人特に教育事業に関する財団法人に国の助成を与えまますことは憲法八十九条の精神に違反するのではないかと、やはり公の支配ということと、つまり国の十分なる助成あるいは監督という

ものが、特に監督の面で十分な国の支配が及ぶというところがなければ、教育事業に助成を与えようというところはやはり精神に違反するという考え方で、ちょっと裏返しの感じですが、研修の高度性を保つために助成をしなければならぬとせんのでまず国の助成が必要である。そうすると助成をしていく場合には、やはり特別法で公の支配に属するかっこうに持つていかないと八十九条の精神に違反するであろうということでもいったわけでございます。

○中谷委員 そのあたりに論点がありそうですね。要するに憲法八十九条についてはずいぶん課長さんお調べになっておられます。たくさん説があるわけですね。国費乱用防止説とか自由権利保障説とか併存説とか接収説とかいろいろの説もあるわけですね。そういうことはやめまされども、そのあたりが私は納得できないんですよ。端的に言いますと、助成ということばでお金を出してやりたい、ところが公の支配に属さないという教育なんだから、教育といえど社会教育というふうな結びつけるのしょうね、社会教育なんだ、金が出せない、だから貿易大学校法案というふうな法に基づく特別法人をつくらせてお金を出す。要はただ一点、お金を出したい、しかし法人にしなければ助成できない、そして行管のほうからはいわゆる設置法による法人では御遠慮願いたいと言われた、そこで隠れ法人を持ってきた、それが貿易大学校法だということになれば、結局お金を出すために、助成するために貿易大学校法というのをつくらせておる。だから通産省としてどうしてもお金を出さなければいけない筋合いのものではないと私は思うのです。だから端的に申しまして、商社、メーカー、日本のありとあらゆる企業が対象になる。私はしろうとでよくわかりませんけれども、そういうふうな大企業、大商社が発起人になっておる。通産省はさらに中小企業やいろいろなことについて国民の大事なお金を使わなければならぬところが山ほどある。その中で何もこのことについてわざわざ憲法八十九条に違反

しない便法まで考えてお金を出すことはあるまいがということになるわけなんです。その点についてはいかがですか。局長さんいつも御答弁が非常に卒直なもので、ただ一点、決して私が助け舟を出すわけじゃありませんけれども、お答えになっていくことに反論いたしましたけれども、助成と監督というところをおっしゃった。ただしこの助成の点にウエートが九九%までかかっておりまして、さっきからの御答弁の筋道と経過をずらしたとてみましたら。だから結局監督なんというのは法ができれば当然監督の規定ができるわけなんです。ほとんど意味がない規定だと思う。その点は私のほうから申し上げておきます。別にとにかく助成しなくても、業界はむしろこの輸出競争の中でそういうビジョンを持つていけるなら、みずからそのところでそういうものをつくり上げることこそ現在の激甚な戦いの中で生き抜いていく道じゃないかというふうにもいえるのじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

○菅野国務大臣 いろいろお話がありました、貿易大学校を設けた根本の趣旨は、御存じのとおり日本は貿易立国でいかなければならぬということとであります。そこで国際貿易人として活躍する人を養成したいということとあります。今日まで日本の貿易が発展したのも、技術開発とかいろいろなことがありますが、結局人の問題だと思えます。貿易人として活躍する社会的な信用を得ようという人が出てきたおかげで日本の貿易が発展してきたということ、りっぱな貿易人が出たということに日本の貿易の発展がある、こう私は考えておるのであります。しかしながらこの点を国際的に見て、語学の点においてもその他の点においても、あるいは人間としての修養の点においても、世界的に見て日本の貿易商人はまだ必ずしも十分であるとはいえないのであります。そこで貿易というものをまします今後は盛んにしなければならぬという立場からいうと、大学の卒業生だけではだめだ。だからしてその意味においてひとつりっぱな貿易人をつくらうという、

そういう根本的な理由から出てきた案なのであります。しかし、それは民間にやらせればよいというお話であります、私は財団法人でやるという考えもあつたのでありますが、民間人でありますと、おのずからやはり金もつけ中心というふうな考え方でいくような感じが、そういうような弊におちいらないともいえない。だからして国家的という立場からいって、やはり政府もこれには一枚加わっておかなければいかぬという考え方で、そういうことで政府も金を出して民間人も金を出してやろうじゃないかという考え方を考えたので、そこで初めはいわゆる特殊法人というふうな案も出たのでありますが、しかし大体は、ほかのたとえは航空大学とかあるいは自治大学あたりは卒業生が官吏としてみなそれぞれやる場所でありますからして、なんです、この貿易人というものは民間人の活動でありますからして、したがって、したがってこれはもとと民間人が主体であるべきであるけれども、やはりそこで政府が一枚加わっていることによつてりっぱな国際貿易人を養成するという高い見地からわれわれは考えておるのであります。またこれによつてここで修養したものは日本の将来の貿易の発展のために大いに貢献してくれらるうということとをわれわれは期待しておるのであります。そういう意味で考えておるのでありますからして、したがって政府も金を出さず、民間人も金を出さずということでは、このには特別法による機関でやらなければならぬということを考えてきた次第であります。まあこの前申しましたとおり商工會議所法によつて商工會議所をつくつたというふうな意味で特別法によつてやるということになった、こう考えている次第であります。

○中谷委員 貿易の振興が大事だ、したがって国際貿易人を養成する必要がある、これはイコールで結ばれていく、ただ、だからいまだかつてな

いかつこの貿易大学校、そういうものをつくらなければならぬということとイコールで結ばれなかろうか。この点がどうも私はイコールにならない。しかもこの国際貿易人の養成としての貿易大学校というものが、決して大臣のことばじりをとらえるわけじゃないのですが、政府も一枚加わったとおっしゃるけれども、お金からいってこれ五十枚加わっているわけですね。しかも監督、本来民間が主体だとおっしゃるけれども、しかし結局かっこうからいって民間じゃない、いわゆる政府が主体となつてきている法のためとてなつてきているというのでは、やはりどこかで本末が転倒しているのではないかと。要するに、だから何らかのかっこうで政府がこれに関与するいろいろの方法があると思うのです。講師の派遣で方法はあると思う。要は十五億の金を出さなくたって、国家的な、商売だけじゃない貿易人の養成というふうな点については、研修の内容について通産省がいろいろな点で行政指導をするということができると思う。この点についてはいろいろ私見があります。しかし、私ばかり質問しておいても、きょうは時間がないので、あと二人、優秀な同僚委員の質問が控えておりますので、この程度にしておきます。しかしこれは疑義がかえつて一そう、二回質問させていただいて深まってきたということとを申し上げざるを得ないので非常に遺憾に思います。

そこで最後に一点だけですが、要するに輸出という問題非常に大事な問題だ。そうしてそれは結局ただ金もうけだということと輸出してはいいかぬのだということとなんです。ところが非常に気にかかると新聞報道がございました。輸出を前提に生産した武器、輸出を認める方針という、大臣が八日に名古屋へお行きになつてそういうふうな御意見を記者会見でお話になつた。これはもう予算委員会でも非常に論議された点で、大臣とそれから総理との間に若干の食い違いがあつたとかないかというところがありまして、い

第一類第九号 商工委員會議録第二十八号 昭和四十二年七月十一日

しょうか。

○菅野国務大臣 武器の輸出は許可制でありますから、したがって、ケース・バイ・ケースで考えて、これは輸出を許したらいかぬという場合には許可しませんが、したがって、工場の設備などももちろんそれがための工場の増設などはできないはずで。

○中谷委員 じゃ、最後に一点だけ大臣にお尋ねいたします。

輸出を前提に生産した武器でも、ケース・バイ・ケースでは輸出は認める方針でございますか。

○菅野国務大臣 それはもうすでに今日まで武器の輸出を認めておりますから、タイなどへ輸出を認めておりますから、したがって、ケース・バイ・ケースで許可する場合もあり得るということになります。

○中谷委員 これで私は質問を終わります。

この新聞の報道は、輸出を前提に生産した武器でも輸出を認める方針という見出しになっているんです。それでいいんですかと大臣にお尋ねしたら、それはいいんだ、そういうことなんだ、こうお答えになったんです。ところが、これはあと大臣と私の見解の違いになってくるんじゃないでしょうか、特にこの新聞の見出しは、通産大臣は総理と違ふその逆の御発言を名古屋でやりになった——要するに、従来の予算委員会の方針というの、輸出を前提に生産した武器、輸出を本来の目的として生産した武器については輸出は認めないんだ、要するに余力があったものについては認める場合があるんだというのが予算委員会でのこの答弁の流れだと私は思うのです。そうすると、やはり予算委員会での総理あるいは当時の大臣の御答弁と私違ふと思うのです。いかがでしょう。

○菅野国務大臣 輸出の余力があるというのは、いまの日本の第三次防の武器の製造で、その設備を使つてできる武器という意味のことを総理は言つたと思うのであって、同種類の品物、同種類

の武器ということばを総理は言われたと思うのです。それで、いまその新聞の記事は、私も新聞の記事を見て、それは毎日新聞だけしか書いてないことで、私も見てびっくりしたんです。こんな答弁、質問もないし、私自身が見て、全然こんな答弁をしないのに、私自身が新聞を見てびっくりしたのであります。一つも総理の言と私の言とは違つてない、こう私は確信しております。

○中谷委員 ずいぶん同僚の方に御迷惑をかけましたので、この程度で質問を打ち切らしていただきますけれども、どうも最後の点がはつきりしませんので、ひとつ質問は留保させていただきます、こういうことで委員長をお願いしたいと思います。

きょうはこの程度で終わります。

○田中(武)委員 中谷委員の先ほどの質問は、私は重要な問題を含んでおると思う。そこで、あらためて私も単独質問をいたしますが、ここで確認だけをいたしておきたいと思うのですが、まず第一に、行政管理局の行政管理局長さんにお伺いいたします。

先ほどの中谷委員の質問に對しましての答弁で、行管設置法の第二条四号の二のいわゆる特別の設立行為という点を、いわゆる設立準備委員等を政府が任命するものであると答えたんですね。それに間違いないですね。そうするならば、いわゆる百八つの特殊法人すべてその設立準備委員は政府の任命になっているのかどうか疑問があります。したがって、この特別の設立行為というところの答弁には若干の疑問を持っておりますので、その点。

それから次の点は、いわゆる憲法八十九条との関係で中谷委員が言っておりましたように、金を出すためにわざわざこういうおかしな法人をつくるんだというように聞こえるんです。これは本来がいわゆる特殊法人であるならば、これはすつきりすると思う。ところが、行管設置法の二条四号の二のこの特殊法人をのがれようとし、なおかつ、憲法八十九条の規定をのがれようとするから、

ここにおかしなものができたんです。これはどう答弁をされようとも、ぬえ的な存在であることは明らかです。

それから第三点は、先ほど来の武器輸出の問題ですが、繰り返し中谷委員も言っておりましたように、いままでのいわゆる武器輸出についての国会答弁は、初めから輸出するという目的でつくる武器の製造輸出は許さない、こういう趣旨であつたと思うのです。ところが、いまの大臣の答弁は違つております。いかに言われようと違つております。この三点は私あらためて質問をいたします。しかし指摘だけをいたしておきたいと考えます。

何か、行管、答弁があるんだしたら、どうぞ。

○大國政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、私どものほうとしては、四号の二の解釈をいたしまして、特別の設立行為と申しますのは、政府が設立委員を任命したものとしように解釈しております。現在百八ありますもの、そのうち三つの公社については、これは法律が直接つくつておるわけですが、その他につきましては、その基準によつて拾ひ上げたものであります。

○田中(武)委員 それじゃあとは全部設立準備委員を政府が任命するという形式になっておるわけですね。間違ひありませんね。

○大國政府委員 さようでございます。

○田中(武)委員 この特別の設立行為というのはそれだけに限定すべきものではないでしょうか。設立準備委員を政府が任命するというだけが特別の設立行為でしょうか。あなたはそういうふうに解釈したのでね。そうなんですか。いや、確認だけしておきます。そうなんですか。

○大國政府委員 お話のように、特別の設立行為と申しますのは、一般の設立行為に對するわけでございます。一般と申しますのは、いわゆる発起人によりましてそれが発起され、創立總會を経て成立するというのが一般でございます。それに対する特別の設立行為ということでございます。

が、私どものほうで行管として、特別な法人の中の特に国にかつて仕事をやるような特殊法人をどういふ規定でするかという面におきまして、その特別の設立行為というものの解釈を、政府が直接設立委員を任命するものというふうに解釈いたしましたので、今日までできたわけでございます。

○田中(武)委員 特別の設立行為ということばは、まず一点としてあなたのお答えになったのは、設立準備委員等を政府が任命するもの、そのほかに何かあるか。政府の行為にこの設立の行為がかつておる、こういうふうに限定していいのですか。

いわゆる百八つの特殊法人の中に、政府の行為によつて設立せられるということに限られていないものがあるんですよ。だから、その点だけ確かめておきます。私は、あらためて私の質問の時間にやりますが、あなたのいまの答弁でそのように聞こえたから、いわゆる特別の設立行為というのはあなたの答弁になられたことであると理解してよろしいですね。

○大國政府委員 さようでございます。

○田中(武)委員 じゃ、はっきり言っておきますが、この条文に間違つておれば、この法案並びに特定組織工業構造改善臨時措置法によるところの協會、ともに審議未了にしますが、よろしいな。——いいですか、この貿易大学校も、特定組織工業構造改善臨時措置法による協會、ともに行管設置法の二条の四の二のいわゆる特殊法人ではないと、こういうことなんですか。それじゃ、特殊法人とは何かというようなものは条件が三つばかりあります。そのうちのひとつとして、特別の設立行為をもつて設立するもの、それは政府の行為によつて設立せられるものである。そのことは何かといへば、たとえば設立準備委員を政府が直接任命するもの、こう答えたのでしょう。それ以外のものも百八つの中にあるとするならば、あるいはいまの問題になっている貿易大学校及び組織協會等がこれに当たるといふことが明らかになるならば審議未了にいたしますがよろしいか、こ

う言っておるのです。大臣、よろしいな。いまの
答弁と違うとたら百八の特殊法人に持つていき
ますよ、そういう見解だけはつきりしておきま
す。いいですね。―― ぼくはいま考え方を申し上
げただけです。そういうようにやりますが、よろ
しいなことだけです。

○島村委員長 麻生良方君。

○麻生委員　大臣お急ぎのようでございますから一つだけちょっとお出かけになる前に念を押しておきたいことがあります。

いま貿易大学の問題について、同僚委員からのいろいろと質問を聞いておりまして、私もそれを仄聞しておりますと、これは相当ずさんな法律だという印象をどうしても強くせざるを得ないのです。いろいろと法律的な解釈についてもいま質問が出ております。それから全体的な構成から見ても、大企業のお墨々の名前をずらりと並べてそこから金を引き出すための呼び水に政府の金を使うなどということは、どうもこれはあまりオーソドックスな考え方と言えません。特に貿易振興にあたっては中小企業の貿易振興が重要だと言われているから、ひとつこの際大臣はこの貿易大学に関する基本的な構想をもう一度お練り直しになって再提出をされるお気持ちがおありになるかどうか、これだけ念を押して、大臣に対して質問はこれだけで打ち切ります。

○菅野財務大臣 貿易大学校のことにつきましては、通産省としてもいろいろこれは練って練って考えた案でありまして、われわれのほうではこの制度が最善であるというように考えておるのであります。その点において、ひとつ御了解を得て、また皆様の御賛同を得たいと思います。

○麻生委員　そういうお考えでございましたら、大臣お帰りになるのでこれは話になりませんから、私の最終的な結論はここで保留をさせていたでいて、どうぞお引き取りをお願いいたします。

貿易大学の問題につきまして、いろいろ同僚議員から出ておりましたが、いまお話し申し上げましたように、これの内容につきましては私なりに

所見がございます。しかし同僚議員の質問と重複する点もありますので、その点を省略をさせていただきますまして、事貿易に関するところでございまして、若干貿易に関する一般的な質問をさせていただきますかと思っておりますので、御了承をお願いしたいと思っております。

初めに通産省の高橋経済協力部長にお尋ねしたいのですが、日本の商社が外国に事務所ないしは支店等を持つ場合に、通常という国内的な承認手續が必要とされておりますか、ちよつとお伺いしたいのです。

○高橋 憲 政府委員 現地に合弁会社あるいは現地法人をつくり出すときは、外国為替及び外国貿易管理法上の設置に関する出資についての許可が要ります。ただし支店を設けるあるいは駐在員事務所を設けるということにつきましては、その限りにおいては許可を必要といたしません。ただし、そのための開設に要する経費の送金については大蔵大臣の許可を必要といたします。

○麻生委員　いま御答弁された機関によって正式に認められている在インドネシアの商社の数及びその商社の大手筋の名前をちょっとお知らせをいただきたい。

○高橋淑政府委員 ジャカルタ市に所在いたします駐在員事務所及び一つの支店、四十三社と承知いたしております。そのうち商社は二十二店と承知いたしております。

○麻生委員 その商社の中で、日本大使館の中に事務所を設けておる商社があると聞き及んでおりますが、御存じですか。

○高橋(淑)政府委員 調べました結果、商社八社を含め十一社が同居していることを承知いたしております。

○麻生委員 その同居しておる商社及び関連商社の名前をちょっと発表していただきたい。

忠、兼松江商、東洋棉花、日商、野村貿易、丸紅飯田、以上が商社でございます。

ております。

○麻生委員 その商社以外のものの名前もちょっと聞かしてください。

建設、以上三社でございます。

○麻生委員 外務省にちよつと御質問いたしますが、インドネシアの日本大使館はいつ着工して、それからいつ完成をしておりますか。

○内田説明員 お答え申し上げます。着工は三十九年一月でございます。それから完成のほうは、全部が完成したのは四十二年三月三十一日でございます。

○麻生委員 その大使館のある所在地及びその土地の広さがおわかりになりましたら……。

○内田説明員 坪数で申しまして約二千坪。所在

M・H・タムリン二十四番地。

○麻生委員 その土地に大使館が立っておるのだからと思いますが、大使館の建物の総面積及び階数はどのくらいが大きくなっておりですか。

○鹿取政府委員 大使館の事務所のほうは二千七百二十九平方メートルでございます、二階建てでございます。

○麻生委員　それは大使館が現在事務所を使っているのが二階であり、建物全体は――それは詭弁の答弁です。ここに写真がありますけれども、全部建物ですよ。明確にお答えなさい。

「麻生委員、政府委員に写真を示す。」

○鹿取政府委員　いまお示しのありました写真につきましては、民間の寄付を受けました部分が四

千七百七十七平方メートルございます。これは九階建てでございます。それでいま麻生先生のほうからこれが全部大使館の事務所ではないかという

御指摘が……。○麻生委員 そんな質問をしていないのです。よ
けいなことは答えていい。

その建物をおつくりになるのに、政府はどのくらいの手算措置をとっておつくりになったのですか。

○鹿取府委員 約二億一千万円でございます。
○麻生委員 実際に、このビル、つまり大使館、これは国有財産になっているのだらうと思います。

が、この大使館全体を建てるのにどのくらいの総工費がかかっておりますか。

○鹿取府委員 ただいま申しました政府予算二億一千万円の部分のほか、後に寄付を受けまして、それでいま国有財産になりました部分の建設

費は四億円と聞いております。

○麻生委員　そうすると、政府予算は二億一千万円。その政府予算で大使館を建てることは不可能であつたのですか。

○鹿取政府委員 大使館の必要最小限度の事務所を建てるのには十分であつたと思います。

○麻生委員 そうすると、政府予算を実際に調達

しながら、実際に必要なものを政府予算内で建てられたはずのものが、実際、四億円も超過した建物の建造になっておる、こういうことになるのですね。その四億円は寄付によって調達した、こういうことなんです、その寄付はどういう形でお受けになったのか、これは大蔵省のほうからひとつ御容弁願いまししょう。——大蔵省でなくてもおわかりの方……。

○鹿取政府委員　寄付の経緯につきましては、先ほど申しましたように、事務所の建物の工事を開始したのは三十九年一月でございますけれども、大体そのころ民間から申し出がございまして、問題は大使館の必要最小限度の事務所としては、先ほど申しました二億一千万円の建物でよかつたわけでございますが、その建築する通りが二階建てというようなことでは許可がおりないという経緯がございまして、わがほうといたしましては、ほかの国の大使館も非常に高いものを建てておりますということも考えまして、もっと大きな建物を建てる必要がそういう面から生じてまいりました。たまたまジャカルタにおりました商社の団体から寄付の申し出がありました。これが三十九年七月でございます。そこで、これにつきましては国有財産法に基づきまして大蔵大臣の承認を必要

といたしますけれども、外務省から正式に大蔵省に協議いたしましたので、その結果、三十九年の九月、大蔵大臣は寄贈を受けてもいいということに正式に外務省に言いつたわけでございます。そこで外務省といたしましては、先ほどの団体に對しまして三十九年十月に、寄付を受けてもいいという回答をいたしました。その後、大使館の政府予算による建物の工事と同時に、民間の資金による建物が工事を開始されまして、完成は、大使館の本来の事務所のはうが四十一年の十二月だったわけでございますけれども、寄贈を受けました、本来民間の建物であった部分は四十二年の三月に完成をしたわけでございます。その後、その民間の団体から現実に寄贈をしたいという申し出が正式にまいりまして、これにつきまして大蔵省に協議をいたしまして、寄付を受けてもいいということでございますので、寄贈を受けた次第でございます。

○麻生委員 そうすると、すべて大蔵省と合意の上でおやりになったというのですが、この地区は、あなたのおっしゃるようになりますべく高い建物を建ててほしい地区であるということとはわかります。それは何かインドネシアの政府の建築命令のようなものでございましておるのですか。

○塚本説明員 お答えいたします。

その件につきましては、五階以上の建物を建てるように規定されております。

○麻生委員 五階ならば、それほど無理をしなくても建てられたと思うのですが、なぜそれをまた九階というべらぼうな建物にしなければならなかったのですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

これは当時麻生委員御指摘のごとく目抜き通りでございまして、西独がやはり九階建ての建物を建てましたので、アジアの先進工業国としての日本として、あそこ活躍している商社として、日本の大使館のほうが高いというのは非常に残念であるというので、ぜひ寄贈してでも同じ高さ以上にしてもらいたいという強い熱望がございました。

て、それを受けたわけでございます。

○麻生委員 たいへん奇特な商社があるもので、五階建てよりか九階建てがrippであるという判断は、これまたいろいろ判断の基準があると思ひます。私は、国の予算に於いて大使館をつくるというのがたてまえである。どうしても五階建てでだめなら、政府が予算をふやして九階建てにすべきである。それを民間の商社の寄付に仰ぐということもいかがかと思ひます。いまあなたの御答弁によると、民間商社側のはうからそういうものを建てるべきだという希望があつて、自発的に申し出たという御答弁の趣旨であります。それに間違いありませんか。

○内田説明員 私の承知しております限りにおきましては、さうでございます。

○麻生委員 あなたが当時直接おいでになったわけではございませんから、これ以上追及はいたしません。が、できるなら当時大使でおられた方がおいでになればわかると思ひます。しかし、私の調査した報告書によりますと、この建物を建てたいきざつにつきましては、昭和三十八年九月になくなられた池田総理がインドネシアを訪問された。その際に、スカルノ大統領と懇談をしたときに、スカルノ大統領のほうから、でかいやつを建ててくれ、こういう要請があつたやに聞き及んでいゝる。池田総理がはなはだ困惑をした。しかし、そのことを伝え聞いて、池田総理の要請に基づいて、当時インドネシアにいたある商社が、それならば民間の寄付で充てようかという話になったという経緯を聞いておりますが、そのときに民間商社で、その代表的な立場でこの折衝に当たった商社はどこですか。

○内田説明員 ただいま麻生委員仰せのお話は、当方といたしましても記録等にごさいませんので存じませんが、当時ジャカルタにおきまして、いろいろな点で世話役になっておつたのは江商であるというふうに聞いております。

○麻生委員 私の調査では、ニチボの原社長が三十八年七月にインドネシアを訪問しておる際

に、同じような趣旨をスカルノから言われて、たまたま池田総理と見解を異にして、寄付行為を行なおうとした。その後、ある事情がありまして、ニチボは寄付行為に賛成をしなくなりまして、そのいきさつをあなたは御存じですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。存じません。

○麻生委員 存じない方に、これ以上追及をしても始まりませんから、このことはあとへ保留をいたしておきます。

そこで、先ほどあげられた在インドネシアの商社の中でこの建物の中に現在事務所を持つてゐる商社はどれだけありますか。先ほどの答弁に間違いありませんか。

○内田説明員 もう一ぺん念のために申し上げます。

伊藤忠商事、兼松、丸紅飯田それから三井物産、日商、大成建設、東洋棉花それから江商、三菱商事、日本航空、野村貿易、東京銀行でございます。

○麻生委員 それらの商社はいずれも寄付に応じた商社ですね。

○内田説明員 さうでございます。

○麻生委員 寄付に応じなかつた商社は事務所を設けてないですね。

○内田説明員 先ほど会計課長から申し上げました経緯によりまして、これは商社側の国有財産使用申請に應じて使用の許可を認めたケースでございます。ただいま申し上げた商社が使用申請をしてきたということでございます。他に申請がなかつたというのが実情でございます。

○麻生委員 通商局長、いまジェットロはインドネシアではどこに事務所を持つていますか。

○高橋(淑)政府委員 はなはだ申しわけありませんが、手元に現在住所を持ち合わせておりません。

○麻生委員 事務所はあるのですか、ないのですか。

○高橋(淑)政府委員 ございませう。

○麻生委員 ジェットロも当時から今日までインド

ネシアに事務所をおそらく持つておると思ひます。ジェットロからこの事務所を使用させてほしいという申し入れがあつた事実はございせんか。

○内田説明員 ジェットロ側から使用申請があつたという事実は存じておりません。

○麻生委員 それはいささか事実と反してありますが、私の直接聞いた、参考人と呼んでもけっこうですが、当時ジェットロは事務所にはなはだ困惑をしておりまして、できるならば大使館の中に事務所を設けさせていたきたいという旨を東京で交渉した。ところが東京の外務省筋からの返事によると、もうすでに事務所をすべて寄付をしたものだけに貸借させておるので、東京銀行のフロアが相当広いから東京銀行と折衝してその中のフロアを借りたらどうか、こういう大使館からのあつせんがあった。ところが東京銀行に聞いてみたら、いずれ将来はここは大きく東京銀行として使う予定があるので、お貸しすることはできない、こういう返事であつた、こういう事実が出ております。必要があれば参考人として招致していいのですが、そうすると、この事務所に入りたいたいという意思を持つておつたものは寄付をしたものだけではなかつたという事実が他にございませう。もしあなたが他の商社に入る意思がなかつたと判定されるなら、インドネシアにある他の商社に全部間い合わせを出していただきたいと思ひます。そこで確かめてよろしうございませうか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

もしそういう事態でございしたら問い合わせいただいてもけっこうでございます。その事態においてまた検討したいと思ひます。

○麻生委員 本席で直ちにその是非の結論が出せませんので、これも保留にさせていただきますと思ひます。

そこで、いずれにしても国有財産になった大使館はあなたの言われた十二社に事務所を貸与しておりますが、その貸与の条件、貸借契約書のコピーを資料として御提出願ひますか。

○鹿取政府委員 これは貸しておるといふ契約で

ございません。一時的に使用を許可したというところでございまして、外務省から商社の代表に対して使用許可書が出ております。いろいろな厳格な条件がついておるわけでございましてけれども、これは契約ではございませんので、この提出についてはもう一回検討させていただきます。

○麻生委員 それはちょっとおかしいと思います。契約書でなく許可書を出しておる。許可書ということになれば、そこに条件がついておるといふ話であります。これは一体家賃取っておるのですか、取っていないのですか。

○鹿取政府委員 もちろん使用料取っておるわけでございまして、これは御存じのように、私が先ほど申し上げましたように、大蔵省と一々協議して条件をきめておりますので、私のほうも大蔵省と協議いたしまして、大蔵省のほうの了解を得ましたらコピーを差し上げたいと思います。

○麻生委員 大蔵省の了解があるとなかろうと——いま大蔵省ここに来ておりませんか。時間がありませんから、質問を続行いたします。いまの点保留いたします。

大蔵省が合意すれば資料の提出が可能であるという話であります。これは秘密文書ではないはずで、外交秘密文書でもあれば私も常識をわきまえております。そうでない資料を大蔵省が合意しようがしまいが、これは要求されたら出すと御返答されるのがあたりまえじゃないですか。政務次官御見解はいかがですか。

○田中(榮)政府委員 ただいまのは使用許可書ですから、これは当然公にして差しつかえない文書だと私は思います。ただ所管が大蔵省ですから、外務省がすぐ出しますと言うことは、ちょっと官庁同士の事務の關係もございまして、大蔵省から、提出いたします。こう答弁したほうが妥当であろうと思います。そういう意味で鹿取會計課長が答弁したわけでございます。御了承願います。

○麻生委員 政務次官の御答弁ですから、これは保留させていただきます。あとで大蔵省と御協議していただきたいと思います。

そうすると、それで問題となりますのは、いずれにしても事務所に貸しておるわけですね。それはしかも高額な家賃なり権利金等を取らないでおそらく貸しておるのだらうと思いますが、契約書のコピーの提出はあと回しにいたします。その条件、具体的な金銭的な条件を御説明願います。

○鹿取政府委員 先ほど申しましたように、一時使用の許可でございまして、その許可の条件といひまして使用料を年額二百五十万円納入しなければならぬということになっております。

○麻生委員 それはすべての商社に対して同様の条件ですか。

○鹿取政府委員 これは先ほど申し上げました商社全体の使用料ということでございます。

○麻生委員 そうすると、十二社入っておるわけですから一社当たりは幾らになりますか、御計算してください。

○鹿取政府委員 これは、それぞれの商社の使用する面積によって違ふわけでございますが、十二社を平均すれば二十三万円ということになると思われます。

○麻生委員 インドネシアの事務所を借りるための相場から見ると、これは妥当であるかどうかはいろいろ議論のあるところでしょう。しかし常識から見てきわめて低額な使用料で借りておるといふことはいえると思ひますが、あなたは、これについて低額であると思ひますか、高額であると思ひますか。

○鹿取政府委員 この金額につきましても、大蔵省と協議した上でございまして、国有財産の一時使用におきましますいろいろな使用料の算定の基準がございまして、その基準並びにいろいろな特殊事情を考慮するという条項もございまして、そういう条項に照らして大蔵省との間に協議をととのえた額でございまして、この場合におきましては妥当な額であると考えております。

○麻生委員 その場合においては妥当であるかもしれないが、商社にしてみればきわめてわずかな

額であるということになります。そうすると、ここに一つの事実關係として、池田前総理ないし、とにかくどなたかがインドネシアに行つて、そして本来なら五階建てで済むものを、わざわざ九階建ての建物にした。そして政府予算を四億円も超過した。政府予算は二億一千万ですね。そしてこの四億円も超過する建物をインドネシアに建造した。その理由は、先ほどの参事官の御説明によると、他の国が九階建ての建物を建てておるのと、みづともないから九階建てにした、これだけの理由である、こういうことなのでしょう。

そうすると、ここに入つておる商社、しかも事実としては、寄付をした商社だけが現在の大使館内の事務所を使つておるといふことになっておるわけです。そうなつておるといふことになり、しかもそれは非常に低額な家賃でということになります。この寄付行為といふものは、純然たる寄付行為であると判断されるやいなや、きわめて疑問が出ざるを得ないと思ふのです。非常に極端に解釈すれば、寄付行為をしたことの見返りとして、この事務所を寄付したものに特定の便宜をはからつて貸し与えているという解釈も一方においては成り立つわけですね。この解釈も、絶対とは言へませんが、成り立つのですが、政務次官、あなたどうですか。そういう解釈も成り立つということをお認めになりますか。

○田中(榮)政府委員 建設の経過、いきさつが、特定の商社から寄付を受けまして、しかも特定の商社だけが現在その国有の建造物に入居を許可されておられますので、一応そういうような解釈をされるのは、私はごもっともだと思ふのでございまして。しかしながら現在の国有財産の利用の運営の方法につきましては、絶対にさようなことは実は考へていないのでございまして、もしこれをこのまま使用せるとするならば、やはり希望者全体にこれを公開して、広く公平に機会均等に利用させるといふのが、私はたてまえであらうと考へております。ただスペースが限定されておることありますから、できる、できないは別問題であ

りますが、考へ方としては、やはりそういう考へ方に持つていくべきが至当であらう。したがひまして、いまお話しのように、特定の寄付をしたものだけをに入れておるのだという考へが成り立つのは、これは当然だと思ひますが、われわれの考へておるのとは、そういう考へでは絶対にございせんから、その辺はひとつ誤解のないように御了解願いたいと思ひます。

○麻生委員 いま私は、これが大使館であるという前提をはずして議論をしてゐるのです。国有財産の建物という形で議論をしてゐるのです。その国有財産を民間の人が寄付をした、そのときにその国有財産の使用権をその寄付をした人だけが持つということは、いかに弁解されようとも、これだけいわれる見返りのある利権行為だと判断されても、これはやむを得ない。いま政務次官の言われるように、寄付は寄付として純粋に受けて、できた建物があつてゐる場合に、国有財産が、しかるべきもの、使用が妥当と認められるものに対して事務所を一時的に使用させる場合はあり得ると思ひます。だから、その意味から申し上げても、国有財産の中に寄付をしたものだけが入つてゐるという事実は好ましくない。

そこで大蔵省の方が見えられましたので、お聞きしますが、ちょっと質問を前に戻しますが、先ほどインドネシアの建物の問題についていろいろ御質問を申し上げてゐる過程の中で、インドネシアの大使館、九階建ての建物、このうち四億円が民間の寄付により、政府予算は二億一千万によつて建てられた、こういう御回答がありました。これらを立てることについて、あらかじめ大蔵省当局の了解を得て建てたものだ、こういう御答弁がありました。それに相違ございませんか。

○竹内説明員 相違ございません。

○麻生委員 そうすると、大蔵省にお伺ひしたいのですが、政府予算を二億一千万出している。本来なら大蔵省としては政府予算の中で大使館を建造せよというのが当然でしょう。それで、しかも政府予算で建てられないというなら、便宜

方法を大蔵省が考えなければならぬ、これは大使館を建造するのですから。ところが実際には二億一千万の予算が出ているのですから、現在の大使館が一、二階きりしか使用していないという実情からかんがみて、当然大使館だけをつくる予算はあったわけですね。それを民間の四億円という寄付を調達してまで大使館を九階建てにしなければならぬことに同意した理由を明確にしたい。

○竹内説明員 予算のほうは、本来国の大使館でございまして、国の予算で建てるといふことはお説のとおりたてまえであらうと思ひます。しかしこのたてまえも、いつもそういうふうになつてゐるかと申しますと、たとえば港灣合同庁舎というふうなものを現在国内で建てておりますが、税関だとか検疫所だとか、そういうものになりますと、どうしても港の近くに建てる必要がある。ところがその土地はないといふことになりまして、民間の土地あるいは県の土地を借りて、そこに庁舎を建てる、あるいは国の庁舎そのものが民間に間借りをしてゐるというふうな状況もございします。それで原則は、国の金で建てるのが望ましいといふことでございしますけれども、本件の場合、外務省のほうから、国有財産法十四条第一項の一号、つまり国有財産を取得する場合には大蔵大臣と協議するといふ法律の規定がございまして、協議があったわけでございます。外務省も、私たちが承知いたしておりますところでは、まあ五階建てくらい、二億くらいのものでよろしかろうという当初は御判断であつたようでございますが、あのときのいろいろな状況から、どうも五階ではぐあいが悪い、つまりほかの国等も相当高層なものを建ててゐるようでございますので、日本の大使館だけが小っぱなものではどうもぐあいが悪いといふことで予算等も考慮せよといふ状況であつたわけでございしますが、私たちが聞いておりますのは、たまたまそういう時期に、その何とか会といふものが話を聞きまして、まあこんなにかつぽけなものを建てられたのじゃわれわれも肩

身が狭いといふようなことで、ひとつ寄付をさせてくれないうかといふことで、予算の問題は主計局でございしますが、そういうことでひとつ寄付を受けたがどういふやうなことの協議があつたわけでございます。それで私どももいたしましたのは、寄付によつて国有財産を取得するといふ例も非常に多いと申します、まあ何か非常に弊害があれば――弊害と申しますのは、たとえば非常にもてあましたようなものをひとつ国に寄付するから引き取つてくれぬかといふふうなことで寄付の申し出があつても、それはこちらのほうも管理の費用ばかりかかりますので、当然そういうものは断るわけでございますが、外務省さんのほうで御判断なさつて、そういう寄付を受けて大きな大使館を建てるということは将来の増員その他を見込んで必要だといふ御判断でございしましたので、私どももいたしましてこれにあえて反対するとは申しませんが、そういうほどのこともなからう、まあもたえるものならばもたつておくといふのも一つの手段であらうといふことでまあ御同意を申し上げたといふ次第でございます。

○麻生委員 まああつたか寄付であるならそれは別問題です。たとえば大使館をつくつた、そこに調度品を寄付しようとか、あるいは装飾品を寄付しようといふなら別ですよ。額は四億円です。しかも政府予算の倍額ですよ。それを寄付を受けるというところに、その寄付に何らかの条件がついてゐるとあなたは――もしあなたがその場合の担当だつたらお考えになりませんか。

○竹内説明員 これは寄付の申し出がございましたが何でも三十九年くらいの話のようでございます。もちろん私の前任者の前任者くらいがやったことだらうとは思ひますが、まあ商社が、これを寄付しますという場合に、常識的にいって、何もただ義侠心から寄付するといふのも常識としてはちよつと考えられないんで、まあ若干ちよつと使わせろといふぐらゐなことはあるいはあつたのかわかりませんが、しかし私たちのほうの、持つてこられた書類を見ますと、そういうこ

とは少しも書いてございせんし、かりにまあ使わせろといふことがあつたにいたしましても、それはもう永久に使わせろといふふうなことじゃなく、まあちよつと貸せといふふうなことで貸しておる例は多々ございしますので、ただそれだけであつたからといつてこの寄付は絶対まずい寄付であるといふふうな考へるべきかどうか、その点は若干私どもは疑問に思つております。

○麻生委員 まああなたの御疑問に思われるとおりのことなんです、参事官、当時インドネシアに商社の事務所を持つことの条件、あるいは住宅事情の条件、そういうものが背景にあると思ひますが、これはどういふ事情だつたんですか。

○内田説明員 このいま起こりましたことは、インドネシアとしまして経済も非常に窮乏してございまして、住宅事情は極度に悪かつた、こういうことを聞いておりますし、まさにそうだつたらうと存じます。

○麻生委員 まあその辺はいろいろ追及をしてみましても判明しないところでありまして、これ以上追及は避けませんが、もう一度大蔵省に質問しますが、先ほど、この国有財産について、民間商社が十二社入つてゐるわけですね、現実には、その商社に対しては当然事務所を貸しておれば、何がしかの条件がついた契約書なりあるいは許可書なりが出ておると思ひますが、その許可書のコピーを提出してくれ、こういう要求を申し上げましたところ、大蔵省の同意がないと出せない、こういう答弁でした。同意されませんか。

○竹内説明員 ちよつと私一存でははかりかねますので、早速帰りまして相談して御連絡いたします。

○麻生委員 やはり責任を持つて答弁できないんじや困りますね。これは秘密文書ですか。

○竹内説明員 これは直接には外務省のほうがお出しになつた文書でございしますので、私のほうは所管をしてゐるのじやないものであります。

○田中(榮)政府委員 事務のことはわかりませんが、外務省所管でありましたら責任を持つて提

出いたします。

○麻生委員 いま政務次官が御答弁されたので、あとでひとつ御提出をお願いしたいと思います。これひとつ確約していただきたいと思います。

○田中(榮)政府委員 はい。

○麻生委員 そこで、質問を先に進めさせていただきたいと思ひますけれども、いままでの御答弁によりまして、要するに、その寄付行為は形式上は何ら条件のついてないものである、こういう御答弁に集約されると思ひます。しかし内容はいろいろ当時の住宅事情、事務所を設置する事情等もあつて、寄付をした商社が、できるならば、差しつかえがなければその事務所を使いたいといふ気持ち背景にあつたと推察されますけれども、しかし契約上においてはそれが何もないといふことであれば、万一ここに事務所を使うことについて支障が起つてきた場合は、外務省は責任を持つてこの商社との間に貸借関係を白紙に戻すことはできるわけですね。これだけは念を押しておきたい。

○鹿取政府委員 先ほど申しました使用許可書に、これは一年ごと更新といふこと、期限は、現在の許可書は来年の三月三十一日で切れることになつておりますし、それからさらに使用上の制限、使用目的その他制限しておりますので、そういう条項に違反した場合には使用許可を取り消すといふことができるようになっております。

○麻生委員 私の申し上げておるのは、その使用条件に違反した場合といふことではなくて、客観的な条件の中で使用することが不適当と思われる事態が発生したときには、外務省はいつでも入つてゐる商社に対して撤去してもらうだけの権限を持つてゐるか、こういうことをお聞きしておるのです。

○鹿取政府委員 御質問の客観的な条件の変更といふことが私ども必ずしも明確でないのをごさいます、先ほど申しましたように形式的には少なくとも一年でいくといふことになつておりますので、期限が切れたときに再考慮をする、その事態

を検討するという余裕はあるわけでございます。

○麻生委員 そうすると、もう一度確認しておきます。期限が切れたときに外務省の見解として許可をすべきでないという事態が客観的に発生した場合に許可をしないということが出来るのです。それを明確にしておいてもらいたい。

○鹿取政府委員 それは可能であろうと思えます。

○麻生委員 ちょっと質問の角度を変えさせていただきますが、それらの大使館に入っている商社は当時の日伊賠償協定に關係のある商社ですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

その賠償の実施計画につきましては、品目、プロジェクト、それから關係商社、それからその物品等が非常に複雑しておりますので、取り調べまして、そしてまとまりましたらできる限り御説明申し上げます。

○麻生委員 私の調査によりますと、当時の日伊賠償協定の内容、全部ここに資料がございます。いずれの商社もこれに關係のある商社であります。これはいずれの商社もですね。

もう一つ御質問申し上げますが、この日伊賠償協定の窓口は政府対政府ということになりますね。したがって政府の代表機關である外務省ということになりますね。間違ひありませんね。

○内田説明員 間違ひございません。

○麻生委員 まあ私は、これは憶測でございますから、ここでその件に關する質問は触れませんが、いろいろと日伊賠償についておもしろからざるうわさが取りざたされておりますことは御承知のとおりです。特にスカルノ失脚以来、スカルノ時代のでたらめな貿易關係のあり方がいさ強いの事案です。また、デビ夫人等々の非公式な証言によりますと、この賠償協定の取り扱いの中にならな証言も各所に出ております。こういうような關係のある商社が、特にその代表である大使館の中

に事務所を持つておったという事実は、いずれの立場から見ても好ましいことではないと私は判断をいたします。これは私の判断でありますから、これは質問ではございせんからお聞き取りを願えばよろしくございませう。

そこで、大使館の建造のときに、現地の大使になつておられた方はどなたですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

建造当時おられました、在任されました大使としましては、三十九年五月までが古内広雄大使であります。その後一時臨時代理大使を経まして齋藤鎮男大使でございます。

○麻生委員 そうすると事実上現地においてこれらの民間商社の寄付行為その他のあつせんをしたのは、最高責任者は、現地における当時の齋藤大使であつたということになりますか。間違ひないですね。

○内田説明員 お答え申し上げます。

この寄付行為の、あつせんというのは私もそういうふうには受け取っておりませんが、この寄付行為の議が起りましたころの大使は古内広雄大使という時代になります。

○麻生委員 古内さんは三十七年十一月ですね。

○内田説明員 ええ。

○麻生委員 その後実際にこれが建造された年月日、これを寄贈を受けた当時、その当時の大使は齋藤大使じゃないですか。

○内田説明員 古内大使は三十九年の五月まで在任されております。それから、実際に寄贈を受けましたのは、これは本年の四月一日でございます。

○麻生委員 これは現任の西山昭大使でございます。実際に齋藤大使の在任中に一番この話は具体的な折衝過程に入つておるといふことになると思うのです。この在任期間から申し上げます。

それで、私は実は、当時の齋藤大使、これは現在の外務省の官房長ですかをされておられるわけですね。実はきょうお呼びをする手続をとつておつたと思うのですけれども、できるならばあとで一点

だけ、当時の大使をしておりましたいまの齋藤官房長に御質問をしたいと思ひますので、委員長、御足労でありますけれども委員部から御連絡をいたして、御足労願うようにお取り計らいをお願いいたします。

そのお取り計らいをいただいております間に、質問を続行させていただきたいと思ひます。

この大使館のある地区は、インドネシア政府によつてどういふ地区と指定されておる地区でしようか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

特にいづれの地区という地区指定はございせんが、ジャカルタにおきましてはいわゆる目抜き通りというふうな觀念されておると存じております。

○麻生委員 目抜き通りには間違ひございませんが、その地区はおおむね、インドネシアにおいては、どういふ建物を建造している地区ですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

メインストリートでございまして、大きな建物という意味で大商社、それから外交機關等の大きな建物が並んでおると承知いたしております。

○麻生委員 常識的なことではいへば、日本での外交団のある地区、外交団区といひますか、要するにそういう種類の建物があるところ、その地区には商社が随意に事務所を持つことあるいは事務所を建てることは、許されない地区ではないですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

このタムリン地区は、決して外交団地区という指定は受けておらない由でございまして、現に反対側の町の側には大商社もございまして、これが建築制限によりまして外国の機關だけでなければ建ててはならない、そういうような規則にはなつておらないと承知いたしております。

○麻生委員 もし何でも建てられる地区であれば、商社が四億円の寄付をして大使館をつくる必要はないのでありまして、自分たちが必要な事務所はその地区に土地を借りて建てればよいとい

うことになりませんが、それができる地区なんですか、この地区は。

○内田説明員 お答え申し上げます。

この地区は特に建築制限はございせんので、この地区に建てようと思へば建て得る規則上になつております。

○麻生委員 そうすると、その土地は賃借をしておるのだらうと思ひます。もちろん土地まで日本の国有財産である道理はない。土地を賃借しておるとすれば、どこから賃借しておるのですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

これはインドネシアの国から借りております。○麻生委員 この土地はいやしくもインドネシアの国有財産であります。だとすれば、国有財産を他の国に貸与する場合には、そこに当然使用目的というものが明記をされなければ貸与ができないと思ひますが、この土地はどういふ使用目的でお借りになつておる土地ですか。

○内田説明員 この使用目的としましては、主として大使館をつくるため、こういうふうになつておると思ひます。

〔委員長退席、河本委員長代理着席〕○麻生委員 インドネシア政府から土地を借りておるわけですが、インドネシア政府と日本政府との間に、土地を借りている契約書があると思ひますが、その契約書は公開できますか。

○塚本説明員 お答えします。本件につきましては、各国の大使館が集まりまして、共通な使用料の規定を設けようということと交渉いたしております。まだ結論は出ておりません。

○麻生委員 そうすると、何にも文書による賃借の契約書はないのですか。

○塚本説明員 現在はいないと思ひます。

○麻生委員 これはたいへんなことだと思ひますよ。じゃあだれから借りたのですか。契約書もなしに土地を使用しているというのは許されませんか。

○塚本説明員 それは外交団から向こうのプロト

コルを通して再三話してやっておりますので、国と国との話し合いをしておるわけでありまして、それは、そういうものはなくとも——あるほうがこれは当然でございますが、なくても別に支障はないと考えております。

○麻生委員 もし政府がかわって貸せないと云ったらどうしますか。

○鹿取政府委員 従来の経過などもございまして、現に外務省大使館が外交目的に使用されている場合に限っては特に外交特権があるわけでございまして、その点については心配はないと思っております。

○麻生委員 そこに外交特権が発生するということは、正式に大使館を建造するという使用目的を明らかにした契約が取りかわされたときに初めて国際的な立場で外交特権が認められるのであって、ただ両者の合意な話し合いの上でこの土地を使っておけば、そこにはインドネシア政府からの証書もなければ契約書もないというような場合に、インドネシア政府に政変でも起きて政府がかわって、これは使わせない、外交特権の地区ではないと言われたときに、それでは反論のしようがないではありませんか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

これは現に日本大使館が使っているという事は通告してございまして、政権がかわりましたからといって、前政権のものがすべてひっくり返るものではない。政府と政府との間の権利義務の継承はございまして、それでこの点におきましては、十分現在の土地の使用は継続されると存じます。

○麻生委員 それは日本政府の一方的な見解なんですか。少なくとも両方の見解が合意に達しなければ貸借というものは成り立たない。あたりまえの話であります。われわれが幾ら主張しても先方が一ぺんにそれをひっくり返されたときに、いままでの慣例だということで済むような国なら別ですよ。しかし御承知のように、そうでない事情のある国ですよ。

○塚本説明員 その点についてお答えいたします。

す。

本件建築にあたりましては、ちょうど日本であれば建設省のような役所に建築申請を出す。その場合に土地のオーナーの承諾がなければ建築できないことは日本でも同じであります。それを向うが認めて建築許可を発行しておるわけでございまして、その建築許可に基づいてわれわれは実施したわけでございまして。

○麻生委員 本来、建築許可書というものと土地の貸借というものは別個なものなんです。建築許可書をもって土地の貸借契約が成り立つておるといふ判定は国内にだってできませんよ。これはおのずから別個なものなんだ。私はこれ以上追及しません。しかしこれはきわめて重要なことでありますから、あなたの御答弁ではいま折衝中だと言っておられますが、外務省としては一日も早くインドネシア政府と日本政府との間に正式な外交特権地区としての貸借を結んでおかないと、将来これは問題が起ったときにどういふことになりましますから、これだけは念を押しておきます。この点についての善処方を政務次官ないしは参事官から御答弁願いたいと思っております。

○内田説明員 まことにございまして、十分御意見を体して善処いたします。ございまして、十分御意見を体して善処いたします。

○麻生委員 この土地はいずれにしても大使館建造の使用目的を持ってお借りになった。そうすると先ほどの御答弁のように、この土地には外交特権が及ぶ、外交特権のある地区だから心配ないのだということですね。——必要なら速記録をもう一度読みますが……。

○鹿取政府委員 私の申し上げましたのは、外交事務を行なっている場所についてということをし上げたと思っております。

○麻生委員 それはどういう意味ですか。

○鹿取政府委員 現在大使館の事務所として使用している場所という意味でございます。

○麻生委員 それは建物ですよ。あなた、さっき土地のことを話しておったじゃないですか。その土地は大使館建造の使用目的で借りている土地な

のであるから、その土地が取り上げられることはないというふうに御答弁されたじゃないですか。

○鹿取政府委員 私の申し上げましたのは、その建物について外交特権がある以上は、その建物を次の政権は侵害できないという意味で申し上げたわけでございまして。

○麻生委員 土地を通らずして建物を侵害するなどということはあり得ないのですよ。土地の上に建物が建っているのです。少なくともその建物は、土地の中にあるのですよ。

○鹿取政府委員 私の知る限りのいろいろな例を見ますと、少なくとも建物について外交特権がある場合には、国有財産であるいは民間の所有であれ、その建物に外交特権があることは変わりはないということでございます。

○麻生委員 法制局にちょっとお尋ねしますが、外交特権という点についてですけれども、たとえば日本政府がアメリカ大使館に土地を貸与しております。そこにアメリカ大使館が建っているという事ですね。そうすると外交特権というものは建物だけにあるのですか。土地にはないのですか。

○荒井政府委員 在外公館といふことは、国際慣習上の公館といふものにつきます。またこれを成文化した外交関係法もございまして、またこれを成文化した外交関係法に関するウィーン条約というものもございまして、その第二十二条で「使節団の公館は、不可侵とする」と規定しております。ここでいう「公館」といふのは、その公館の目的に供されているところの土地及び家屋であると解されますから、もちろん土地についても不可侵権はあるということでございます。

○麻生委員 いまの法制局の御答弁、私もその通りだと思っております。土地に不可侵権があるから、その上に建っている建物にも当然不可侵権が出てくる。土地に不可侵権がなくとも建物だけにあるとしたら、これはとんでもない常識はずれなことになります。そうすると常識的な解釈としては、この大使館は不可侵権のある土地の上に建っている建物だという判断をせざるを得ないと思っておりますが、

いかがでしょう。

○荒井政府委員 おっしゃることは大筋においてまことにそのとおりであります。先ほど読みましたウィーン条約の二十二条の第一項の中に書いてもおりますように、公館の敷地について一般に不可侵とされておりますけれども、使節団の長の同意によりましてその不可侵権の適用除外が可能であるということになっております。本件のような場合にその国有財産であるビルディングの一部について商社に一時使用を許可しているというような場合には、その部分については不可侵権の適用除外をするというところは理の当然でございまして、現実にもそのように取り扱われているように聞いております。たとえばウィーン条約の二十三

条の中には、「使節団の公館について、国又は地方公共団体のすべての賦課金及び租税を免除される」という免税の特権が一つの例として書かれておりますけれども、商社が使用している部分についてはわが国の固定資産税に相当する税金を課され、負担しているというふうなことも聞いておりますので、それは現地国政府としても、こういう在外公館の特権の適用対象地域である、対象部分であるというふうには、考えていないと思っております。

○麻生委員 いずれにしてもいまおっしゃるようなことだろうと思っております。そこで総合的に判断をいたしますと、土地は大使館の使用目的を主として借りておる。そこに大使館が建っている。ただ、たまたま大使館をつくるについて民間商社の寄付があった。その民間商社の寄付をしたところにある事情で事務所を貸さざるを得なくなった。そこでやむを得ず、あるいは好意的か、いずれにしてもそこに事務所を貸与したということになります。これは事実ですね。そうすると、この不可侵権の問題というのは商社には及ばないのだという事になれば、及ばないことを明確に取りかましておかないと、これは後日問題が残ることになると思っております。われわれは及ばないのだと判断をし、たとえば当時のスカルノが、これはけっ

こうだと黙認をしたとしても、政府がかわって、明確にしてくるというところになると全域に及んでくるといふことになり、非常にあいまいな借り方、あいまいな使用をしているという結果にならざるを得ないと思うのですが、この点についての御見解はいかがですか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

不可侵権、いわゆる外交特権は一、二階の現に大使館事務所として使用している部分に及んでいふということだけは申し上げておきます。それから、事実上この大使館事務所として使用している部分と、商社の使用を認めている部分は完全に遮断されておりまして、大使館側の入り口からは商社には入れないで、商社に行くためには全く別の入り口から入らなければならないということになっておりまして、この商社向けの通路を通じて入ってくる。それから、これに対するいろいろな調査とかインドネシアの関係についての調査につきましては、一切不可侵権は主張しないということとは、大使から向こうのほうに申し述べておきます。

○河本委員長代理 麻生君、時間もだいぶたちましたから結論をお急ぎ願います。

○麻生委員 委員長、これは重大なことですから、委員長から発言を制限されるような発言をされると、私はちょっと質問できないのです。……別にきょうは理事会で制限しておるわけではございません。これは究明されるまで究明したいと思ひます。

○河本委員長代理 できるだけ結論をひとつお急ぎください。麻生君。

○麻生委員 いまの御説明でも大体了解はできまされども、しかし問題は残つておるといふことにこれはならざるを得ないと思うのです。

そこで私は、いま結論を急げという委員長の御指示もございましたので、結論に入らしていただくと思ひますけれども、土地を大使館の使用目的のために借りており、そこに建物を建てておる。しかし、その入る場所は別々だといふても、

それは通用しません。建物全体が大使館ということになっておる以上は、それは一方的な解釈にならざるを得ない。そこで、これは明確に、外交特権というものがどこにあるかということについて、形式的であるにせよ、インドネシア政府との間に合意を取りつけておかないと、将来禍根を残すことにならうと思ひます。

それからもう一つは、大使館の中に商社があるという実例は世界にたくさんございますか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

あとのほうからお答え申し上げますが、大使館の中に商社があるのはございせんので、国有財産の中の一、二階を大使館が使用し、そのほか使用申請がございましたので、その商社に一時使用を認めたというのが実態でございます。ですから、大使館に商社の同居を認めたという例はございせん。

それから、その次に外交特権につきましては主張しないということにつきましては、大使と先方との間には了解はございますけれども、麻生委員御指摘の点はまことにごもっともな点もございしますので、なるべく近い将来において善処するように考へておるわけでございます。

○麻生委員 そうしますと、一つの矛盾があるのです。土地は大使館建造の使用目的で借りておりながら、今度建物を建てた。しかし大使館はその一部であり、他の一部は商社に使わせていいんだとかつてに日本政府が判断している。これは使用目的に矛盾しませんか。

○内田説明員 お答え申し上げます。

この点につきましてはインドネシア、特にジャカルタにおける極度な住宅事情の逼迫という特殊事情から起こつたこととございまして、これは先方政府も了承しております。これはあくまで商社の一時使用の許可でございますので、全く特別な例でございます。

○麻生委員 大体以上申し上げまして――まだ保留しておる部分がございます。しかし、私はこの種の問題をあまり国際的な問題にもしたくもござ

いませんし、できるなら私がこれから申し上げる最後の結論的なことについて、特に外務省の官房長をされております齋藤さんからひとつ責任のある御答弁をちょうだいして、私が納得できれば、この質問はここで打ち切つて、その後の善処にゆだねたい、こういうふうに思ひます。

いままでの質疑の過程で明らかになりましたように、この問題に私は幾つかの疑義を持たざるを得ない。その一つは、大使館、公舎等の建造について、民間商社から不必要な寄付を受けることについての可否ということがございます。これは当然寄付を受ければ、情においても何がしかの見返りをしなければならぬという情が出てくる、これは当然であります。だから、これから特に在外における大使館、公舎等をつくる場合に、それがどうしても間に合わないのであれば、大蔵省はそれに必要なだけの予算措置を当然として、他の民間その他の助力によらずして、日本政府の権限で、日本政府の予算内でこれは建造すべきが至当でありますから、今後このような大使館をつくる場合に、こういうケースが二度とあつてはならないと私は思ひます。この点についての官房長の御判断、大蔵省の御判断、これをひとつ御答弁願ひたい。

それからもう一つは、いづれにしても、寄付をした商社に、ある意味では利権とまぎらわしい、取りざたされるような形で事務所を貸与するということとは好ましくない。なるほど合法的であるかはしらないけれども、これは好ましくない。なぜなら、ここに入つておる商社以外にも、日本の商社は他にあります。しかもその日本の商社は、窮屈なインドネシアの住宅・事務所事情の中で苦境に立つております。またジェットロでは言うに言えないような事務所におるとき――ジェットロは政府の貿易機関ですよ。ジェットロにさえ事務所を貸与しないで、民間商社にこれを貸与しているというだけども、これは政府としては大問題です。外務省だって通産省だって、もとは政府です。そういうことについても考えたときに、寄付をした商社に

利権とまぎらわしいような形で、外国にある国有財産を貸与することは好ましくないと私は判断するが、この点についての特に官房長、大蔵省の御見解、これも第二点として伺ひたい。

それからもう一つは、これは言わずと知れた――どう弁解されようと、これは大使館なんです。土地は大使館をつくるために借りておるのです。ただ、たまたまぐあいが悪いから、いろいろな事情があつて、政治的にこういふことになつた、それはわかります。当時の大使をされておりました齋藤さんの御苦心もよくわかる。また上のほうの政治折衝で、不当な寄付が要求された事実もたぶんお知りでしょう。しかし、それは言えないでしょう。しかし、いづれにしても、そういういろいろな事情があつて、この大使館の中に商社が入らざるを得なくなつたと思ひますが、この商社が永久にここに入つておることに付いて、外務省としては妥当とお考へになつておられるのか、いないのか、この点についてひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

これらの三つの点の御答弁によりまして、最後にもう一点だけ質問をさせていただいて、質問を打ち切りたいと思ひます。御答弁願ひます。

○齋藤(總)政府委員 お答え申し上げます。

第一の予算との関係でございますが、まさに御指摘のとおり、私もそう思ひます。当時のことにつきましては、私もあまり詳しくは存じ上げませんが、予算も決定しまして、一方、先方政府と話もついたので、なるべく早く建築を始めたという希望がございまして、一方、一部の民間会社から、建てるならば、近くのほかの大使館に負けないようなものをつくつてもらいたい、またインドネシア政府もそういうことを希望しておるからというので、寄付の申し出があつて、これを受けたのでありますが、これはまさに非常な特例でございまして、将来はもとより先生のおっしゃつたとおりやるべきだと考へております。

(河本委員長代理退席、委員長着席)
それから第二の民間会社、これは商社だけご

ございませんで、銀行もございすし、航空会社もございすし、建設会社もございすので、民間会社といたたらよろしいかと思ひますが、これもごく一部に限定したのではないのじやないかと私は思ひております。当時そういう希望のあった民間会社に希望を募つて、その結果十四社というものが集まつたわけでございます。当時ジェトロその他一部の商社は、ほかの理由で希望を申し出なかつた、こういうふうに考へております。政府としては、もちろんそういう場合には、一部の会社だけでなくして、できるだけ機会はあるものゝうちに均てんさせるという方針でいくべきだと思ひております。

それから第三の将来の問題でございますが、ただいま内田説明員からも申し上げましたように、これは私の在任中のことになりすので、ここで申し上げるのが適當かどうかはわかりませんが、まさに住宅事情が非常に深刻に達して、一部の商社は中国人の店の二階に間借りして、うやうやなことで、事務所を非常に希望して、大きな建物に日本の賠償でできるはずでございましたが、御存じのような政治、経済情勢で、これはできなくなる、そういう見方が当時非常に強くなりまして、できればこういう大きな大使館をつくるんだから、もし余裕があれば入れてもらいたいというところになったのだと思ひます。しかし大使館の土地として借り入れたことはもちろんでございまして、本来これは大使館のために使うべきだと思ひております。一方、将来大使館の施設というものもつと拡充すべきだと思ひますし、あるいは館員の宿舎等も新しく建てるかあるいは何か措置を講じないといろいろ問題がございすので、将来大使館としてもどうしてもつと広いスペースが必要になるといふ事情がございす。また他方、建築事情も逐次あの国の政治、経済情勢が改善されるに従つてよくなると思ひますので、将来はかかるべき方向、すなわち望ましい方向に持つていきたいというふうに考へております。

○竹内説明員 お説のとおり、国が使用いたしましところの庁舎等につきましては、原則といたしまして、国がみずからの予算をもちまして取得すべきものであるというふうに考へておる次第でございます。

○麻生委員 いまの齋藤官房長の御見解、私もそれが妥當だろと思ひます。これ以上追及は申し上げませんが、いづれにしても先ほど来資料の御提出も願つておりますので、それらを検討した結果、私としても再質問するかしな態度は保留をさせていただきたいと思ひます。

そこで最後に一点、いづれでもいまの御見解によれば、望ましくないという御見解であらうと思ひます。日本が、これは私は特に念を押しておきますが、日本の政党が商社の貿易活動を阻害してはならない。私はそれをやはり助長させて援助して、くのが大使館としては当然の任務であらう。しかしそれはその道の筋がある。いやしくも特定の商社にだけ特定の利益を与えるかのごとき、また国際的な立場から見ていかばかりかと思はれるような方法でこれを援助すべきでは決してございせん。その援助の方法は別個に筋を通して行なうべきだ。だから私はこの質問をもつて、ここに入つて商社を非難するつもりは決してございせんが、しかしいづれにしても近い将来官房長が責任を持つて商社の代表をお招きをいたしたい、この事情を説明されて、善処をしていただくと、その御確約が得られるかどうか、これを最後の質問としてお願いしたいと思ひます。

○齋藤(鎮)政府委員 お答えいたします。ちよつと先ほど申し上げましたように、現地の建築事情もございすし、それから大使館自体現在二十五、六名の人員でございすが、これもますますふえてまいら思ひますので、方向としてはもとより大使館が現在のまま民間会社に使用を許可していくといふことは、見通しとしてはできなくなつていくと思ひます。

他方、一方でただいまのような建築事情で、民間会社に入つていただいた事情もございすので、

で、これは将来民間会社が外で活動ができるという状況をも見合せて処置をしたいと思ひます。御質問もございしましたので、御質問の趣旨はよく関係会社の責任者にもお話ししておきたい、こう考へております。

○麻生委員 以上をもちまして私の質疑はこれで打ち切ります。

○島村委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 いま答弁を聞いておりますと、数点疑問に感じておることがあります。しかし時間の関係がありますから、一点だけお尋ねすることにした。

土地の使用目的は、麻生委員から指摘がありましたように、大使館の敷地として借りる、それから建物の建設目的、これはインドネシア政府の許可が出ておるのだと思ひますが、これも大使館の建築、こういうことで、その目的が明確ではないかと思ひます。ところが先ほど大使館の中に商社が入つておるのではないかと、国有財産の中に大使館とそれからいふゆる民間の敷地が入つておる。そしてインドネシア政府もそのことを了承しておるのだ、さらには一時使用であるからこれはいいのだ、いいのだといふことを使われたのではないのだけれども、受け取るほうは一時的に用だから支障はないのだ、いつでもこれを解除することができるといふ意味の答弁があつたのだ。ですね。期限を一年というのでありますから、それを期限がきたらあとは更新するかあるいはこれを契約を解除するかといふことは、その段階にきてみて……。だからそういうことでインドネシア政府の了承を取りつけておるのだから、別に支障はないのだといふ意味の答弁がなされたと思ひます。そこでこの大使館の敷地として借りた建物も、大使館を建てるということでは建築申請がなされておるのだが、これに対してインドネシア政府が、この契約の更新に對しあるいは解除に對して、何か干渉するといふのか、異議を言ふといふのか、何らかのインドネシア政府の発言というものがそこに出てくる余地がないのかどうかと

いう点が一つ、お答えを聞いて何か危惧があるわけですが、ですからその点をひとつはつきりしていただきたいといふこと、大使館の中はこれは申し上げるまでもなく治外法権であるわけですが、ところが大使館の建物である、その建物全体の中に、インドネシア政府のいふゆる官権の何らかの形の介入といふものがあるのかあり得ないのか、そこいらはどういうことになつておるのか。

それから土地は借りておるわけですが、そのいふゆる地価、これは借りておる場合は賃賃料といふことになるのでありますが、その大体の相場ですね。それはどのくらいであらうか。四億という金を寄付をした、先ほどの答弁ですと、くるといふならもらつておいたほうがいいのだ、全く何といふのか、答弁を聞いておつて、よくそういった答弁ができるものだと思つて、私は何と聞いておつたのです。しかしそれは私はあえて追及いたしません。質疑応答を通じて非常にこれはあまいだ、もう少し何かすっきりした、明らかな説明、契約といふのか、そういうものができないものであるか。

それからジェトロの問題について、入居の申請がなされたといふことを麻生委員は指摘されたのであります。そういう事実はないといふことであつたのであります。ジェトロに対しては、日本政府としてもできるだけこの事務所の使用等については協力をしたいかなければならない、政府の一つの機関なんです。だからそのことはひとつはつきりしていただいて、いまここでお答えができません。あとで調査をしてそのことははっきりしていただきたいと思います。

以上の点について、どなたからでもけつこうでありますから……。

○内田説明員 お答え申し上げます。中村委員の御質問、大体四点だと拝聴いたしましたのですが、第一にこの国有財産のスペースを民間会社に使用許可してゐる。これが契約更改時にお

いてインドネシア政府から何か文句が出ないかというところが第一点だと存じますけれども、この点につきましては、先方との話で三階以上は民間会社で使用許可しているのは存じておりますし、それからインドネシア政府としても地方税をすでに取っておりますので、日本政府が使用を認める会社からこれを使わしているのだという事は存じておりますので、その点についてインドネシア政府からだれに使わせろというようなその指名は出ないのではないかと存じます。

第二点の不可侵権の問題でございますが、不可侵権につきましては、先刻御説明申し上げましたように、明瞭に商社使用部分につきましては、不可侵権は主張しないということでございます。またこれのいろいろな疑いを持たれませんように、各種の面におきまして、その入り口とか何とかを整備しまして、その疑いが持たれないような配慮も加えております。

それから第三点の地代でございますが、これは国有地でございますし、また非常なインフレの時代で、レートが非常にフラクチュエートしておるので、ちょっとたたいまのところお答えいたしかねます。事実上困難ではないかと存じます。

それから第四点の、ジェットロに貸せという、この点先ほど麻生委員の御質問がございましたが、いままでのところ、当方といたしましてジェットロから入りたいという申請はちょうどいいではないわけでございますけれども、いま麻生委員、それから中村委員のお話のございました、ジェットロにそういう強い御希望があるならばまた御相談申し上げます、こう存ずる次第でございます。

○中村(重)委員 地代が非常に高い。三階以上ということになっているのですね。直接地代を商社は払う必要はないわけですね。だから何か使用料を払っているのだけれども、地代を払うだけの出費があったならば、いわゆる建物の使用料を払うということ、なおそれが安いかもしれないという点ですね。それから民間の商社がインドネシア政府からそれらの土地を借りることができるのか

どうか。借りられない、だからして大使館を建てる。大使館建設の用地に建物を建て、これを民間に貸す。こういうことになると、いかにも四億というたぐさんの金を寄付してもらったんだ、実際はそのために便宜を供与したということだけになってまいりまして、国有財産の使用というような問題からやはり何か、私はこれから検討してみたいと思うのでありますけれども、問題が出てくるような感じがいたします。しかしそのことについてのお答えはいたしません。ありますれば、していただいてけっこうであります。決算委員会等において私はこれらの問題は取り上げてまいりたいと思っておりますのでありますが、何かお答えがあればひとつ……。

○島村委員長 次会は、明十二日水曜日、午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会